

今昔物語

の事を記せる國文の歴史なり。藤原爲業の作とも、赤染衛門の作ともいへど確ならず。
(五) 今昔物語 六十卷。本名を宇治大納言物語といふ。日本・支那・印度の古今の雑話を、國文にて平易に記したるものなり。宇治大納言源隆國の作。

宇治拾遺物語

(六) 宇治拾遺物語 十五卷。今昔物語の拾遺にて、諸國の雑話を記し、當時の人情風俗をそのまま寫したれば、今昔物語と共に歴史考究上得難き良書なり。源隆國の作。

三蹟

【書畫】 書道には醍醐・朱雀・村上の三朝に歴仕したる小野道風能書の譽高く、藤原行成・藤原佐理と共に三蹟の稱あり。道風の書を野蹟といひ、行成の書を權蹟、佐理の書を佐蹟といふ。菅原道眞・紀貫之も亦有名なり。繪畫は仁明・文徳の朝に百濟河成あり。巨勢金岡は清和以後五朝に歴仕し、共に佛畫に名高し。金岡は畫家巨勢派の祖にして、宇多天皇の朝に紫宸殿の賢聖障子を畫けりといふ。子孫世世業を傳へ、後の日本畫家皆巨勢氏を宗とす。村上の朝に飛鳥部常則あり、亦能畫の稱あり。後冷泉天皇の頃に宅磨爲成あり、畫家宅磨氏の祖なり。

百濟河成

巨勢金岡

賢聖障子

【書畫】 書道には醍醐・朱雀・村上の三朝に歴仕したる小野道風能書の譽高く、藤原行成・藤原佐理と共に三蹟の稱あり。道風の書を野蹟といひ、行成の書を權蹟、佐理の書を佐蹟といふ。菅原道眞・紀貫之も亦有名なり。繪畫は仁明・文徳の朝に百濟河成あり。巨勢金岡は清和以後五朝に歴仕し、共に佛畫に名高し。金岡は畫家巨勢派の祖にして、宇多天皇の朝に紫宸殿の賢聖障子を畫けりといふ。子孫世世業を傳へ、後の日本畫家皆巨勢氏を宗とす。村上の朝に飛鳥部常則あり、亦能畫の稱あり。後冷泉天皇の頃に宅磨爲成あり、畫家宅磨氏の祖なり。

【美術・工藝】 貴族の奢侈榮華に伴ひて、建築・彫刻・織物・蒔繪等の美術・工藝は大に發達し、優美華麗なるこの時代の特色を發揮せり。道長が建立せし法成寺、頼通が營みし宇治の

平等院の如きは精巧華美を極めたるものにて、平等院の鳳凰堂は今に現存して當時の美術・工藝のおもかげを偲ばしむ。堂内には當時の名工定朝の作と傳ふる佛像、宅磨爲成の筆になれる壁畫あり。

家屋

【風俗】 貴族の邸宅は多く寢殿造にして、中央に正殿あり、之を寢殿といひ南面す。主人常住の所なり。その東・西・北に對屋あり、家族の居る所とす。夫人は多く北對に居る、北方の稱これより起るといふ。東西の對屋より南へ廊を通じ、その廊の盡くる所に各一屋を構ふ。東を泉殿といひ、西を釣殿と名づく。東西廊の中程に各小門あり、廊の内を切通にして扉を設けず、之を兩中門といふ。寢殿の前には池を湛へ、中島を築き橋を架す。その他小山を築き、遣水を流し、石を疊み瀧を走らし、前栽を設くる等その結構美麗を極めたり。源融の河原院、藤原兼家の東三條の第、藤原頼通の高陽院など殊に有名なり。調度・衣服も亦之に伴ひて優美・華麗なるものを用ひしかば、織物・染物・縫物等より蒔繪・彫刻等美術・工藝の進歩著しかりき。

歌舞音楽

この頃行はれし音楽には雅樂・神樂・東遊・催馬樂・風俗・朗詠等あり、雅樂は本邦固有のもの、唐・高麗・新羅・百濟・吳等の舞樂を傳へしものとあり、朝廷の節會・儀式に用ひ、神樂・東遊は本邦固有のものにて神事に用ひ、催馬樂・風俗・朗詠等は多く宴遊に用

ひられ、猿樂も亦この頃より行はれたり。その他の遊戯には蹴鞠・圍碁・雙六・詩合・歌合・繪合・香合等あり。

古は一定の時期の外、衆人の故なくして群飲するを禁ぜられ、朝廷の宴會にも各時期ありて正月一日の元會、七日の青馬節會、十六日の踏歌節會以上を三三月三日の曲水宴、五月五日の走馬節、七月七日の相撲節、十一月の新嘗會を節日として令にも記され、又正月十七日・七月二十五日・九月九日を加へて、式にも載せたるに、この頃は令式の外に旬宴・内宴等多く行はれ、年初には二宮の大饗あり、大臣も亦大饗を行ひ、その他貴紳の邸第には詩歌管絃の會の後には一獻・三獻の群飲日を追うて多くなりたれば、其の下の諸司・諸院の人も自らその風習に染み、群飲佚遊の弊漸く長じ、人初めて新任すれば、燒尾荒鎮セウビクワウチンと稱し、その人を責めて飲を求め亂酔度なく、若し之に應ぜざれば狼藉モウキヤク至らざるなく、或は祓除の日には、諸衛府の舍人酒食を求め、被物を責む。朝廷屢禁令を發すれども止まざりき。

佛教の流行につれて神事・佛會盛に行はると共に迷信も亦甚しく、天變・地異・疾病・事故ある時には名僧を招じて加持・祈禱するを例とし、陰陽說亦一般に流行し、嫁娶・元服・葬儀等より居所を轉ずる等の些事に至るまで陰陽家に托してその時日方位を選定せしめ、物怪・死靈・生靈を怖れ、方違・物忌などいふこと行はれ、柔弱の風一般にしみわたれり。當時の

迷信
陰陽說

群飲の風

信仰迷信の一斑は物語類及び日本靈異記・日本往生極樂記等によりても知ることを得べし。

東遊
催馬樂

〔一〕東遊 東舞ともいふ。東國の風俗歌に合せて舞ふ故に名づく。後東國の歌謠多き中、人の最も駿河風を悦びしを以て、直に駿河歌を目して東遊といふに至れり。

風俗歌

〔二〕催馬樂 もと路頭里巷の歌謠なるが、唐樂専ら行はるる世となりてより、その音調により、その時代の人の好尚に適すべき譜を定めて歌ひ、終に高貴の人の用ふるものとなれりといふ。呂律の二旋あり。その調呂旋は雙調、律旋は平調を常とす。皆的拍子の曲にして舞なし。

朗詠

〔三〕風俗歌 もと諸國に行はれし歌謠の中より曲調のよろしきを選びて歌ひしなり。

節會

〔四〕朗詠 和漢の詩文の中にて雅趣ある句に、曲節を施して朗吟するものなり。催馬樂・風俗・朗詠等を野曲といひ、又唱歌ともいへり。

猿樂

〔五〕節會 朝廷にて節日に群臣に饌を賜ふをいふ。大儀(即位・拜賀等)・中儀(白馬・端午・豊明等)・小儀(元日・踏歌等)の三種あり。大儀には上下禮服を著し、中儀・小儀には常袍を用ふ。別に任大臣節會あり、大臣補任の時饌を賜ふなり。

元會

〔六〕猿樂 又散樂。もと諧謔を旨としたる雜藝の總稱なりしが、轉じて歌に合せて演ずる一種の舞樂即ち猿樂の能(單に能ともいふ)をいふこととなれり。起原詳ならざれど、奈良正倉院に天平勝寶中に用ひし猿樂の裝束存するによりて古くより行はれしを知るべし。猿樂の能をいふに至りしは鎌倉時代以後の事なり。

〔七〕元會 元日節會なり。正月元日天皇紫宸殿に御して、宴を群臣に賜ふ朝儀をいふ。

青馬節會

(八) 青馬節會(白馬節會) 正月七日朝廷にて行はるる恒例の公事。此の日天皇馬寮の青馬(黒に青みを帯びたる馬)を引くを覽給ふ儀式。馬は陽の獸にて青は春の色なり。正月七日に青馬を見れば年中の邪氣を除くといふ故事より出づ。延長の末頃より白馬を用ひ、文字も白馬と書けど、詞には猶アラウマといひ習はしたり。

踏歌節會

(九) 踏歌節會 毎年正月男女の舞人を朝廷に召して踏歌を奏せしむる儀式。男の舞人の奏するを男踏歌(十五日に行ふ)女の舞人の奏するを女踏歌(十六日に行ふ)といふ。踏歌の名稱は支那より傳へたれど、法は歌垣より轉化したるものの如し。

旬宴

(一〇) 旬宴 月初に行はるる宴會をいふ。もとは毎月朔に行はれしが、後には夏冬の二季及び十一月一日が冬至に當れる時にのみ行ひ、又内裏造營の後、及び御即位の後始めて政事に臨み給へる時にも行へり。夏冬は恒例にて、夏は孟夏旬、冬は孟冬旬と稱し、併せて二孟旬といへり。十一月一日は朔旦冬至と稱し、内裏造營後のは新所旬、御即位後のは萬機旬と稱す。

内宴

(一一) 内宴 宮中内宴の節會にて、正月二十一日仁壽殿にて行ふを恒例とす。

大饗

(一二) 大饗 王朝時代に行はれし饗宴の大なるものにて、二宮大饗・大臣大饗の二あり。二宮大饗とは毎年正月二日、親王・公卿以下が中宮・東宮に拜賀したる後、玄輝門の西廊に於て中宮の饗につき、次に東廊に於て東宮の饗につき、三獻の儀あるをいひ、大臣大饗とは大臣に任ぜられたる時、諸大臣以下殿上人を招きて饗するをいふ。

燒尾荒鎮

(一三) 燒尾荒鎮 王朝時代、人を賣めて飲酒すること、即ち任官叙位の際、其の人を賣ひて祝宴饗應

方違

せしむるをいふ。燒尾は支那にて酒宴の事をいひ、荒鎮は荒びを鎮むるといふ其の時代の俗語なり。
(一四) 方違 陰陽家の説にて、天一神及び金神のある方を避くるをいふ。即ち他行せんとする時、その往かんとする方角が、その年の金神に當るか、又は天一神遊行の方に當れば、前夜他の家に宿し、方角を違へてゆくなり。

物忌

(一五) 物忌 何か心懸りのある時、數日間家内に引籠りて謹慎するをいふ。

日本靈異記

(一六) 日本靈異記 日本國現報善惡靈異記ともいふ。三卷。漢文にて雄略天皇の時より光仁天皇の御代に至る、朝野の事實因果應報に關することを記したるもの。奈良藥師寺の僧景戒の著。

日本往生極樂記

(一七) 日本往生極樂記 一卷。慶滋保胤の著。聖德太子・行基・傳教以下佛教信者四十二人の傳を輯録したるものなり。

試驗問題

○遣唐使廢止前後の文明の差異(美術) ○遣唐使廢止の理由とその結果(陸士) ○平安朝の名士二名(海軍) ○紀長谷雄(文藝・東師) ○三善清行(東商) ○紀貫之(東女師) ○源順(海軍) ○假名文字の起原(商船) ○寢殿造(美術) ○大饗(文本) ○今昔物語(文本) ○奈良時代と平安時代との文化の特色を比較せよ(高校) ○伎樂猿樂(文藝) ○日本靈異記(文本)

第十九章 刀伊の入寇 前九年の役

【刀伊の入寇】 一條天皇の長徳三年紀元一六五七年六月高麗の使來朝して書を獻ず、廷議報ぜず、嚴に邊備を警む。冬高麗西陲を劫掠す。太宰府その賊三十餘人を獲、貴鴛島キカの人も亦高麗の

高麗の入寇

刀伊の入寇

藤原隆家賊を却く

賊を捕獲せり。尋で長保元年紀元一六五九年八月太宰府また高麗の賊を却く。かくて外警漸く起りしが、後一條天皇の寛仁三年紀元一六七九年三月トイ刀伊の賊船五十餘艘對馬を侵し、人民を劫掠す。島守遠晴トホヘル、姓氏傳太宰府に走りて變を告ぐ。賊壹岐を襲ふ。島守藤原理忠マサタケ防ぎ戦ひて死し、全島の人民殆ど殺戮せらる。四月賊轉じて筑前に逼る。時に藤原隆家太宰權帥たり、報を得て直に兵船を具へ、戰士を徴して要害を扼せしめ、且急を京師に報ず。賊怡土郡今の絲島に至る。文室忠光・多治久明等タヂノヒサアキラよく禦ぎ賊數十人を斬る。賊能古島筑前國早良郡を奪ふ。隆家前太宰少監大藏種材・藤原明範等をして警固所を守らしむ。賊之を襲うて克たず、筥崎宮筑前國糟屋郡を燒かんとして又敗れ、走りに能古島を保ちしが、我が軍兵船に乗じて追撃するに及び、走りに肥前に至り松浦郡を侵し、前肥前介源知に破られ、遂に潰走せり。この役我が兵の殺害せらるるもの三百八十二人、生擒せられしもの千二百八十人、その中生還するを得しは僅に三百人に過ぎず、牛馬の掠奪せられしもの百九十九頭なりきといふ。朝廷報を得て大に驚き、勅符を太宰府に賜ひ、要害を堅めて兇賊を禦ぎ、神佛を祈禱して當境を守るべきを令し、又北海・山陰・山陽・南海四道の警備を嚴にし、伊勢大廟以下十社に奉幣して祈禱を修め給へり。

事平ぎて後、隆家將士の戦功を奏して賞を行はんことを請ふ。時に朝廷にては勅符未だ至らざるに事平ぎたれば賞を與ふべからずとの議論盛なりしが、藤原實資之を駁して、「邊境に

廷議隆家を賞せず

ありて賊を禦ぐに何ぞ勅符の下るを待たんや。太宰府時機を失はず、直に兵を發して賊を退け、大事に至らざりしは措置の宜しきを得たるなり、これを賞せざらんには、向後邦家に忠を致すものなからん」と論じ、大納言藤原齊信も亦これに賛しければ、朝議遂に賞を與ふるに決せり。然れども唯隆家の部下を賞せしのみにて、隆家は遂に賞に與らざりき。蓋し當時は、頼通の攝政の時にして、道長もなほ生存中なり、隆家は伊周の弟にして道長と善からざれば、朝臣等道長父子に媚びたるものなるべし。

刀伊

〔一〕刀伊 刀伊は女眞なり。今の露領沿海州にして黒龍江の兩岸に占居す。即ち古の肅慎・靺鞨の故地なり。初は黒水靺鞨と稱し、渤海に隸屬せしが、契丹が渤海を滅すに及び契丹の附庸となり、女眞と稱せり。我が邦にて刀伊と稱するは、當時韓人の稱呼を聞きて之に従ひしものなるべしといふ。

平忠常反す

【平忠常の反】 後一條天皇の長元元年紀元一六八八年六月前上總介平忠常反す。忠常は高望の曾孫なり。下總に居り上總介に任じ武藏押領使たり。族衆の強盛なるを恃み、國司を凌辱して課役に従はざりしが、ここに至りて反し、上總の國府を陥れ、安房の國守を殺せり。朝廷檢非違使平直方等ナホカタを遣し、東海・東山二道の兵を率ゐて之を討たしめ、又官符を北陸道に下し、二道の兵と共に之を討たしめ給ふ。直方久しうして功なかりければ、三年九月直方を召還し、更に甲斐守源頼信に命じて之を討たしめ給ふ。四年頼信進みて忠常を伐つ。忠常畏れその二子

源頼信の征討

と共に降を請ふ。頼信之を許し、忠常等を將めて還る。美濃に至りて忠常病死せしかば、その首を斬りて京師に傳へ、亂平ぎぬ。

後朱雀天皇

後冷泉天皇

安倍頼時反す

安倍貞任反す

【前九年の役】 後一條天皇の後、後朱雀天皇を経て後冷泉天皇位に即き給ふ。この天皇の御代に安倍頼時・貞任の亂あり。頼時は父祖以來世世陸奥に居り俘囚の長たり。頼時に至り一族強大にして、膽澤・和賀・江刺・稗拔・志波・岩手の六郡を領して勢を張り、資産豊饒なれども賦役を勤めず、國司も之を制すること能はざりき。永承中國司藤原登任之を討ちて大敗す。事朝廷に聞えしかば、永承六年紀元一七一一年 頼信の子源頼義を陸奥守兼鎮守府將軍となし之を討たしめ給ふ。頼義その子義家と共に陸奥に至るや、偶大赦ありて兵を罷む。頼時大に喜びて之に服す。然るにその後、頼時の子貞任事を以て頼義の部將を襲ふ、頼義怒りて貞任を捕へんとす。頼時之を聞き、衣川陸中國西磐井郡平泉村關山に據りて再び叛せり。天喜五年紀元一七一七年 頼時は誅に伏したれども、貞任驍勇にしてよく兵を用ひ、官軍利あらず。時に頼義任滿つ。朝廷藤原良經を陸奥守となす。然れども賊未だ平がざるを以て辭して任に赴かず。因りて頼義を再任せしめ、源齊頼を出羽守とし、官符を諸國に下し、兵糧を徵發して貞任を討たしむ。齊頼遷延して兵を發せず、諸國の兵糧も亦至らず、貞任の兵勢益熾なり。康平五年紀元一七二年 頼義再任の期も亦終へたれば、高階經重を陸奥守となしたれども、國人皆頼義に従はんとせしかば、

貞任誅に伏す

經重は歸京せり。頼義出羽の豪族清原武則を誘ひて援となし、兵を合せて進撃し遂に衣川を陥る。貞任遁れて鳥海柵陸中國膽澤郡金崎村を保ちしが、又敗れて厨川柵陸中國巖手郡に退く。頼義進んで之を圍み火を放つて之を燒く。貞任誅に伏し、弟宗任は出で降り、餘黨悉く平げり。世に之を前九年の役といふ。武則功によりて鎮守府將軍となり、安倍氏の舊地を領せり。かくて源氏の勢望は次第に東國に高まりぬ。

試験問題

- 刀伊賊の入寇文殊・廣師
- 刀伊の賊海軍
- 藤原隆家文本・海軍・京大豫
- 藤原實資文本
- 源氏興起の理由陸士
- 源頼義東師
- 衣川東女師
- 藤原實資東師

第二〇章 後三條天皇 院政 僧兵

後三條天皇

【後三條天皇】 後冷泉天皇崩じて皇弟後三條天皇位に即き給ふ。醍醐天皇より後冷泉天皇まで十一代の天皇は皆藤原氏の所生におはしませしかば、この間政權全く藤原氏に歸せり。然るに後三條天皇は御母は三條天皇の皇女なるが上に、御氣性剛毅嚴明にして、才學すぐれ給ひたれば、關白藤原頼通は天皇の立ち給ふを好まず。初後朱雀天皇が位を後冷泉天皇に譲り給ふ時、この天皇を皇太弟にとの詔ありしに、頼通は皇太弟の事は不急の事なればとて詔を奉ぜざりき。頼通の異母弟權大納言能信、頼通の意を悟り、「皇太弟のこと今日決し給はでは行はれ難し」と奏し奉りければ、再び頼通を召して之を命じ給ひ、漸く皇太弟に立ち給ひき。

後三條天皇即位の事情

されば、頼通はその藤原氏の所生にあらざるを辭として壺切の劍をも奉らず、なほその女を後冷泉天皇の皇后となし、皇子生れ給はばと期したりしも、皇子遂に生れ給はざりければ、天皇東宮に在すこと二十三年にして漸く位に即き給へり。天皇はいたく藤原氏の專權を惡み給ひ、之を抑制して大權を皇室に恢復せん御志あり。頼通も之を察しけるにや、天皇即位の日を以て關白を辭し宇治に屏居し、弟教通之に代りたれども、又父祖の權勢なく、藤原氏の勢力次第に衰へたり。

【解説】(一) 壺切の劍 もと藤原長良の劍なりしが、醍醐天皇皇太子たりし時、藤原基經始めてこれを上りて以來、東宮相傳の例を開き、立太子の時必ず傳へらるることとなれり。後冷泉天皇の朝内裏焼亡の時、この御劍も失せしかば、他の劍を以て之に代へしめ給へり。これ即ち今の御劍なり。

記録所の新設

莊園の停止

弊政の改革

【記録所の政】 天皇東宮に在しし間、大江匡房を師として頗る政理に通じ給ひ、即位の後萬機の政を親らし、弊政を改め紀綱を振張し給ふ。この頃權門・勢家・社寺等の莊園益増加して朝廷の歳入減じ、地方の政紊亂して人民疲弊し、弊害甚しかりしかば、天皇は即位の翌年延久元年 紀元一七二九年 始めて記録所を設けて諸國の莊園を調べ、寛德後冷泉天皇の年號以後新置の莊園は一切之を停止し、その以前のものも證券明ならず、國務を妨害するものは悉く之を止め給へり。また地方制度紊亂の本たる國司コシヤクの成功重任コウコウジュウニシを禁じ、賣官の弊を改め、沽價の法を定め、物價の騰貴を防ぎ、斗升トシヤウの法を定めて量制の公平をはかり給へり。當時風俗華侈に流れ、下吏の車と雖も金を以て飾るに至る。天皇その弊を革め給はんとし、即位の初石清水行幸の途次、鹵簿を拜觀する都人の車に金飾あるを見て、鑾輿を駐め、命じて盡く剝ぎ去らしめ給へり。後賀茂行幸の際には絶えて金飾の車なかりきといふ。されば御親らも質素儉約を主として奢侈を戒め給ひしかば、世の風紀大に改まり、朝綱再び張れり。

院政の御志

天皇在位僅に五年、御病によりて位を皇子白河天皇に譲り給ふ。天皇は攝政・關白が政權を私するは、職として歷朝の天皇位を譲り給へば、幼帝を攝關に托して全く政務に與り給はざるによるものなれば、讓位の後も幼帝を輔けて親ら政務を決せんとの御志なりしに、讓位の翌年崩じ給ひて、御志を果し給はざりき。天皇崩じ給ふや天下皆之を惜み奉り、前關白頼通すら、「季世の英主早く崩じ給ふ。國家の不幸之より大なるはなし」とて大に歎き奉れり。

記録所

成功重任

【解説】(一) 記録所 後三條天皇の朝始めて置かれしものにて、初は莊園の券契の是非を勘決して、記録すること掌る、故に記録莊園券契所の稱あり。後醍醐天皇復興し給ふに及びては、諸司・諸國・諸人の訴訟を裁斷し、天下の大事を議決するに至れり。上卿・辨・寄人等の職員あり。

(二) 成功・重任(賣官の弊) 賣官は官庫の缺乏に基く。元正天皇以後、往往人民の資財を獻納せしものに位を賜ふ事ありしが、醍醐天皇の頃には既に之を以て國用を助くる一法となせり。この朝播磨國の解文に「この國の百姓過半は六衛府の官人、宿衛と稱して課役に備はらず」といひ、但馬國の解文

斗升の法

にも「この國にて資産を有し事に従ふことに堪ふべき輩は、既に諸衛府の舍人を帶ぶ」といへり。賣官のいかに甚しかりしかを知るべし。されば各地の富民は私物を獻じ、又は造宮・造寺等朝廷臨時の公用を勤めてその功を成し、以て任官・叙位せらるるを例とす。之を成功といふ。又國司の任期満つるや費用を獻じて造營等に備へ、以て再任を請へり。之を重任の功といへり、即ち一種の賣官なり。

(三) 斗升の法 斗升の古制漸く紊亂せしかば、後三條天皇は延久四年九月新に器を作らしめ、親しく籬竹を折りて之が寸法を定め給へり。世に之を延久の宣旨樹と稱す。

白河天皇

【院政の始】 白河天皇は剛毅果斷にして頗る御父後三條天皇の風あり、政治を親裁し給ひ

堀河天皇

しかば、教通・師實モロザネの子相ついで關白たりしも唯名のみにして、實權を有せざりき。天皇位を皇子堀河天皇に譲り給ひて後、なほ院中にありて政を聽き給ふこと堀河・鳥羽・崇徳の三朝四十四年に及べり。これより院政始まり、院宣は詔勅よりも重く、天皇は唯垂拱して成を仰

院政始まる

ぎ給ひ、攝・關・大臣は唯員に備はるのみとなれり。白河上皇は又北面の武士を院中に置きて警衛に任じ給ふ。武士登庸の道開かれたり。

院宣・院廳・院司

院宣とは院司が院(上皇又は法皇)の旨を奉じて下知する文書をいふ。

院廳の下文

院廳とは院の政を行ふ所をいふ。別當・執事・年預・判官代・主典代・藏人等の職員あり、之を院司といふ。院の旨を奉じて院廳の官人等が連署して下す文書を院廳の下文といふ。

北面の武士

北面の武士 院の北面ともいふ。院中の警衛を掌り、御幸には弓矢を負ひて車駕を警衛す。上下に分れ、四位・五位の武士を上北面、六位の武士を下北面といふ。北面とは院の御所の北面に居る故に名づく。

【白河法皇の崇佛】 白河上皇は深く佛教を信じ給ひ、後剃髮して法皇と稱し給ひ、院政四十四年の間、寺塔を建て佛像を造り、屢盛大なる佛事を行ひ、離宮を營み、四度高野に幸し八度熊野に幸し給へり。この佛教と土木との爲に國用足らず、賣官の弊また起り、莊園も亦漸く増加して、後三條天皇の振張し給ひし紀綱また弛めり。

【僧兵の起原】 歷朝崇佛の結果、僧侶・寺門の地位愈高く、寺領の莊園は年と共に増加し、その富權門にも過ぎたり。而して政令洽く行はれず、兵制廢れて盜賊横行し、諸國の豪族私兵を養ふに及びては、寺院もまた佛法の擁護、莊園の保護等を名として兵を蓄ふるに至れり。従來僧侶は皆課役を免ぜらるる制なるが故に、度縁の制壞れてよりは、天下無賴の徒は圓頂黒衣に姿をかへて寺門に集り、寺院は之を歡迎して大衆クインユクとなし、或は傍近の公私田を横領し、或は他寺を焚毀し、漸く強暴を逞しくせり。就中延曆寺・園城寺・興福寺・東大寺は領地最も多く、數千の僧兵を蓄へ互に勢を争へり。

無賴の徒寺門に集る

【僧兵の横暴】 前にいへる如く白河法皇佛教を信じ給ふこと深かりければ、僧徒は益横暴を極め、特に延曆寺・興福寺の如きは、一は國家の鎮護、一は藤原氏の氏寺たるを恃み、少し

日吉の神輿
春日の神木

く不平の事あれば、直に大擧して京都に亂入し、延暦寺の僧兵は日吉の神輿を陣頭に昇ぎ、興福寺の大衆は春日の神木を奉じて朝廷に嗾訴し、院宣・勅命と雖も之を奉ぜず。剛毅果斷の白河法皇も「天下、朕が意の如くならざるものは、賀茂川の水と雙六の賽と山法師となり」と歎かせ給へり。山法師とは延暦寺の僧徒なり。しかも朝臣は懦弱にして之を制する能はず、朝廷は常に源氏・平氏等の武士をして之を鎮定せしめ、又京都を衛らしめ給ひしかば、愈武士の勢力を助長したり。

神輿入洛
神輿振

〔一〕神輿入洛 延暦寺の僧徒若し訴ふる所あれば、日吉神社の神輿(或は一社・二社若しくは五社・七社など)を奉じ兵甲を帯び京に入りて朝廷に強訴す。世に之を神輿振といふ。當時信仰の盛なる時代なれば、神輿入洛の際には天皇も敬意を表して庭上に下り給ふを例とせり。若し請ふ所聽されざれば神輿を棄てて去る。朝廷神威を畏れ、その意に従ひ或は慰めて還らしむ、その時必ず奉幣あり。

神木入洛

〔二〕神木入洛 春日神社の神人、興福寺の僧徒等少しく意に満たざることあれば、數千人相率ゐて春日の神木に鏡を懸け、之を捧げて京都に入り、禁闕を犯し、權門を叩きて嗾訴す。世に之を神木入洛といふ。神木入洛中は節會を廢し公事を停め専ら謹慎を表し、藤原氏の公卿は奔走してその請の聽されんことを請ひ、若し納れられざる時は擧りて參朝せざる事もありき。歸座するに及びては大抵奉幣使を遣すを例とせり。

延暦寺の良源

〔僧徒横暴の實例〕 枕上天皇の頃延暦寺の僧良源諸君に長じ機界に富み名僧の稱あり。然

東大寺興福寺
の争

れども性傲慢にして姦曲なり。祇園の僧良算と隙あるに及び、兵を遣して之を逐ひ、その寺を己れに隸屬せしめ、且いはく「澆季の世人佛法を輕んず、兵力を藉らざれば佛法を護すべからず」と、即ち惡僧を聚め専ら武技を講ぜしめ、これを衆徒と號して學侶と區別す、即ち僧兵なり。この後諸大寺皆之に倣ひ、兵を擁して禁闕に嗾訴し、或は私鬪をなすに至れり。

山門寺門の軋

冷泉天皇の朝東大寺興福寺と田を争ひ、兵を交へて互に死傷あり。圓融天皇の朝關白賴忠僧餘慶を法性寺座主となす。從來法性寺の座主たりしもの皆圓仁の徒なりしに、餘慶は圓珍の徒なるを以て、圓仁の徒百八十餘人賴忠の第に詣りて強訴す。天皇怒りて百六十餘人の職を削らしめ給ふ。されど餘慶亦地位に安んずる能はずして辭せり。是より延暦圓仁・園城圓珍の兩寺隙を生じて軋轢す。一條天皇の朝餘慶を以て天台座主となす、圓仁の徒數百人宣命を奪ひて敕使を追斥くるに至れり。後一條天皇の朝金峯山の僧徒百餘人國守藤原保昌の苛政を

金峯山の嗾訴

京師に嗾訴す。後朱雀天皇の朝延暦寺の僧徒三千餘人、朝廷が園城寺の僧明尊を天台座主となさんとするを怒り、關白賴通の第に詣りて嗾訴す。賴通平直方に命じて驅斥せしめ、主唱者キヤウツンを捕へて獄に下す。僧徒益忿りて賴通の高陽第を焼けり。後冷泉天皇の朝興福寺僧兵を發

山門の衆徒高
陽第を焼く

僧徒と武人と
の軋轢

して國守源賴親の館を攻む。賴親拒ぎ戦ひ僧徒死するもの多し。乃ち闕に詣りて之を訴ふ、朝議賴親を配流に處す。僧徒と武人との軋轢もこの頃より起れり。

興福寺多武峯を攻む
延曆寺園城寺を焼く

神木入洛の始

延曆寺の僧徒關白師通を呪詛す

叡山興福寺と争ふ

白河天皇の永保元年紀元一七三四年三月興福寺の僧兵數千人多武峯を攻め、山麓の人家三百餘を焼亡す。同年四月園城寺の僧兵數百人日吉神社の祭使を抑留して祭事を遂げしめず、叡山の衆大に怒り數千の兵を以て園城寺を攻む。この後九月に至るまで争鬪絶えず、叡山の僧徒園城寺を焼くこと二回、寺塔・僧房・佛像・經卷悉く灰燼となし、その財物は悉く掠奪し船馬の力を盡して延曆寺に運べり。堀河天皇の寛治七年紀元一七五三年興福寺の僧徒數千人神木を奉じ闕に詣りて嗷訴す。これ神木入洛の始なり。嘉保二年紀元一七五五年には延曆寺の僧徒嗷訴の聽かれざるを怒りて關白師通を呪詛し、鳥羽天皇の天仁元年紀元一七六八年には延曆寺の僧徒數千人灌頂の事によりて嗷訴し、永久元年紀元一七七三年には清水寺別當の事によりて、興福寺の僧徒春日の神人等五千人京師に至りて嗷訴す、朝廷已むを得ずその請を聽し給ふ。然るに叡山の僧徒之を怒り清水寺を破りて悉く房舎を破壊す。同年四月叡山の僧徒、日吉の神人等二千餘人祇園の神輿を昇ぎ洛中に亂入し、法皇の御所に詣り、興福寺の僧實覺を放流せんことを訴へて聽さる。興福寺之を聞き大衆及び春日の神人を聚め、入洛して祇園を焼き叡山と挑戦せんと議す。藤原忠實慰諭すれども聽かず、使をして洛中に徇へしめて曰く、「近日大舉して入洛すべし、藤原の公卿詔命に應ぜんか祖神に従はんか熟慮せよ」と。叡山亦その至るを待つて應戦せんとす。朝廷宣旨を興福寺・延曆寺に下して其の蜂起を止めしむれども従はず。朝廷は遂に源平の武

興福寺の僧徒河法皇を呪詛す

眞衡家衡の争

義家眞衡を助

士に命じて之を防止せしめしが、興福寺の僧徒は怒りて法皇を呪詛するに至れり。
【試驗問題】 ○藤原能信（文本） ○壺切の劍の由來（文本） ○記録所（文本・高松） ○成功重任（文藝） ○成功（文本） ○院政（專檢・海軍・廣師・長商） ○院政の得失（文藝） ○院司（文藝） ○院司の職制（文本） ○僧兵（長商・北農・專檢） ○神木入洛（文藝） ○王朝末に於ける武權勃興の主なる原因（神商）
第二章 後三年の役
【清原氏の内訌】 清原武則前九年の役に勳功あり、鎮守府將軍に任ぜられ、安倍氏の舊地を領し、子武貞・孫眞衡相つぎて一族強盛なり。白河天皇の朝、眞衡異母弟家衡及び叔父武衡と争を生じ、一族藤原清衡（キヨヒラ）また家衡等に應じ、奥羽大に亂れたり。
【後三年の役】 偶源義家陸奥守兼鎮守府將軍となり、兵を發して眞衡を助け、家衡等を沼柵（ヌマシラ）羽後國平鹿郡沼柵村（ノマシラノムラ）に攻めしも戦利あらず。ついで家衡・武衡等金澤柵（カナザハノシラ）羽後國仙北郡金澤村（ノミナトノムラ）に據る。義家之を圍み攻むれども久しくして抜くこと能はず、時に義家の弟義光京師に在りしが、兄の戦利あらずと聞き、官を棄てて來り援け、藤原清衡また家衡・武衡に背き義家に屬す。既にして柵中糧盡き、遂に柵を焼きて遁る。義家の軍追撃して家衡・武衡を斬り奥羽全く平定せり。時に堀河天皇の寛治元年（紀元一七四七年）なり。世に之を後三年の役といふ。

【源氏と東國武士】 亂平ぎて後義家奥羽平定の旨を奏せしに、朝廷之を私鬪として賞せら

中古史 後三年の役

東國の武士源氏に服す

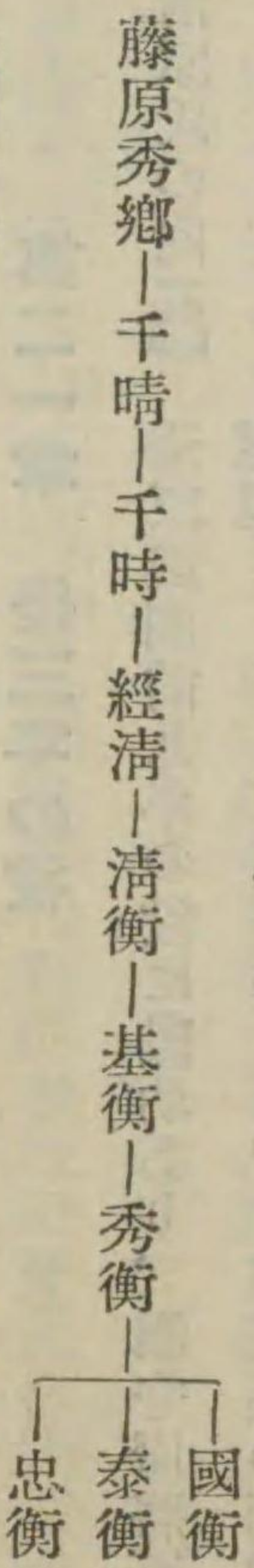
平氏西國武士の心を得

れざりしかば、義家は私財を以て將士を賞せり。これより東國の武士は益源氏に服し、たとひ朝廷に背くも源氏に叛くなかれ」といふものあるに至れり。

【平氏と西國武士】平氏は貞盛の後暫く振はざりしが、その五世の孫忠盛屢功を西南にたてて西國武士の心を得、特に白河・鳥羽兩法皇の信任を受くるに至りてその勢大に加はり、源氏と對抗して相下らず。二氏の競争漸く生まれり。

【陸奥の藤原氏】後三年の役に藤原清衡義家に従ひて功ありしかば、亂後清原氏の舊地を領して平泉ヒライヅ、陸中國西磐井郡陸中國西磐井郡に居り、その勢國司に超え、子基衡モトヒラ・孫秀衡ヒデヒラ相つぎて東北に雄視せり。清衡が建てたる中尊寺チュウモンジの金色堂コンジキダウは今に存して當時の榮華を語れり。

陸奥藤原氏畧系



〔試験問題〕 ○後三年の役(文豫・東師・商船) ○源平二氏が勢を得るに至りし由來(東外) ○平泉(長商) ○保元亂以前に於ける源平二氏の盛衰(文本)

第二章 源平二氏の盛衰

鳥羽天皇

〔鳥羽法皇の院政〕 堀河天皇崩じて太子鳥羽天皇位に即せ給ひしが、はやく位を太子崇徳に譲り、

崇徳天皇

天皇に譲り、白河法皇崩御の後院政を聴き、ついで剃髮して法皇と稱し給ふ。法皇の院政は崇徳・近衛・後白河の三朝二十八年に及べり。

禁中閑散にして公卿風流を競ふ

服制を改む

田樂

政院中より出で、天皇は唯恆例の儀式を行はせ給ふのみにて禁中は閑散事なきを以て、公卿互に風流を競ふに至れり。堀河天皇の寛治七年の端午には菖蒲の根合の催あり、嘉保二年には天皇白河上皇に朝覲して相撲を觀覽あり、又殿上の侍臣等に寮馬を賜ひて蟲を嵯峨野に捕へしむ。侍臣等蟲を尋ね、萩・女郎花を折り併せて籠に盛り、その詠める和歌と共に之を獻ず。乃ち酒を殿上に賜ひ朗詠數回あり。上皇又鳥羽殿に幸して前裁合・和歌遊を催し給ふ。永長元年には殿上の侍臣三十餘人に敕して田樂(ヒツシガク)を學ばしめ、觀覽終日遂に夜更くるに至る。上皇も亦殿上人をして田樂を習はしめ給ふ。是より田樂大に行はるるに至れり。白拍子(ヒシラヒキウシ)も亦この時代より起りて貴人の間に出入せり。鳥羽法皇は容儀を修むるを好み給ひ、左大臣源有仁(アリヒト)と謀りて服制を改め給ふ。從來の裝束(ヒツメ)が強裝束(ヒツメ)となり、烏帽子に額をつくる等はこの時より始まり。而して風俗は益柔弱に流れ、男子も亦女子の態を學びて、眉を剃り黛を施し、白粉を塗り齒を染むるものありき。

〔解説〕 (一) 田樂 もと田植の時農夫の勞を慰め、その業を勵まさんが爲に笛鼓を鳴して踊躍したるに始まり、後田植ならざる時も、その景狀を摸し、之に漢土傳來の一足・高足などの散樂を交へたる一

種の滑稽となり、貴賤に限らず流行し、はては一道の藝となりて専ら法師のする業となり、田樂法師といふもの生ずるに至れり。

(二) 白拍子 舞妓を業とせる婦女をいふ。烏帽子・水干を着けて舞ひ、水干は多く白色を用ふる故に名づく。服装男子に類するより又男舞ともいふ。平安朝の末より鎌倉時代にかけて大に流行せり。

(三) 強装束 衣裳に糊を強くして、之を着用する時折目正しく稜あるやうにするをいふ。

白拍子
強装束
保元の亂の原
因(一)
近衛天皇

後白河天皇

保元の亂の原
因(二)
忠實の偏愛

【崇徳上皇の不平】 法皇は御子崇徳天皇を愛し給はず、強ひて位を近衛天皇に譲らしめ給ふ。天皇は法皇の寵妃美福門院得子の生み奉る所にして、時に御年僅に三歳なり。これより崇徳上皇御心平ならず。然るに、近衛天皇は在位十五年にして崩じ給ひて皇嗣おはさざりしかば、崇徳上皇は親ら重祚し給ふか、然らざれば御子重仁親王を立てんとの御志あり。衆望また親王に歸せり。然るに美福門院は天皇の早世の上皇の呪詛に出づるを疑ひ、法皇に勸めて、上皇の同母弟雅仁親王を立てしめんとし、關白藤原忠通亦之を勸め奉りしかば、法皇その言を納れて雅仁親王を立て給ふ。これを後白河天皇とす。崇徳上皇益不平なり。

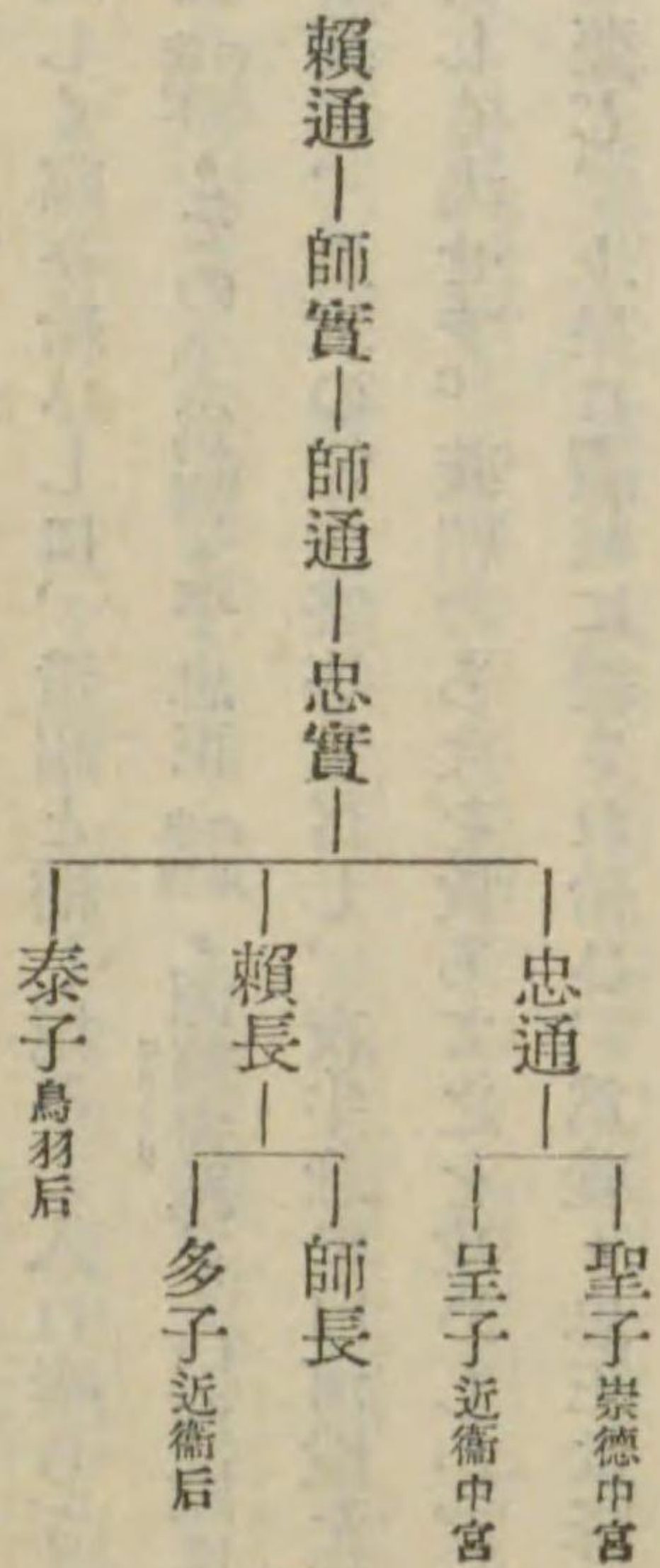
【藤原氏の不和】 藤原氏は師實の後、子師通・孫忠實相ついで攝政・關白となりしが、忠實は最も鳥羽法皇に寵せられ、長子忠通は攝關に上り、次子頼長は左大臣となれり。忠實は忠通を疎んじ最も頼長を愛しければ、法皇亦頼長を寵し給ふ。頼長之を恃みて兄を凌がんとす。近衛天皇立ち給ふや、忠通・頼長各その養女を納れて皇后たらしめんとし、兄弟の嫌隙愈世

忠通と頼長

頼長上皇に親
近す

し。頼長父と謀りて法皇に逼り、遂に養女を立てて皇后となし、忠實また忠通の氏長者を奪ひ頼長に授く。これより頼長益驕恣なり。近衛天皇いたく之を惡み、忠通を信任し給ひしが法皇を憚りて如何ともなし給ふこと能はず、法皇は天皇の頼長を惡み給ふは忠通の教唆に出づとなしてこれを惡み給へり。ついで法皇頼長を以て内覽となし給ひしが、後漸くその驕傲を疎んじ忠通を信じ給へり。されば後白河天皇を立て給ふにも、唯忠通と議して毫も頼長と謀り給ふことなく、幾もなく頼長の内覽をも停め給へり。是に於て頼長大に法皇を怨み、崇徳上皇に親近し奉り、ひそかに機會の到るを待てり。

藤原氏畧系(四)



内覽

【解説】 (二) 内覽 太政官竝に殿上より奏下の文書を、前に内見して萬機を宣行するをいふ。文書内覽についての命を内覽宣旨といふ。後には職名の如くなれり。攝政・關白は必ず内覽するを以て、攝關

保元の亂

ある時は、別に内覽の人を置かざるを普通とす。

【保元の亂】 後白河天皇の保元元年紀元一八七月鳥羽法皇崩じ給ふ、即夜大葬なり。崇徳上皇親しく臨み給ひしに、遺詔と稱し拒みて入れ奉らざりければ、上皇大に怒り頼長と謀り、源爲義義家の孫・その子爲朝・平忠正忠盛の弟・源頼憲等を白河殿に召して兵を擧げ給へり。朝廷乃ち爲義の子義朝、忠正の姪清盛等を召し、夜半急に白河殿を襲はしめ給ふ。爲朝等よく防ぎ戦ひ勝敗久しく決せず。義朝乃ち火を放ちて之を攻めしかば、上皇の軍遂に敗れ、頼長は流矢に中りて薨じ、上皇は讃岐に遷され給ひ、爲義・忠正は降りて斬られ、爲朝は伊豆の大島に流されたり。之を保元の亂といふ。この亂皇室・攝家・武將、皆父子・兄弟・叔姪相分れて互に争ひ、遂に清盛は叔父を殺し、義朝は父を弑するに至る、實に亂倫の極といふべし。

二條天皇

【藤原通憲と平清盛】 保元三年天皇位を御子二條天皇に譲りて上皇後法皇となり院政を聽き給ふ。上皇の院政は二條・六條・高倉・安德・後鳥羽の五朝三十餘年に及べり。時に藤原通憲といふ者あり、博學にして政治に通じ、鳥羽天皇以後數朝に歴史せしが、その妻上皇の乳母たりしを以て特に信任せられ、御在位の間天下の事與り聞かざるはなく、大内の修造・朝會・内宴・記録所の復興等皆その計畫に出づ。保元の亂後通憲薨髮して信西といひ、院政に至りてその威權益々盛なり。平清盛女を以て信西の子成朝に妻し、その婿成となりて漸く羽翼を張れり。

藤原通憲

清盛通憲と結

信頼と信西

義朝と信頼との結托

【藤原信頼と源義朝】 權中納言藤原信頼上皇の寵を受けて甚だ驕恣なり。信西と權勢相軋りて互に相惡む。信頼近衛大將たらんことを望み、上皇之を聽さんとし給ひしに、信西之を諫めて止みぬ。信頼聞きて大に怨み、病と稱して朝せず、陰に信西を除かんことを謀る。時に源義朝は保元の戦功清盛の上において、亂後の聲望却つて之に及ばざりければ、心平ならず、信西に藉りて志を得んとし、信西の子是憲を婿にせんとせしに、信西は之を拒み、却つて清盛と姻を結べり。是に於て義朝亦大に信西に啣む。信頼之を知りて深く義朝と結ぶ。權大納言藤原經宗ツネムネ・檢非違使別當藤原惟方コシカフ亦之に黨し、隙を覗ひて事を擧げ信西を除かんとす。

平治の亂

源氏衰ふ

【平治の亂】 平治元年紀元一八十一月、清盛子重盛等と共に熊野に赴く。信頼・義朝虚に乗じて兵を擧げ、上皇・天皇を幽し奉り、信西を殺し、宮城に據る。時に義朝の子義平、清盛を安倍野アベノ・攝津國東成郡に要せんことを勧めしも、信頼従はざりき。清盛變を聞きて途より還り、まづ上皇・天皇を迎へ奉らんとす。時に經宗・惟方、信頼に黨せしを悔い、夜に乗じて天皇を奉じ、清盛の六波羅ロクハラ第に行幸せしめ奉り、上皇亦潛に出でて仁和寺ニナナジ・山城國葛野郡花園村に幸し給ふ。是に於て清盛、子重盛等をして賊を攻めしむ。信頼・義朝防ぎ戦ひて敗れ、信頼は捕へられて誅せられ、義朝は東國に走らんとして尾張に至り、長田忠致チカサダに殺されぬ。その子弟多く斬られしが、第三子頼朝死を免されて伊豆に流されたり。之を平治の亂といふ。これより源氏の勢力全く衰へ、

平氏獨勢を振ふに至れり。

【上皇天皇の御不和】 平治の亂平ぎて世は靜謐となりたれども、上皇と天皇と御不和にして、天皇の近臣事を用ふるものあれば上皇之を逐ひ、上皇の嬖臣は天皇之を黜け給はんとし、放流相踵ぎて人人危懼の念を懷けり。永曆元年（紀元一八二〇年）藤原經宗・藤原惟方天皇に親政を勸め奉る。上皇之を聞きて震怒し給ひ、平清盛に命じて經宗・惟方を捕へしめ、三月經宗を阿波に、惟方を長門に流す。六月源光保・光宗父子上皇に不利を謀れりとて薩摩に流され、翌應保元年九月には平教盛・平時忠皇弟憲仁親王を立てて皇太子となさんと謀りて官を奪はれ、尋で上皇の親臣藤原信隆・藤原成親等事に坐して官を奪はる。二年六月上皇の親臣源雅實は事に坐して官を奪はれ、源資賢・通家父子・平時忠・藤原範忠等は國家を呪詛すといふを以て配流せらる。上皇嘗て平信範・平時忠の官爵を進めんと請ひ給ひしに天皇聽かず、反りて二人の官を奪ひ給ふ。上皇蓮華王院を慶し給ふ時天皇の臨御を促されしも天皇省み給はず、上皇は造寺の功を賞せんと請ひ給ひしも天皇又從ひ給はざりき。されば世人評して、「天皇政治には長じ給へど孝道には短なり」といへり。

六條天皇

【平氏の全盛】 二條天皇は位を皇子六條天皇に譲り給ふ。天皇即位の翌年憲仁親王（後白河上皇の皇子）は皇太子に立せ給ふ。この時天皇は御年二歳にして皇太子は御年八歳なり。清盛は平氏の

高倉天皇

政權平氏に歸す

の亂後參議に任ぜられしが、權大納言・内大臣を経て、天皇の朝には從一位太政大臣に上り、朝政に與れり。ついで天皇位を皇太子に譲り給ふ。之を高倉天皇とす。天皇の御母（建春門院）は清盛の妻の妹なるを以て清盛の勢愈加はりたるに、己れの女徳子（建禮門院）を納れて天皇の中宮となしたれば、天下の政權一に清盛の手に歸して專横を極め、一族の朝官に列せるもの六十餘人、その采邑は三十餘國に跨り、平時忠（清盛の妻の兄）の如きは「方今平氏の一門にあらざるものは人にあらず」と傲語するに至れり。されば後白河法皇も頗る之を厭ひ給ひ、之を怨むもの亦漸く起れり。

高倉天皇の治承元年（紀元一八三七年）法皇の寵臣藤原成親・僧西光・僧俊寛・平康頼等俊寛が鹿ヶ谷の

成親等の陰謀
重盛薨す

山莊に會して、平氏を滅さんことを謀りしが、事顯はれて、成親・西光は殺され、俊寛・康頼及び成親の子成經は鬼界ヶ島に流されたり。清盛は法皇のこの舉に與し給ひしを疑ひ、幽し奉らんとせしが、重盛之を諫めて纔に事なきを得たり。重盛忠孝の心厚くして度量あり、常に清盛を諫めてその暴を恣にせしめざりしが、治承三年七月父に先だちて薨せしかば、これより清盛の亂行甚しく、法皇が關白藤原基房（モトフサ）とはかりて重盛の領地を沒收し給へりとて、太政大臣藤原師長（モロナガ）以下法皇に接近せる人人三十餘人の官職を奪ひ、やがて徳子の生み奉りし

安徳天皇
重盛の所領

安徳天皇御年三歳を位に即け奉り、己れ外戚となりて益横暴を極めたり。

【解説】 (一) 重盛の所領云々 重盛薨せし時法皇は關白基房(松殿と稱す)と謀りて、その所領越前國を收め清盛には何の仰もなかりしをいふ。この他清盛が所領のことに就て法皇を怨み奉りしことあり。清盛の女盛子中關白基實に嫁して白河殿と稱す。基實早く薨じ、子基通幼なりしかば、基房代りて攝政となる。されど基實の遺領は清盛の計として白河殿傳領せしかば基房の所領は數所に過ぎず、これより松殿と平氏とは常に隙あり。法皇二家を調和の策として盛子を基房に再嫁せしめんとし給ひしも成らざりき。後盛子薨するに及び、法皇は盛子が天皇の御養母といふを名として、白河殿領を收めて朝廷の有となして基通に與へ給はず。清盛大に之を怨めり。

【兵庫築港】 攝津の兵庫は古來の要港たり。西畔に沙嘴あり、海中に突出すること十餘町、和田岬といふ。西南は碇泊に便なれども、東南の風急なる時は風濤高く漕運甚だ艱み、覆没するもの少からず。清盛之を憂へ、私力を以て新島を築きしも完全なる能はず、乃ち治承中官に請ひ、河内・和泉・攝津及び山陽・南海二道の諸國に令してその役に充て、又一切經を石に寫してこれを填め、遂に功を成し、航路始めて患を免る。世呼んで經島といふ。又安藝の音戸の瀬戸を開鑿して航路を便にせり。

【試験問題】 ○藤原忠通(東師) ○藤原通憲(文庫・東師) ○平治の亂の原因(文庫) ○藤原經宗(文庫 文本)
○平時忠(文庫) ○藤原惟方(文本) ○田榮(文庫)

第二章 平氏の滅亡

源頼政以仁王
を奉ず

【源頼政の舉兵】 清盛の横暴日に甚しく、天下の人心漸く平氏を厭ふに至れり。時に源頼光の玄孫頼政といふものあり。従三位に叙せられ、入道して眞蓮と稱し、世に源三位入道といへり。深く清盛の專横を憤り、陰に之を討滅せんとし、高倉天皇の庶兄以仁王高倉宮を奉じ、その令旨を諸國に下して清盛の罪を鳴らす。諸國の源氏令旨を奉じて兵を擧げんとする者多く、延曆・園城・興福・東大等の諸大寺亦皆令旨に従へり。然るに事はやく漏れしかば、頼政は王を奉じ園城寺に據りしに、延曆寺俄に約に背きて平氏に應ぜしを以て、頼政遂に王を奉じて奈良に向ふ。清盛乃ち子知盛トモモリ・重衡等をして之を追撃せしむ。頼政軍を宇治に駐め、宇治橋を撤して戦ひしも遂に敗れて自殺し、その子兼綱・仲綱等或は自殺し或は戦死せり。以仁王は遁れて奈良に走り給ひしが途追兵の流矢に中りて薨じ給へり。時に安徳天皇の治承四年紀元一八四〇年五月なり。尋で山本義經の兵を近江に起すや、延曆寺・園城寺之に黨せしを以て、清盛は平清房等を遣して園城寺を攻めてその堂舎を焼き、平重衡をして南都を攻め、東大・興福二寺を焼かしめ、二寺の僧綱以下の現任を解き莊園を收む。南都・北嶺の兇暴始めて挫けたり。

南都北嶺の兇
暴挫く

源氏畧系(二)

滿仲—賴光—賴國—賴綱—仲政—賴政—

兼綱
仲綱

院より出づるものをもいひ、又攝關家にて、家司を任補する時の文書をもいへり。

【福原遷都】この年六月清盛は天皇・法皇・上皇・中宮子を奉じて、都を攝津福原に遷せり。蓋し京師は南都・北嶺に近くして僧徒の來り犯すこと多きと、東國の源氏漸く蜂起の形勢あり、京都の地は之を防ぐに不便なるとに因れるなり。されど上下遷都を喜ばず怨嗟の聲多かりければ、幾くもなくして又京都に還れり。

【源賴朝の舉兵】この年八月源賴朝、以仁王の令旨を奉じ、北條時政等の助を得て、兵を伊豆に起し、目代平兼隆を殺し、石橋山相模國足柄下郡に陣す。三浦義明主として之に應じ子義澄等をして之に赴かしむ。未だ到らざるに大庭景親等來り攻む。賴朝敗れて安房に走りて再舉を謀る。東國には源氏累代恩顧の武士多かりければ、忽にして房・總及び武藏・相模地方を徇へ、居を鎌倉相模國鎌倉郡鎌倉町に奠めて根據とせり。

國體(二) 目代 人の耳目に代る意にて、地方官の代官、多くは國守の代官をいふ。私置の役にして公

石橋山の戰

都を福原に遷す

目代

授の官にはあらず。地方政治亂るるに及びて、遙授・遙任の官多くなりて、國守は自ら任地に赴かず、その子弟又は家人・郎等などを任意に定めて代り赴かしめ、國守の職務を行はしめたり。これ等を目代といへり。

【富士川の對陣】清盛之を聞きて大に驚き、嫡孫維盛を大將とし、弟忠度・子知盛を副將として賴朝を討たしむ。十月維盛等進みて駿河に至り、賴朝と富士川を夾みて陣す。この時賴朝の弟義經奥州より來り會す。義經はさきに奥州に遁れて藤原秀衡に依りしが、賴朝の兵を擧ぐるを聞きて來り助けしなり。一夜賴朝の將武田信義等兵を潛めて平氏の軍後に出でしに、水禽驚き立つ。平氏の軍その羽音に驚きて敵兵大に至るとなし、戰はずして遁走せり。賴朝平氏を追ひて上洛せんとす。千葉常胤・平廣常等、諫むるにまづ東國を征服して後に關西に及ぶべきを以てす。賴朝之に従ひ、乃ち駿河・遠江に守兵を置き、鎌倉に還る。

【源義仲の舉兵】是に於て源行家は美濃・尾張に、菊池隆直・緒方惟榮等は九州に、河野通清・通信父子は四國に、各兵を擧げて賴朝に應ず。賴朝の従弟源義仲また兵を信濃に起し、越後の城長茂を破りて國府に入り、平通盛を越前に破りて北陸を徇へ、壽永二年紀元一八四三年五月また平維盛・忠度等を越中礪波山に破り、勢に乗じ長驅して近江に至る。時に清盛既に薨じて子宗盛嗣ぎしが、書を延曆寺に遣りて援を請ひしも僧徒從はず。義仲進みて叡山に據り

富士川の戰

義仲京都に迫る

京師に迫る。時に源行家は大和より、源行綱は攝津・河内より、足利義清は丹波より共に京師に入らんとす。宗盛大に恐れ、その一族を率ゐる天皇及び建禮門院子を奉じ、神器を擁して西國に通る。時に壽永二年七月なり。

礪波山の戦

【解説】(一) 礪波山(俱利伽羅谷)の戦 礪波山は加賀・越中の境にありて越中礪波郡に屬す。もと山中に俱利伽羅不動明王の祠ありしを以て一に俱利伽羅峠ともいふ。壽永二年平維盛・通盛・忠度等大軍を率ゐて義仲を討ち、猿馬場に陣す。義仲進みて黒坂に陣し、その夜樋口兼光をして三千餘騎を以て平軍の背後に出でしめ、自ら大手より、數百の牛角に大炬を縛して之を放ち、全軍鼓躁して平氏の軍を挾撃す。平氏の軍狼狽して爲す所を知らず、戦はずして潰亂し、谷に陥りて死するもの一萬八千餘、平知度・爲盛等戦死し、維盛等纒に殘兵を收めて加賀に走る。ついで六月義仲また之を加賀の篠原に破る。是に於て北國全く義仲に従へり。

後鳥羽天皇

義仲の暴行

【義仲の敗亡】 是に於て義仲京都に入る。法皇その功を賞して義仲を従五位下伊豫守に任じ給ふ。時に安徳天皇の西幸によりて京都主なかりしかば、法皇高倉天皇の皇子を立て給ふ。之を後鳥羽天皇とす。義仲は以仁王の王子北陸宮宮の御名を立てんとして志を得ず、大に忿恨し、これより漸く驕恣の行あり、部下の士卒また京師を掠畧して都下騒然たり。法皇之を厭ひて頼朝を召さんとし給ふ。義仲之を聞きて益平ならず、暴行愈募り遂に法住寺殿を焼き、天皇・法皇を幽し奉るに至れり。是に於て頼朝、弟範賴・義經を遣して義仲を討たしむ。義仲

之を宇治・勢多に拒ぎて敗れ、走りて近江の栗津に戦死せり。時に壽永三年正月なり。

平氏福原に據る

【一の谷の戦】 頼朝・義仲相争ふ間に、平氏は西國の武士を従へてその勢を挽回し、京都を恢復せんことを謀り、安徳天皇を奉じて攝津の福原に據り、生田森を東門とし一ノ谷を西門とし、十萬の兵士之を堅守し、山陽・南海の諸國悉く之に屬して兵勢大に振へり。義仲敗死するに及び、法皇、範賴・義經をして之を討たしめ給ふ。範賴は東門より進み、義經の軍は西門より攻め、義經は別に間道より鶴越ヒヨドリゴエの險を下りて、平氏の背後を衝き火を放つて之を焼く。平氏の軍大に亂れ城遂に陥り、宗盛等倉皇天皇及び神器を奉じ海に泛びて讃岐の屋島に赴く。士卒船を争ひて溺死するもの算なく、通盛・忠度・敦盛・知章等戦死し、重衡は虜となれり。

一の谷陥る

【平氏の滅亡】 ついで範賴は山陽道より進軍して九州に渡り、義經は壽永四年紀元一八四五年二月、大風に乗じて攝津の渡邊より進んで急に屋島を襲ひ、大に平氏の軍を破る。宗盛等また天皇を奉じて九州に入らんとせしも、範賴が豊後に在るを以て進むこと能はず、船を回して長門の壇浦トコノウラに泊す。義經舟師七百餘艘を以て之を追撃す。平氏の戦艦五百餘艘拒ぎ戦うて大敗し、清盛の妻二位尼天皇を抱き奉りて海に投じ、知盛・教盛・經盛等平氏の一門多く難に殉し、宗盛及びその子清宗は捕へられて後斬られたり。平氏全盛を極むること僅に二十餘年に

して滅びぬ。時に壽永四年三月なり。

義經乃ち捷を法皇に奏し、四月神鏡・神璽及び建禮門院を奉じて京都に歸れり。神劍は海に沈みて遂に得ること能はざりしかば、晝御座劍を以てこれに代へ給ひしが、後土御門天皇の朝に至り、更に伊勢の皇大神宮の神庫中にありし寶劍を以て之に代へ奉れり。

屋島の戦

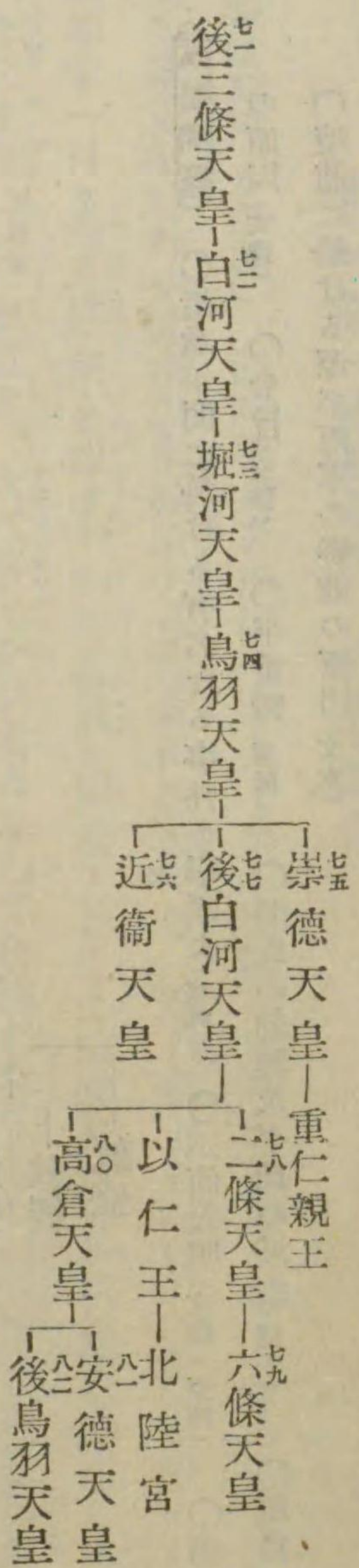
〔圖説〕(一) 屋島の戦 平宗盛一の谷の戦に敗れ、安徳天皇を奉じて讃岐の屋島に據り、平知盛は九州の兵を督して豊前門司の關を固む。義經兵船五艘を率ゐる風波を冒して阿波の勝浦に著き、百五十騎と共に上陸し、二月十九日屋島内裏の向浦に至り、火を牟禮・高松の民家に放つ。平氏の軍以て大兵到れりとなし、急に舟を整へ宗盛等主上・女院を奉じて海に浮び、源軍と海陸相戦ふ。二十一日宗盛等同國志度浦に退く。義經八十餘騎を率ゐて追撃す。平氏の軍義經の兵少きを見て、千餘人渚に上りて戦はんとせしが、會屋島に留りたる二百餘騎の將士馳せ來りて義經に従ふを見て、平軍未だ戦はずして又船に上り、波に浮びて去る。

壇浦の戦

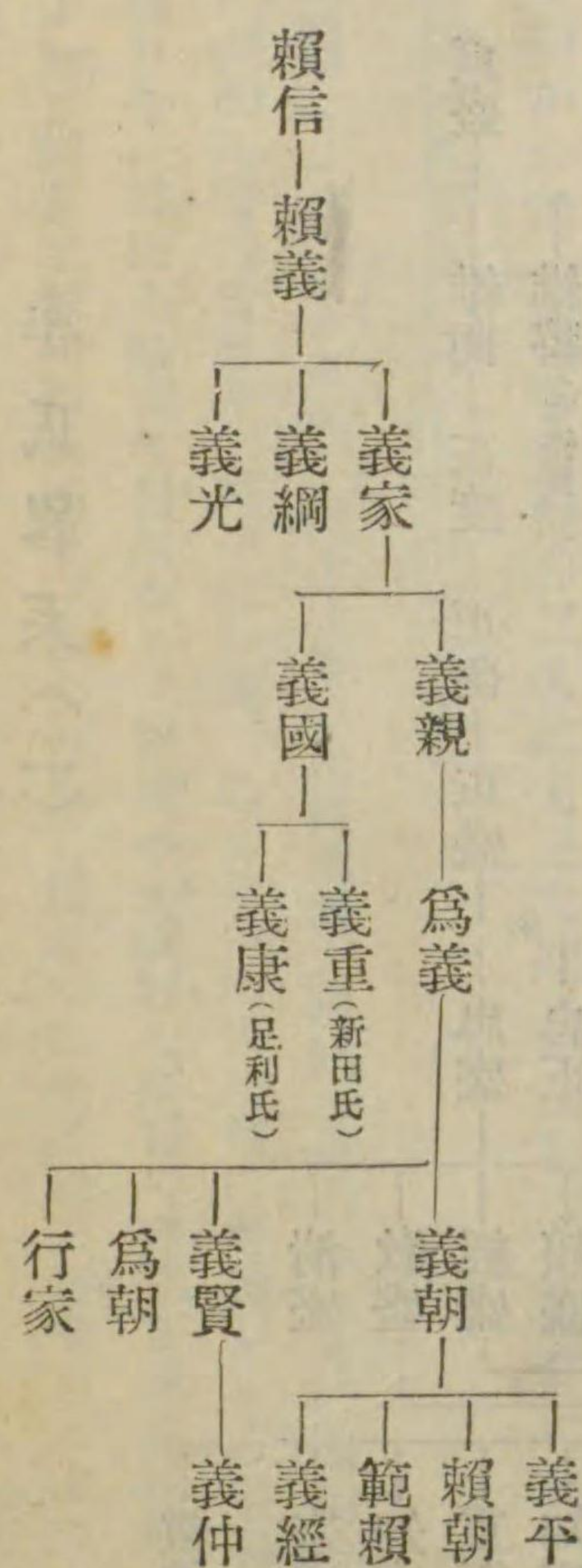
(二) 壇浦の戦 平宗盛等屋島に敗れ、遁れて長門壇の浦の波上に漂ふ。壽永四年三月、義經舟師を率ゐて四國より壇浦に赴き、進んで壇濱奥津の邊に著す、平氏の陣を距ること三十餘町。平氏之を聞き、彦島を出で、赤間關を過ぎて田濱に至る。三月二十四日源平の諸將各舟師を率ゐて大に壇浦に會戦す。兩軍相距ること僅に三町許、平氏まづ五百餘艘を三隊に分ち挑み戦ふ、山家秀遠及び松浦黨先鋒たり。源氏亦八百餘艘を以て應戦す。會田口重能反して義經に降る。時に源範賴大兵を率ゐて

豊後に在り、平氏又退きて保つに處なし。平知盛等形勢の非なるを見、進んで義經と會して勝敗を決せんとし、全軍亦悉く死を決して奮戦せりと雖も、午の刻に至りて、遂に敗潰せり。

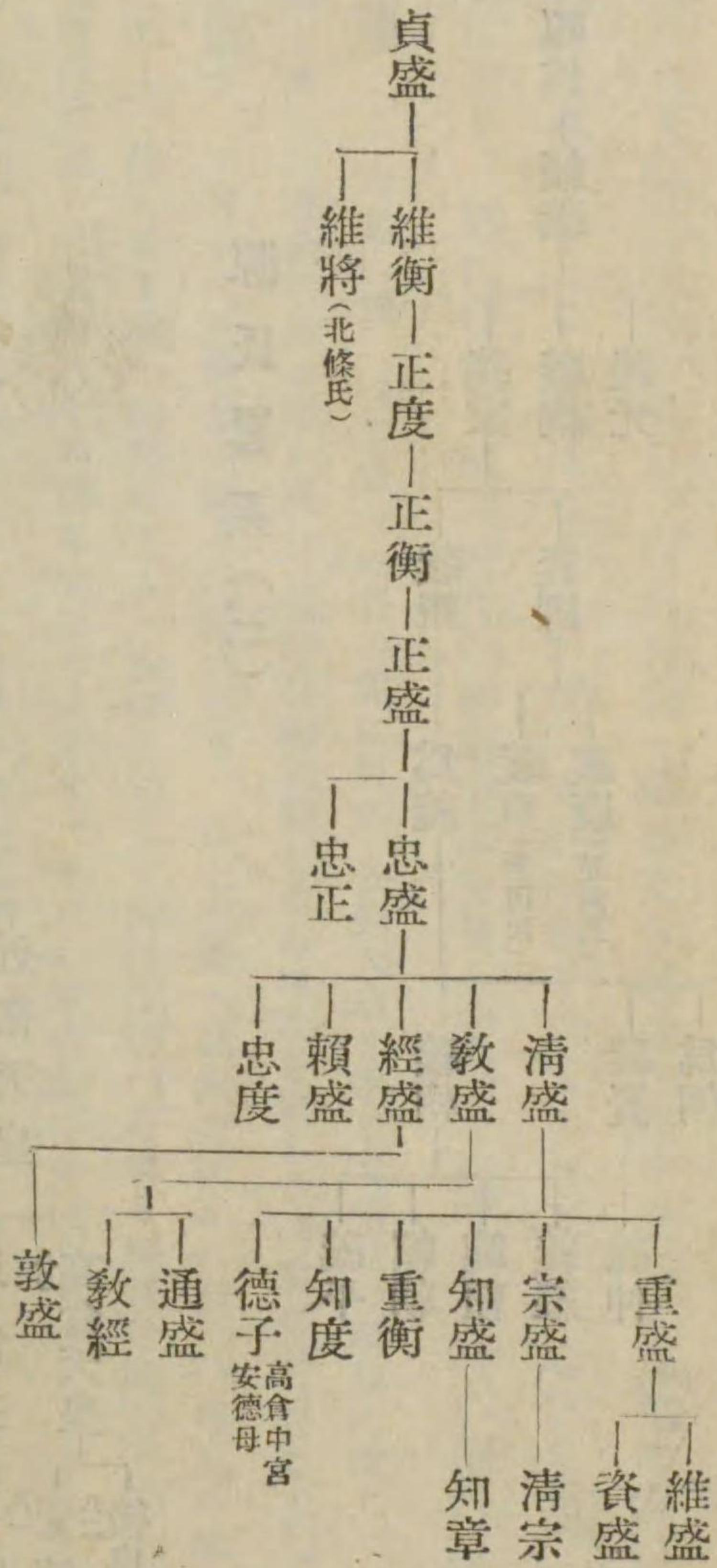
皇室御畧系(一〇)



源氏畧系(三)



平氏畧系(二)



○治承年間(文治)に於ける有名なる事件を挙げよ(東外) ○三浦義明(文治・東師) ○福原遷都の原因(文治) ○令旨(文治) ○平重衡(東師) ○源氏の勃興及平氏の滅亡(陸士) ○屋島(二高) ○壇浦に於ける源平兩軍の勝敗の原因(文本)

第三編 近古史

鎌倉幕府創立(紀元一八四五年)より豊臣秀吉薨去(紀元二二五八年)まで約四百五十三年間

第一章 鎌倉幕府 守護・地頭

居を鎌倉に定む

鎌倉幕府の基礎成る

鎌倉と源氏

【鎌倉幕府の基礎】 源頼朝兵を擧げてより、まづ東國を定めて根據を堅くせんとし、千葉常胤の獻策を容れ、曩祖以來縁故ある鎌倉に居を定め、専ら將士を愛撫し政令を嚴にし、治承四年十一月まづ侍所を設け、和田義盛を別當となして軍事及び警察の事を掌らしめ、壽永三年公文所を置き、大江廣元を別當となして政務を掌らしめ、問注所を開き、三善康信を執事となして訴訟を掌らしめたり。是に於て、鎌倉幕府の基礎成り、武家政治の端緒始めて開かれぬ。廣元・康信の二人はもと文學・明法を以て朝廷に仕へしが、この時頼朝に招かれて鎌倉に下り、之を輔佐せしなり。

〔二〕鎌倉と源氏 鎌倉は今の相模國鎌倉郡鎌倉町の地なり。頼朝の祖頼義前九年の役に、勝利を石清水八幡宮に祈り、亂平定の後、之をこの地由比郷に勸請し、その子義家亦之を修復せしことあり、即ち今の鶴岡八幡宮の起原なり。頼朝の父義朝も亦嘗て邸宅を鎌倉の龜谷に置き、兄義平もこの地に住みて鎌倉源太の稱あり。かくの如く鎌倉の地は源氏と舊縁ある上に、その地三方山を以て圍まれ

近古史 鎌倉幕府 守護・地頭

侍所

一方海に面し、その外郭としては函根・足柄・關戸・分倍河原等あり、天然の城郭ともいふべき要害堅固の地なり。これ頼朝が根據地とせし所以なり。

(三) 侍所 武士を進止し、非違を檢察し、罪人を決罰し、宿營・扈從の兵員を選擧する等の事を掌る。又軍旅の事ある時は職務に參與するを以て、武家に於て最も權勢ある重職とす。その長官を別當、次官を所司といふ。和田氏滅亡の後、北條義時執權を以て別當を兼ねてより、以後執權の兼職となれり。別當・所司の下に開闢・寄人等の職あり。

公文所

(三) 公文所(後政所) 幕府の政務を總攝する所にして、御家人の成敗、財政に至るまで皆之を總ぶ。長官を別當といふ。廣元死して北條義時執權を以て之を兼ねてより、長く北條一家の所職となれり。別當の外、令・案主・知家事等の職あり。

問注所

(四) 問注所 訴訟の裁判を掌る。但その主とする所は財貨の貸借・領地の爭論及び盜難に關する事項なり。問注とは推問して文案に注記する義なり。長官を執事といふ。三善康信の子孫町野・太田の二氏となり、代之に補せられたり。又執事代(執事事故ある時、臨時之に代はるもの)・寄人等の職あり。

頼朝義經を忌む

【頼朝・義經の不和】 義經精悍にして武畧に長じ、軍中往往獨斷專行の事あり。頼朝之を惡み、一の谷の戦後、奏請して範頼を從五位下に叙し參河守に任じたれども、義經は措いて顧みざりき。既にして義經功を以て左衛門少尉に任じ檢非違使に補せらる。頼朝その鎌倉の推擧によらずして京官に任じたるを惡み、一時平家追討の將たるを止めたることあり。

梶原景時の讒

義經鎌倉に入られず

義經の出奔

義經從五位下に叙し院の昇殿を許されしを見て、頼朝益之を惡み、屋島の戦の後梶原景時の讒を聞くに及びて、愈義經を疑ひ、陰に將士に令して義經の指揮を受けざらしめたり。是に於て義經自ら安んぜず、誓書を鎌倉に送りたれども頼朝聽かず。平氏滅亡の後、義經、宗盛以下の捕虜を送りて鎌倉に赴き相模國酒匂驛に至るや、頼朝、北條時政をして往いて宗盛等を受取らしめ、義經の鎌倉に入ること許さざりき。義經腰越鎌倉郡腰越津村大字腰越に留ること九日、書世に腰越腰越といふを送り大江廣元によりて訴ふる所ありしも亦省みられず、空しく恨を吞みて京都に歸れり。幾もなく頼朝は義經の管する平家の没官領二十餘箇所を沒收して、これに一大打撃を與へ、尋で朝廷義經を伊豫守に任じ院廐別當を兼帶せしむるや、伊豫國に別に地頭を置きて實權を收め、義經の國務に與るを防止せり。義經の失望益甚し。時に叔父行家も亦頼朝の意に逆ひて京師に匿れしが、義經これと相往來して反を謀るとの流言あり。頼朝乃ち土佐坊昌俊シユンを遣し、義經を襲ひて之を殺さしめんとせしかば、義經大に之を怨み、行家と共に奏請して頼朝追討の院宣を受け尋でまた法皇に迫り、山陽・西海兩道の租・庸・調・年貢・雜物等一にその進止に任せんことを請ひ、併せて豊後の武士をしてその旗下に屬せしめんことを求む。法皇二つながら之を聽し給へり。然れども頼朝大軍を率ゐて來り攻むと聞き、京都の地の再び戦亂の巷とならんことを虞れ、遂に京都を出奔せり。

大江廣元の建策

【守護・地頭の設置】平氏滅亡の後も、その餘黨なほ各地に潜伏して、頼朝の威令尙未だ十分に行はれざる所ありしに、今また義經・行家の事あり、二人京都を去るの後、法皇院宣を下して、之を搜索せしめ給ひしも、兩人巧にその所在を晦まして容易に捕ふること能はざりければ、頼朝は北條時政をして兵を率ゐて上洛し近畿を管せしむ。時政平家の餘類を素めて誅戮する所多かりしも、義經・行家の所在は更に知ること能はざりき。頼朝深く之を憂へ、大江廣元の、將來事變の生ぜん毎に關東より出兵せんは、事煩雜にして又其費に堪へざるべし、されば諸國に守護・地頭を置きて禍源を絶たんには如かずとの議を用ひ、文治元年紀元一八四五年一月、義經等の追捕を名とし、奏して諸國に守護、莊園・公領(三)デトに地頭を置き、また權門・勢家の私領に段別五升の兵糧米を課せんと請ふ。法皇已むを得ず、之を聽し給ふ。頼朝乃ち、己れの家人を以て之に補し、自ら之を統べたり。是より國司の權は守護に移り、領家(三)レツケは地頭に抑へられ、天下の土地・兵馬の權は全く頼朝の手に歸するに至れり。

守護

【解説】(一)守護 大番役の催促、謀叛人・殺害人の檢斷、(以上を大犯三箇條と稱す)夜討・強盜・山賊の檢斷等を掌り、軍役ある時は、その管國中の地頭及び家人を催し、國民を夫役に充て、之を率ゐて從軍する定なり。守護は年を経るに従ひて世襲の姿となり、その權亦漸く重く、政務に干渉し、地頭・家人を巨下の如く驅使するに至れり。守護自ら任朝に赴かず、人をして代らしむるを守護代といふ。

地頭

(二)地頭 土地を管理し年貢を取り立て、守護の催促に應じて軍役を務め、平時は京都・鎌倉の大番その他の諸役を勤む。

領家

(三)領家 莊園の所有者を領主といひ、又本所とも本主ともいふ。その三位以上の者を領家と稱す。而して領主・領家の上に位する支配者を本家といひ、又本所とも稱す。

義經秀衡に頼る

【義經の末路と奥州征伐】その後幾もなくして行家は和泉にて捕斬せられしが、義經は遁れて陸奥に至り、再び藤原秀衡に頼れり。秀衡は父祖以來陸奥・出羽の二國を領して國富み兵強く、東北に雄視して頼朝に附かず、よく義經を遇したり。されば、頼朝は義經の陸奥に在るを知ると雖も、如何ともすること能はざりしが、秀衡卒し子泰衡ヤスヒラ繼ぐに及び、頼朝泰衡に命じて義經を殺さしめ、若し聞かざれば、大軍を發して之を討つべしといふ。泰衡大に怖れ自ら兵を率ゐて急に義經を衣川の館に襲ひて之を殺し、首を鎌倉に送り。時に文治五年紀元一八四九年閏四月なり。頼朝はかねて奥羽を平定して天下を一統せん志あり、唯秀衡・義經を憚りて敢て發せざりしが、今兩人既に死してまた憚る者なきに至りしかば、泰衡が義經を殺すことの遅かりしを口實とし、追討の宣旨を奏請したれども廷議聽さず、頼朝は重ねて宣旨を請ひ、その未だ下らざるに「軍中にては將軍の令を聞いて天子の詔を聞かず」との大庭景能オホバカシヨシノの議を容れ、この年七月親ら大軍を率ゐて泰衡を討つ。泰衡大に驚き拒ぎ戦ひたれども連戦皆

義經の最期

奥州征伐

陸奥藤原氏滅ぶ

敗れ、遂にその部下に弑せられて藤原氏滅びぬ。この後頼朝は大に意を地方民心の鎮撫に用ひ、施設する所は悉く藤原氏の舊に従ひて改變せず、葛西清重を奥州總奉行に任じ、諸鎮には戍兵を置きて萬一に備へしめ、十月鎌倉に凱旋せり。幾もなく泰衡の部將大河兼任兵を出羽に擧げてその勢一時猖獗なりしかば、頼朝は足利義兼、千葉常胤等を遣して之を討たしむ。兼任敗死して亂平ぐ。是に於て伊澤家景を陸奥國留守職となし、清重と並びて政務に與らしむ。ここに至りて奥羽全く平定し、天下一統の業全く成れり。

頼朝朝政に干渉す

【頼朝と朝廷】 頼朝はまた朝廷の政治にも干渉せんと欲し、文治元年十二月奏請して公卿十人を選びて議奏とし、己れに最も親しき九條兼實をその首席に置く。その掌る所は神祇・佛事を始め朝廷の政務を議決せしむといへど、頼朝の眞意はこれによりて朝幕間の聯絡を保たんとするにあり。之と同時に頼朝は職事・院御廐別當・辨官等にその推薦する人を擧げ、義經・行家等に同意せし公卿十一人を解官せしめ、ついで近衛基通が攝政たるに係はらず、奏請して兼實を内覽たらしめたり。兼實は關白忠通の第三子にして才學時流に勝れしが、平清盛と合はず、その姪基通早く關白攝政となり位兼實の上により、心甚だ不平なりしかば、早く大江廣元を介して頼朝と結托する所あり、義經・行家の頼朝追討の院宣を請ひし時も、兼實は堅くその不可なるを論じて遂に頼朝の爲に盡す所あり、頼朝深く之を徳とし、ここに至りてこの推薦あり。翌二年三月兼實基通に代りて攝政となる。この時、頼朝またその妹婿藤原能保を以て京都守護となし、京都及び近畿地方の警備・政務を掌らしめたり。是に於て法皇の勢力は大に削滅せられ、頼朝は意のままに朝政を左右することを得るに至れり。

兼實頼朝と結托す

【頼朝征夷大將軍となる】 頼朝は擧兵以來常に鎌倉に在りて未だ京都の地を踏まず、壽永二年白河法皇勅してその入朝を促し給ひしも東國の鎮定せざるを名として召に應ぜず、文治五年藤原泰衡の滅亡するに及び、法皇は重ねて之を促し給ひしかば、その翌建久元年大河兼任の亂平ぎて後、十月に至りて頼朝始めて上洛し、天皇・法皇に謁し、權大納言兼右近衛大將に任ぜられしが、程なく之を辭せり。建久三年紀元一八五二年三月法皇崩じ天皇親政し給ふに及び、七月勅使を鎌倉に下し、頼朝を征夷大將軍に任じ給へり。よつて八月更に政所始の式を行ふ。かくて武家政治は名實共に備はるに至れり。これより後征夷大將軍は常置の職となり武家の棟梁たるもの大抵この職に任ぜられて政權を握り、以て明治維新に及べり。

頼朝の上洛

頼朝征夷大將軍に任ず
武家政治

【試験問題】 ○和田義盛(東師) ○大江廣元(東師・東商・海軍・廣師・國大豫) ○鎌倉(高校・陸士) ○源頼朝が守護地頭を置きたる事蹟(文豫) ○守護地頭(專檢・神商・海軍・東師) ○領家(文豫・東商) ○源頼朝の奥州征伐(東師) ○葛西清重(文豫) ○藤原(九條)兼實(東商・專檢・長商) ○本所(文豫)

第二章 源氏三代

範頼殺さる

【範頼の末路】 建久四年紀元一八五三年五月頼朝富士野に狩す。範頼命を受けて鎌倉に留守せり。たまたま曾我祐成・時致兄弟工藤祐経を獵營に殺して父の讐を報ず。この時鎌倉にて頼朝害せられたりとの訛傳あり、頼朝の夫人政子之を聞きて大に悲みしかば、範頼慰めて「範頼あり。たとひ大事ありとも意を安んぜよ」と云へり。頼朝之を聞きて範頼に異心あるを疑ひ、百方陳辯すれども聞かず、遂に之を伊豆の修禪寺田方郡修禪寺村に幽す。是に於て範頼の臣の兵を擧げて幕府に反するものあり、頼朝兵を遣して之を誅し、又梶原景時父子をして修禪寺を攻めしむ。範頼防戦したれども衆寡敵せずして遂に自刃せり。

兼實と通親

【朝廷の黨争】 建久元年紀元一八五〇年關白兼實その女任子を後鳥羽天皇の後宮に納れしが、六年八月任子皇女を産めり。權大納言源通親またその養女を入内せしめ、同年十一月その腹に皇子爲仁誕生あり、これより任子の寵衰へ、遂に宮中を出づるに至れり。通親は常に兼實と相容れざりしかば、この機に乗じ、之を排斥せんとし、遽に兼實の關白を罷め、近衛基通代つて關白に補し、氏長者となる。これより兼實は逆境に陥り、通親獨り權を専らにするに至れり。尋で天皇は位を譲りて院政を聽かんとの思召あり、これを幕府に計り給ふ。頼朝は功帝を立つ

土御門天皇

るの不可を奏して之を止め奉りしが、重ねて旨を諭し給ふに及び、遂に勅旨に隨ひ奉りしかば、讓位の議愈決して、建久九年紀元一八五八年正月位を皇長子爲仁親王に譲り給ふ。これを土御門天皇とす。通親外戚の親を以て威權愈盛なり。是に於て頼朝頗る不平なり、將に明年を期して上洛して廟堂の廓清を行はんとし、意を兼實に報ぜしが、この年十一月相模川架橋の落慶供養に臨み、歸途馬より落ちて疾を得、翌正治元年紀元一八五九年正月遂に薨せしかば、この計畫は實行せられずして止みぬ。

頼朝薨す

【頼朝の政治及びその人物】 頼朝性沈毅にして度量あり、且政治の才に富み、平氏興亡の跡に鑑み、神佛を崇み民政を慎み、奢侈を禁じ儉約を奨励し、専ら質樸の風を養ひ、よく人材を擧げて、政治を整へ、大に紀綱を振張したりければ、世皆その新政を悦びたり。然れども猜忌の念深く、妄に昆弟及び功臣を殺戮して自らその羽翼を斷ちしかば、僅に三代にして源氏の系統絶え、政權北條氏に歸するに至れり。

頼朝の猜忌

【頼家の襲職】 頼朝薨するや、長子頼家左近衛中將を以て父の後を繼ぎしが、年尙少かりければ母政子髪を削りて尼となり、その父北條時政と共に政務を執れり。時政は頼朝創業の功臣にして、頼家の外祖父なれば、威權肩を比ぶるものなく、政令一にその手に出でぬ。時に頼家宴遊に耽り淫縱度なく、安達景盛の妻を奪ひ、又梶原景時の讒を信じて景盛を誅せん

頼家宴遊に耽る

とするに至る。政子乃ち時政・義時父子及び大江廣元・三善康信・中原親能・和田義盛等十三人をして庶政を合議決定せしめ、頼家をして與らしめず。

梶原景時の敗死

城長茂の亂
阿野全成の叛

【所在の反亂】 梶原景時は頼朝の寵臣なり、人となり姦佞にして口辯あり、多くの人を讒して諸將の惡む所となれり。頼家襲職の後また大に親任せられしが、正治元年十月結城朝光を讒するに及び、和田義盛・安達盛長・千葉常胤・三浦義澄・小山朝政等の宿將・老臣六十六人に彈劾せられ、一族を率ゐてその所領相模國一宮に奔り、尋で翌二年正月一族郎等を率ゐ密に京都に赴かんとし、途駿河國清見關に至りて土豪に攻められ、遂に同國狐崎に敗死せり。翌建仁元年紀元一八一八 正月越後の人城長茂兵を京師に擧げて誅せられ、尋でその姪資盛亦兵を越後に擧げしが、佐佐木盛綱幕府の命によりて之を討平せり。同三年頼朝の弟阿野全成反を謀り、事露れて誅せらる。かくの如く騷亂相踵ぐの間、暴風・海嘯等の災害頻りに生ぜしも、頼家は嬉戯に耽りて豪も政を力めず。

天下兩分の企

【頼家の廢弒】 建仁二年紀元一八一八 七月頼家從二位に叙し征夷大將軍に任ぜられしが、翌三年七月病に罹り、八月に至りて漸く重し。政子、時政と謀りて天下を二分し、關西三十八箇國の地頭職を弟千幡センマンに譲り、關東二十八箇國の地頭職と總守護職とを長子一幡イチマンに譲らしめんとす。蓋し一幡が將軍たるの日、その外祖比企能員ヒキノカスの勢を得んことを恐れしなるべし。能員と

比企氏の滅亡
頼家弒せらる

れを聞き、その女をして、これ源氏の勢力を二分して禍亂の源をつくるものなることを頼家に説かしむ。頼家驚き、能員を病床に召し、密に北條氏を除かんと謀りしが、事洩れて能員は北條氏に誘殺せられ、一族皆滅されて、一幡も亦殺されぬ。頼家大に怒り時政を殺さんとて成らず、却つて伊豆の修禪寺に幽せられしが、翌元久元年七月遂に時政のために弒せられたり。

【解説】 (一) 關東と坂東 關東とは三關(八一頁参照)以東の諸國を指していひ、坂東とは相模國足柄以東をいふ。即ち初は相模・武藏・上總・下總・常陸・上野・下野・陸奥の八國をいひ、後には、安房を加へ、陸奥を除きて坂東八國、又は東八國といへり。然るに後世には關東を三關以東の意の外に坂東と同義に用ひて、關東八國又は關八州などいふに至れり。

實朝將軍となる

【時政の陰謀】 千幡頼家の後を繼ぎて將軍となり名を實朝サネトモと改む。時に年十二歳なり。時政執權となり、實朝をその私第なる名越亭ナゴシに移して威福を恣にし、勢中外を壓す。元久二年紀元一八一八 六月時政幕府創業の功臣畠山重忠を殺す。重忠は平賀朝雅ヒラガトモマサと共に時政の女婿なり、されど朝雅の妻は後妻牧氏の出にして、重忠の妻は先妻の出なるを以て、時政は後妻の愛に溺れて二人を見ること同一ならず、加ふるに重忠源氏に對する功勞多く、性甚だ忠直なるを以て時政の忌憚する所となれり。元久元年十一月、重忠の子重保、實朝の夫人を迎へんがために上

畠山重忠の冤死

時政の陰謀

洛せし際、事によりて朝雅當時京都守護たりと争ふ。朝雅之を啣み牧氏によりて重忠父子を時政に讒す。時政これを信じ稲毛重成イナゲシゲナリと謀り、事に託して重忠を鎌倉に招き、軍を遣して之を遂に要撃す。重忠奮戦して死し、一族郎黨多く之に殉ぜり。閏七月時政牧氏に聽きて遂に將軍實朝を廢し、朝雅を立てて將軍となさんとせしかば、政子弟義時と謀りて、時政を退けて伊豆の北條田方部 田山村に屏居せしめ、義時をして代りて執權たらしめ、在京の諸士に命じて朝雅を誅せしめたり。

泉親衡の陰謀

【和田氏の滅亡】 義時は權謀父に過ぎ、常に侍所別當和田義盛が功高くして勢力あるを忌みて陰に之を除かんとす。時に信濃の人泉親衡等イツミンチカヒラ、頼家の遺子千壽丸セシユマルを奉じて北條氏を滅さんと謀りしが、順徳天皇の建保元年紀元一八一八年 七三年二月に至りて事顯はる。幕府乃ち小山朝政等を遣して其の黨を捕へしむ。親衡は遁れて遂にその往く所を知らず 義盛の子義直・義重及び姪胤長等亦これに黨せり。

義時義盛を激す

義盛實朝に諷し自己の勳功を以て二子の罪を免されんことを請ふ。實朝之を聽す。義盛大に喜び、翌日更に宗族九十八人を率ゐて幕府に至り、大江廣元によりて胤長をも許さんことを請ふ。義時その請を斥け、故に胤長を縛して義盛の面前を通過せしめ、遂に之を陸奥に流し、尋で一旦義盛が實朝より賜はりたる胤長の邸を奪ひぬ。此に於て義盛憤怨し、北條氏を滅さんとし、五月遂に兵を擧げて幕府及び義時・廣元の邸を圍む。三浦義村・胤義兄弟は始義盛に黨せしが、此に至り戦に變心し、義時の邸に至りて急を告ぐ。義時、弟時房、子泰時等をして之を防がしめ、自ら實朝を奉じて法華堂に逃る。かくて激戦二日に互りしが、義盛遂に敗死し、和田氏滅亡せり。世に之を和田合戦といふ。千壽丸は出家して京都にありしが、翌年に至り和田氏の殘黨これを奉じて反すとの風聞あり、また幕府の殺す所となる。この後義時は自ら侍所別當を兼ねたれば、政治・軍事の權一身に集まり、威權愈盛なり。

和田合戦

實朝の文學

【實朝の性行】 實朝は資性溫雅にして、深く文學を好み、特に和歌を愛し、夙に藤原定家サダイヘを師としてその蘊奥を極めたり。その詠する所雄渾にして古調を帯び頗る萬葉の風あり。もののふの矢竝つくらふ小手の上にあられたばしる那須の篠原。

大君の勅をかしこみ父母に心はわくとも人にいはめやも。
山はさけ海はあせなむ世なりとも君に二心わがあらめやも。
箱根路をわが越えくれば伊豆の海や沖の小島に波のよる見ゆ。

實朝の見識

の如きは千古の絶唱と稱せらる。その家集を金槐集といふ。實朝は、かく文學の嗜好深きとともに又卓抜の見識あり、嘗て相模川の橋梁修復の際、大江廣元が頼朝がその落成式に臨みて疾を獲たるを以て、この橋を不吉なりとして之を止めしに關せず、庶民の便利のために斷然之を斥けて架橋せしめしが如き、又壽福寺の長老が政治に干涉するを叱責して僧侶の本分を諭したるが如き、その人物の一斑を知るべし。

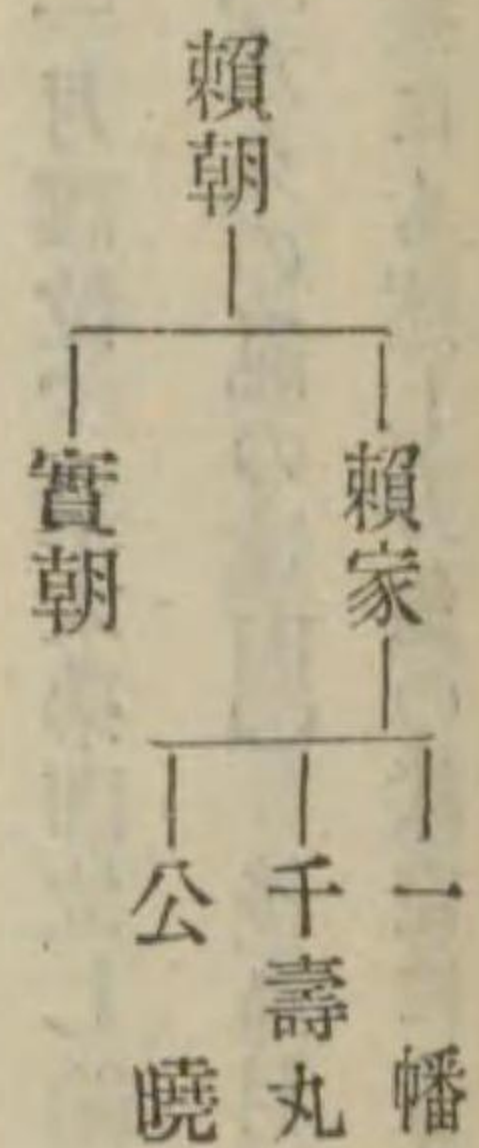
實朝の累進

【實朝の遭難】 かくの如く實朝は有爲の才あり、いたく義時の專横を惡みしかども、源氏の一族悉く亡び、舊臣・宿將亦多く除かれたれば、孤立の勢如何ともすること能はず、専ら和歌風流に耽りて悶を遣り、又頻に官位を競望して家名を揚げんとせり。建保四年紀元一八七六年權中納言に任じ、尋で左近衛中將を兼ねるや、大江廣元、義時の旨を受けて「子孫の繁榮を思はば、征夷將軍以外の兼官を辭し、老年に及びて大將を兼ねべし」と諫めしに、實朝は「卿の言理あり、されど源氏の正統は今日に窮れり、如何ぞ子孫の繼承を期すべしむや。たゞ官爵を進めて家名を揚げんとするのみ」と答へたれば、廣元も復言ふこと能はずして退けり。源氏の命運の極れるを知れる實朝の心情また憐むべし。かくて實朝は、六年三月左近衛大將に進み、十月内大臣に任じ、十二月右大臣に拜せられしかば、承久元年紀元一八七九年正月、その拜賀の禮を鶴ヶ岡八幡宮に行ふ。時に賴家の子僧公曉クワダウ八幡宮の別當たり、常に實朝を以て父の讐なりとして之を殺さんとせしが、この日夜陰に乗じて實朝を刺し、その首を携へて遁れ、その乳母の夫なる三浦義村に囑して自ら將軍たらんとす。義村陽に之を諾し、政子・義時等と謀りて之を誅せり。ここに至りて源氏の正統全く絶えぬ。賴朝が征夷大將軍に任ぜられてより、僅に三代二十八年なり。

源氏畧系(四)

實朝の遭難

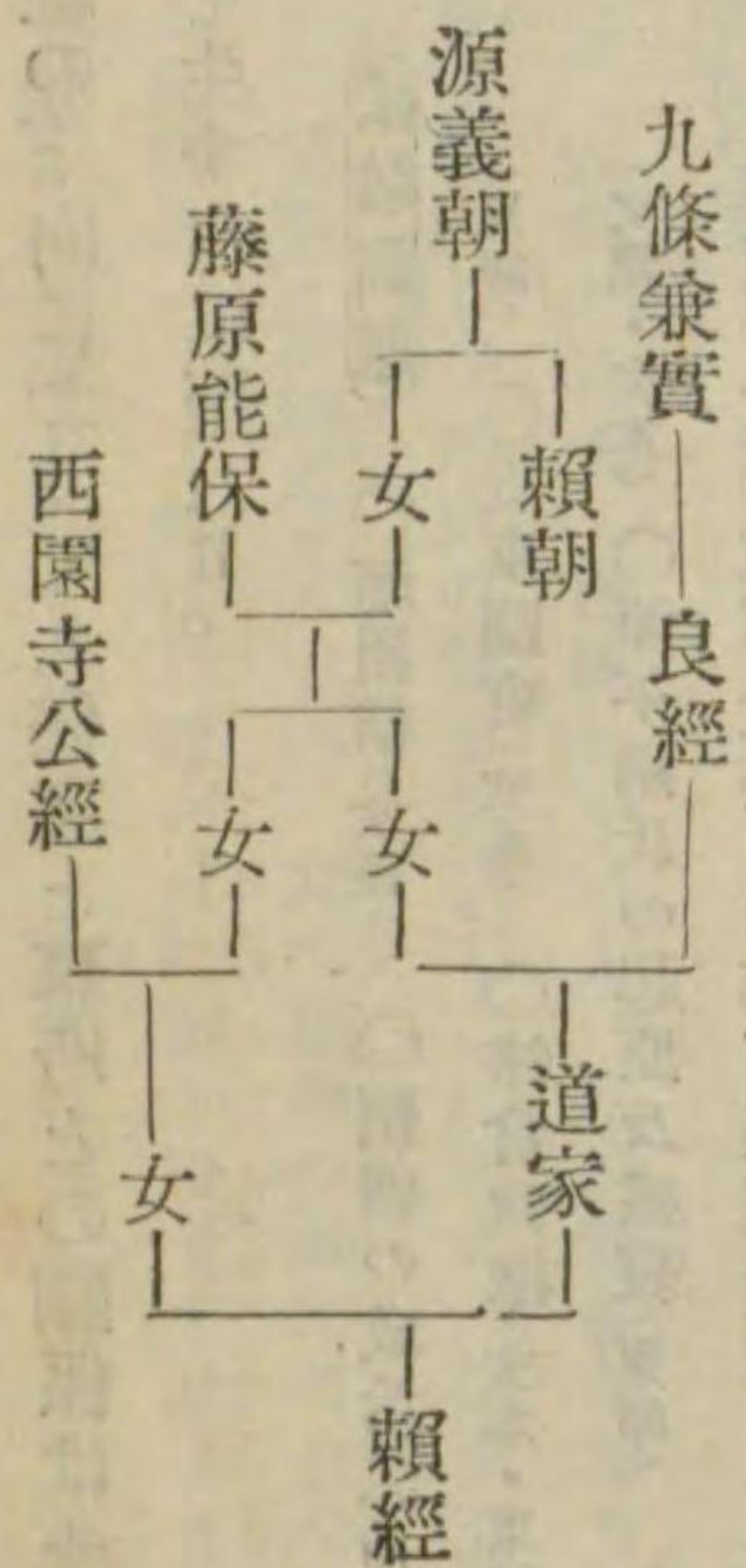
源氏の正統絶



政子皇子を奉戴せんとす

攝家將軍の始

【攝家將軍】 實朝薨じて源氏の正統絶えたれども、實權は既に北條氏にあれば、幕府存立の基礎には何等の動搖をも生ぜず、唯名のみ將軍を擁立して虚位を擁せしむれば足るのみ、されば政子は義時等と謀りて後鳥羽上皇の皇子雅成マサナリ・賴仁ヨリヒト兩親王の中を擇びて關東に奉じ將軍となさんことを奏請せしも上皇聽し給はず。よりに更に右大臣九條道家の子賴經が賴朝の遠縁に當れるを以て迎へて鎌倉の主となせり。これを攝家將軍の始とす。賴經時に年纔に二歳なりければ、政子簾中に在りて政を聽き、義時執權たること舊の如し。政子權略・智謀に富み、功臣・宿將皆これに服せり。世に尼將軍と稱す。賴朝と賴經との關係を表示すれば左の如し。



近古史 源氏三代

頼經の downward によりて九條家と幕府との關係は一層親密となり、延いて西園寺家も亦幕府と關係を生ずるに至れり。

- 〔試験問題〕 ○源頼朝(文豫) ○頼朝の政治(小商) ○平政子(尼將軍)の事蹟(文本・陸士) ○比企能員(東師) ○坂東關東(文本) ○鎌倉執權(文本・東師) ○平賀朝雅(文本) ○北條義時(海軍) ○安達景盛(文豫・文本) ○源平兩氏の起原及盛衰(東師) ○頼信より實朝に至る源氏の畧系譜を示せ(長商) ○藤原(九條)道家(文本) ○藤原頼經(東師) ○源通親(文豫) ○藤原能保(文豫)

第三章 承久の亂

土御門天皇
九條家の復活

順德天皇

後鳥羽上皇
復の御金

【九條家勢力の復活】 京都にては建久九年紀元一八五八年三月土御門天皇即位、後鳥羽上皇院政を聽き給ひ源通親院別當として之を輔け奉れり。通親は建久七年政敵兼實を排斥してより廟堂に勢力を振ひ、正治元年正月右近衛大將となり、尋で内大臣に任ぜられ、權威比ぶものなかりしが、建仁二年十月暴に薨するに及びて形勢一變し、近衛基通罷めて兼實の子良經代りて攝政・氏長者となり、通親派の公卿は概ね罷められて、兼實の勢力復活せり。承元四年紀元一八七〇年十一月讓位、皇太弟即位し給ふ、これを順德天皇とす。後鳥羽上皇の院政舊の如し。

【承久の亂の遠因】 後鳥羽上皇は天資英邁にして百般の技藝に通じ、極めて多趣味にして武技にも達し刀劍の鑑定にも長じ給ひしが、常に政權の幕府に移れるを憤り給ひ、竊に恢復の

西面の武士を置く

官打

西面の武士

笠懸流鎬馬犬追物

御志あり。三條白川の橋畔に最勝四天王院を營みて將軍實朝を呪詛せしめ給ひ、又その請ふがままに官位を昇進せしめて所謂官打クワンウチにせんとし給ひしが如き、皆幕府を倒して政權を恢復せんとの御志に外ならず。されば上皇は、北面の外に更に西面セイメンの武士を置きて院中の警備に任じ、又刀工を院中に召し、刀劍を鍛鍊せしめて人に賜ひ、又屢競馬ミカサカケ・笠懸カサケ・流鎬馬ユフサメ・犬追物イヌオウモノ・狩獵・水練等朝廷にては珍しき遊戯を催して武技を練り、密に倒幕の機を待ち給へり。されば實朝弒せられて源氏の正統絶ゆるや、上皇は政權の朝廷に復歸すべきを期し給ひ、皇子の奉戴を奏請せし時にも、これ京と田舎とに二人の君を立つるなりとて許し給はざりき。然るに鎌倉にて頼經を迎へ立てて政權全く北條氏の手に歸し、幕府の根柢意外に堅固なるを示したれば、上皇は意外に思召すと共に御憤は愈募れり。

〔解説〕 (一)官打 すべて身分不相應の高位・高官に上るときは所謂位負クラキマケして禍を蒙むるをいふ、當時の迷信なり。

(二)西面の武士 西面ともいふ。院の警衛を掌り、兼ねて盜賊を追捕す。院の御所の西面に伺候する故に名づく。武勇の輩を選びて之に任ず。後鳥羽上皇の時始めて之を置く。承久三年以後廢す。

(三)笠懸・流鎬馬・犬追物 共に騎射の名にて合せて馬上の三物ミツモノといふ。笠懸はもと笠を懸けて的とせし故に名づく。後には板の上に革を張りて的となし、矢は幕目ヒキメを用ふ。遠笠懸・小笠懸の二種あり、的を距る遠近によりて名づく。流鎬馬は馬上にて馳せながら鎬矢を番ひて的を射る。的は三箇にして方

板を用ひ、的串に挿みて三所にたて、一人にて各三的を射る。騎手は定數なし。犬追物は騎馬にて犬を追射する技藝。馬場は方弓杖七十一杖にて、周圍に竹籬あり、三十六騎の射手を上・中・下の三手に分ち、百五十匹の犬を射る、即ち一手にて五十匹づつなり。種種の方式ありて、その法に違へば、中ると雖も中れりとせず。

伊賀局と仁科盛遠

上皇の意決す

【亂の近因】 これよりさき上皇寵姫伊賀局もこ龜菊といへる白拍子なりきに攝津の長柄・倉橋の二莊を賜ひしに、その地の地頭局を侮りて租を納めず、上皇執權北條義時に諭して地頭を罷めしめんとし給ひしに、義時は頼朝以來の舊例を辭として勅を奉ぜず。上皇また關東の家人仁科盛遠の二子を擢んで西面の武士に加へ給ひ、尋で盛遠も亦院に伺候せり。義時之を憤り、關東の家人にして恣に朝廷に仕へたるを責めてその所領を沒收せしかば、上皇義時に勅して之を返さしめんとし給ひしに、義時また勅を奉ぜざりければ、上皇益憤りて遂に義時誅伐の意を決し、その計畫を進め給ひ、承久三年紀元一八八一年正月以來、諸社寺に於て關東調伏の御祈願甚だ盛なり。而して謀議に參するもの公卿にては坊門忠信・高倉範茂・藤原光親・源有雅・中御門宗行等、武士にては藤原秀康ヒサカサ、同秀澄等ヒサカサなりき。三浦胤義も當時大番役として在京せしが、常に義時に快からざりしを以て又來り屬せり。土御門上皇は時尙早しとして諫め給ひしかども上皇聽き給はず。順徳天皇はこの御計畫に賛し給ひしが、御在位のまゝにては御不便の事多かりければ、

仲恭天皇

西園寺公經

東軍上洛

官軍敗績

戦後の處分

久三年四月俄に位を皇太子に譲り給ふ、これを仲恭天皇とす。此に於て一時に三上皇あり、よつて後鳥羽上皇を本院といひ、土御門上皇を中院といひ、順徳上皇を新院といふ。【承久の亂】 承久三年五月、後鳥羽上皇は城南寺の流鏑馬に託して近畿諸國の兵を徴し給ふ。時に西園寺公經上皇の御企を京都守護伊賀光季イハガヒコキミに内通したりしかば、上皇命じて公經父子を捕へ、三浦胤義等を遣して光季を攻め殺し、義時の官爵を削り、追討の院宣を五畿七道に下し大に勤王の軍を徴し給ふ。

事鎌倉に聞えければ、政子義時と謀り諸將士を會し、巧に頼朝の舊恩を説きてその決心を固めしめ、大江廣元の議に従ひて京都を進撃するに決し、急使を東海・東山の諸國に發して軍士を徵集し、時房・泰時を大將とし、足利義氏・三浦義村・武田信光・結城朝光・小山朝政等の諸將と共に、十九萬の大軍を率ゐて東海・東山・北陸の三道より並び進ましむ。朝廷にては秀康・胤義以下の諸將をして一萬七千餘の兵を率ゐて之を美濃・尾張の間に防がしめしも衆寡固より敵せず、大井戸の戦まづ敗れ、尋で摩免戸マメト・株河クシガハ・洲股スノマタ・市脇等の諸塞皆敗れ、退いて宇治・勢多・淀・芋洗等に拒ぎてまた敗れしかば、東軍は六月十五日を以て京都に亂入せり。

【亂の結果】 泰時・時房は六波羅の館に入り、義時の命を受けて戦後の處分を行へり。即ち主謀の廷臣藤原光親・藤原宗行・源有雅・高倉範茂・藤原秀康等を斬に處し、三浦胤義は七月

後堀河天皇
三上皇の播遷

新補地頭

六波羅探題の始

遂に仲恭天皇を廢し奉る、御即位僅に七十五日なり、世に九條廢帝と稱し奉る。仲恭天皇の諡は明治三年に至り
て奉れ尋で守貞親王後鳥羽上皇の皇兄の王子を立て奉る、これを後堀河天皇とす。かくて幕府は後鳥羽上皇を隱岐に、順徳上皇を佐渡に遷し奉れり。土御門上皇はこの事に與り給はざれば、義時も敢て咎め奉らざりしに、兩上皇の遷幸し給ふを見て、獨京都に止るに忍びずとて、旨を諭さしめ給ひしかば、之を土佐後に阿波に遷し奉りぬ。之と同時に幕府はまた事に與りし廷臣・將士の所領三千餘箇所を沒收して有功の將士に分與し以て新に地頭に補したり、之を新補地頭シレボチトウといふ。之に對して從來の地頭を本補地頭といふ新補地頭の得分は十町毎に免田一町を給し、且段別五升の加徴米を許せり。義時は又京都に於ける幕府の兵力少くして亂を未發に防ぎ得ざりしに鑑み、亂後泰時・時房二人をなほ京都に止め、南北六波羅の亭にありて、京都の警備及び近畿・西國の政治を掌り、陰に朝廷に備へたり。之を六波羅探題の始とす。これより幕府は政治上殆ど絶對の權力を握りて皇位の繼承にも干渉しまつるに至り、朝威は一層の衰微を見るに至れり。

【試驗問題】

○承久の亂(東外・東師) ○承久亂の結果(文本・海軍) ○新補地頭(文豫・海軍) ○伊賀光季(文本) ○六波羅探題(文豫) ○兩六波羅の起原及其の滅亡(文本) ○三浦胤義(文豫)

第四章 北條氏の執權

【北條氏の内訌】 承久の亂後二年元仁元年六月義時死す、泰時は時房と共に會合し

伊賀氏の陰謀

歸り父に繼ぎて執權となす。泰時の子時氏、時房の子時盛共に父に代りて上洛し兩六波羅に入れり。時に義時の後妻伊賀氏伊賀光季の妹はその所生政村を立て女婿一條實雅を將軍たらしめんとし、政所執事伊賀光宗等と陰に企畫する所あり、府下騷擾し形勢漸く迫らんとす。此に於て政子自ら將軍頼經を奉じて泰時の邸に入り、諸將を會して議する所あり、遂に伊賀氏を伊豆の北條に幽し、實雅を越前に、光宗を信濃に、その弟朝行・光重等を鎮西に配流して事平げり。

【泰時の政治】

泰時は襲職の初叔父時房を擧げて連署となして己れを輔佐せしめ、その翌年嘉祿元年紀元一八八五年には政所に評定衆を置き、中原助員・三浦義村・二階堂行村・中條家長・

町野康俊・二階堂行盛・矢野倫重・後藤基綱・太田康連・佐藤業時・齋藤長亮等十一人を之に補して政務を合議せしめ、又太田康連等と議し、頼朝以來の慣例を本とし、古代法律を參酌して御成敗式目を定めたり。後堀河天皇の貞永元年紀元一八九二年に成りたれば、世に之を貞永式目

貞永式目成る

と稱す。式は法式目は條目に即ち法規を認めたる條目の義なりこの式目は五十一條より成り、王朝時代の律令の浩澣にして實際に適せざるもの多きに反し、簡易にしてよく實際に適したれば、永く武家法制の根本となれり。泰時性寛厚にして士を愛し、頼朝の遺法を守り、身を持つること儉素にして、聽訟は公平に、仁慈を以て天下に臨みたれば百姓皆その徳に懷き海内よく治れり。而して幕府の職制も亦畧泰時の時に完成せり。

泰時の人物

職制も亦畧泰時の時に完成せり。

貞永式目

式目新編追加

經時の執權

頼嗣將軍とな

時頼の執權

名越光時の陰謀

【(一) 貞永式目 五十一條より成り、第一に社寺の崇敬を勤むべきを令し、諸國守護の服務規定、刑法の事、莊園の事、所領の分配讓與、地頭と領家との關係等百般の事項を規定せるが、中にも所領に關する規定は頗る詳細を極め、その大部分を占めたり。式目制定以後、評定書又は下文を以て臨時にその足らざるを補へるものを式目新編追加といふ。

【將軍の廢立】

後嵯峨天皇の仁治三年紀元一九〇二年六月泰時卒し、孫經時嗣ぎて執權となる。寛

元二年紀元一九〇四年四月將軍頼經辭職し、子頼嗣將軍に任ぜらる。年纔に六歳なり。初北條氏が頼

經を迎立せしは、その幼沖を利として己れ自ら政を專にせんとの意に出でたるものなれば、

年已に長じて事理を辨するに至りては北條氏も之を憚り、頼經も亦垂拱成を仰ぐを快しとせ

ず、遂にこの辭職を見るに至れるなるべし。同四年經時卒し、弟時頼執權となる。時に時頼の

從父名越光時義時の孫朝時の子前將軍頼經を立て、己れ執權たらんことを企てしが、事露はれて伊豆に

流され、頼經亦これに關係せりとの故を以て京都に送還せられたり。翌寶治元年紀元一九〇七年六

月三浦泰村・光村兄弟また頼經を迎へ立てんとして滅されぬ。光村は幼より將軍頼經に仕へ

昵近二十年の久しきに互り頼る寵ありしが、ここに至り兄泰村に勸めて頼經を迎立せんとし、

謀漸く露はる。然れども時頼は事を平和の裡に解決せんとし、使を遣して諭す所あり、事全

く鎮定せんとす。時に時頼の外祖安達景盛・義景父子泰村と權を争ひて善からず、急に兵を

三浦氏亡ぶ

宗尊親王の迎立

惟康親王將軍となる

久明親王

守邦親王

引付衆を置く

武藝の奨勵

村以下法華堂頼朝の墓所に入り、一族二百七十餘人頼朝の畫像の前に自殺して三浦氏滅亡せり。後建久三年紀元一九一一年十二月僧了行・矢作近親等また頼經の命を受けて幕府を顛覆せんと企てしこ

とあり、翌四年時頼遂に將軍頼嗣を廢し、後嵯峨天皇の第二皇子宗尊親王時三年を迎立せり。

これを宮將軍の始とす。然るに親王も亦文永三年紀元一九二六年に至り、親王に昵近せる松殿僧正良

基等が北條氏を滅さんと謀りし事により嫌疑を受けて廢せられ、惟康親王宗尊親王の御子年三歳に

して將軍に任ぜられしが、親王も亦正應二年紀元一九四八年北條氏顛覆の謀に與れりとの嫌疑を以

て廢せられ、幕府は後深草天皇の皇子久明親王四年十歳を迎立せしが、嘉元三年紀元一九六五年北條宗

方の連署北條時村を殺せしは、親王の命に出でたりとの嫌疑を以て延慶元年紀元一九六八年に廢せ

られ、その御子守邦親王嗣ぎて北條氏滅亡の時に至れり。要するに北條氏は常に幼稚の將軍

を仰ぎて自ら實權を握り、年長じ給へば事を構へて之を廢するを例とせり。

【時頼の政治】 時頼は襲職以來反黨を滅して幕府の基礎を固くし、宮將軍を迎へて幕威を

重からしめしが、政治上にも施設せし所少からず。即ち政所に引付衆ヒキツケシユウを置き、評定衆を佐け

て訴訟を聽き、兼ねて庶政を參決せしめ、又宮將軍の下向に伴ひて公卿・廷臣等の従ひ來るも

の多く、京都の風俗の次第に武家に浸潤せんとするを慨き、自ら守ること質素にして勤儉衆

を率ゐ、常に武藝を奨勵して東國武士の特色を維持するに力め、又深く心を民政に留め、政

公平なりしかば、後世泰時と併稱せらるるに至れり。時頼執權を罷めて後、諸國を行脚して民情を視察したりといふ傳説あれども遽に信じ難し。

〔試験問題〕

○北條泰時(神商)

○貞永式目(文豫・高橋・商船・海軍)

○新編追加(文本)

○鎌倉幕府に於ける

攝家將軍の交迭に就きて知る所を記せ(文豫)

○承久以後北條氏執權時代の將軍(文豫)

○承久以後鎌倉歴代將軍の繼承及北條氏との關係(文豫)

○三浦泰村(文本)

○鎌倉將軍家系の變遷(陸士)

○貞永式目制定の事情及びその特色(文本)

第五章 鎌倉幕府の職制

中央の職制

【中央の職制】 鎌倉幕府の職員には執權・連署・評定衆・引付衆・別當・執事・寄人、及び公事奉行人等あり、諸司には政所・問注所・侍所・小侍所等あり。

一、執權 將軍を輔佐し内外の機務を總ぶる重職にして、朝廷の攝關大臣に當る。幕府草創の時、大江廣元政所別當として庶政を統領せり、當時之を稱して執權といふ、これ執權の始なり。建仁三年實朝將軍となりし時、北條時政執權となりて、子義時に傳ふ。建久元年和田義盛敗亡の後は、義時執權を以て侍所別當を兼ね、文武の兩職を兼有し、爾後北條氏の世襲となれり。

く。又連判・加判・合判ともいふ。執權に亞ぐの重職なるを以て、必ず北條氏の一族を以て之に任ず。

甲、政所 初公文所といひしが、建久二年政所と改めたり。その職掌は前に述べたり。長官を別當といひ、これも前に記せり。次官を令といふ、別當を補佐して文書に署判す。案主・知家事の二者は下司にして文書記録を掌る。執事は政務に參與し、かねて國用を辨じ、經費を支給する事を掌り、寄人は政務を施行し雜事を釐正することを掌る。

一、評定衆 政所に列して政務を聽き庶政を裁斷する職にして、北條氏の一族又は大江・清原・中原・三善・二階堂・齋藤の諸氏中、文筆に堪能なるもの多く之を世襲せり。人員は十五人なり。

二、引付衆 評定衆の輔佐役にして、訴訟を聽斷し、庶務を施行する事を掌る。又諸奉行人を兼ね。建長元年(紀元一九〇九年)北條時頼執權の時始めて之を置く。この外寄合衆と稱するものあり、執權・評定衆等と同じく國政を議する職なれども、例式の評定にも臨まず、唯寄合の席に列して内議するのみなり。正應二年(紀元一九一九年)貞時執權の時初めて置き、爾來北條氏の一族を以て之に補す。されど常置の職にあらず。

乙、問注所 職掌は前に述べたり。長官たる執事は單に訴訟を聽斷するのみならず、常に評

政所

評定衆

引付衆

問注所

侍所

小侍所

公事奉行人

鎌倉大番

廂番
學問所番
問見參結番
早書番
近習番
御格子番
地方の職制

定の席に列して政務を議定したり。寄人は雑務を行ひ、訴訟の詞を注記することを掌る。
丙、侍所 これも前に述べたり。別當は軍務を參決し、將士を進止し非違を檢察し、戦時には軍奉行となるを以て最重職とす。所司は別當を輔佐す。開闔は簿書記録を注記する事を掌り、政所の引付衆より補す。寄人は記録に従事す。この下に小舎人下部あり、驅使雜役に従ふ。
丁、小侍所 諸侍の宿衛・扈從竝に武藝を掌る所にして、侍所の事務繁劇なるを以て、これを分掌せしめんが爲に、承久元年始めて置く所なり。職員は別當以下畧侍所に同じ。

以上の外に公事奉行人と稱するものあり、各司に分屬して各その專掌の事務に従事す。恩澤奉行・安堵奉行・官途奉行・御所奉行・評定奉行・宿次過書奉行・御廩奉行・國奉行・保檢斷奉行・進物奉行・贈物奉行・寺社奉行・御祈奉行・法會奉行・作事奉行・公人奉行等その數甚だ多し。この外武備宿營を職として、營中に勤番する番衆といふものあり。即ち(一)鎌倉大番は幕府の警備竝に諸門の監視に任ずるものにて、遠江以東十五國の將士をして十二箇月交替に分番せしむ。(二)廂番は將軍家の廂の御所に侍衛し、(三)學問所番は學問所に伺候して將軍の顧問に預り、(四)問見參結番は參候の人員を點檢し、(五)早書番は晝間のみ營中に勤番し、(六)近習番は將軍に伺候し、(七)御格子番は營中に宿直して格子の開閉を掌れり。

〔地方の職制〕 京都に京都守護・六波羅探題・大番あり、九州に鎮西奉行後九州探題あり、

京都守護

六波羅探題

鎮西奉行

九州探題

中國探題

中國に中國探題、奥羽に奥州總奉行、蝦夷に蝦夷管領あり、諸國に守護・地頭あり。

一、京都守護 京都警衛の任に當り、洛中及び近畿を守り兼ねて政務を掌る。文治二年頼朝の妹婿藤原能保を任せしを始とす。承久の亂後六波羅探題を置くに及びて、この職亡びたり。

二、六波羅探題 承久の亂後置く所にして、京都及び近畿・關西諸國の政務を行ひ、兼ねて兵馬の事を掌る。又内裏警衛を口實として竊に將來の變に備ふ。而して大事は關東の節度を受く。執權に亞ぐの重職にして、必ず北條氏の一族を以て之に任ず。二人あり、南六波羅・北六波羅にその政廳を置けり。その配下に六波羅評定衆・同引付衆・同奉行人・同問注所執事・同越訴奉行・同侍所所司等あり。その職掌概ね幕府のそれと同じ。

三、鎮西奉行 鎮西九國奉行又鎮西守護ともいふ。九州の政務を掌る。文治二年天野遠景を補せしを始とす。後少貳・大友二氏の世襲となりしが、九州探題を置くに及びて廢せらる。

四、九州探題 九州・二島の政務を執り、訴訟裁判・土貢以下の雜事を沙汰し、兼ねて外國牒使の應接を掌る。時宗執權の時建治元年紀元一九三五年北條實政を筑紫に下向せしめ、元寇に備へしを起原とす。

五、中國探題 長門探題ともいふ。中國の政務を總管し、兼ねて外寇防禦の事を掌る。建治元年北條宗頼下向して元寇に備へたるを起原とす。

奥州總奉行

六、奥州總奉行 陸奥の御家人を綏撫し、兼ねて平泉郡なる檢非違使を管し、亂民を鎮むることを掌る。文治五年葛西清重を補せしを始とす。

蝦夷管領

七、蝦夷管領 蝦夷代官ともいふ。津輕に居りて、奥羽及び渡島今の北海道の蝦夷を鎮撫することを掌る。義時執權の時安藤五郎を補せしを始とす。

大番役

八、大番役 諸國の武士交番上京して、禁闕を護衛し洛中を巡警するをいふ。その年限はもと三年なりしが、頼朝の時改めて六箇月となし、後更に三箇月と改めたり。又將軍頼朝の時より、鎌倉にも大番役を置けり。

守護・地頭に就きては前に述べたり。守護の下に守護代あり、これは守護自身任地に臨まず、代人を派してその事務を執らしむるものなり。地頭の下に地頭代あり、目代又代官ともいふ。地頭の代として管内の事務を處理す。

〔賦税問題〕

○引付衆(文本)

○鎌倉執權(文本・東師)

○中國探題(文本)

○執權(東師)

○大番役(文本)

○鎌倉幕府の創立及其の制度(海軍) ○鎌倉幕府の職制組織(陸士・専檢・海軍・商船・長商) ○鎌倉幕府の初期に於ける守護地頭の設置及びその職掌(陸士) ○鎌倉幕府の組織を畧記せよ(東師)

第六章 朝廷と幕府との關係

〔西園寺九條兩家の全盛〕

西園寺公經は關東と縁故ある。公經は將軍上、承久の亂に幕府に好

西園寺家の榮華

意を表したれば、亂後關東より優遇せられ、その後援によりて大に勢力を得、亂後幾もなくして内大臣に任ぜられしが、翌貞應元年紀元一八八二年八月には左右大臣を経ずして太政大臣に任じ翌年正月從一位に叙せられたり。幾もなく職を辭したれどもなほ樞機に參すること舊の如く、威權甚だ強く、子實氏サネウヂは權中納言に任じ、右近衛大將を兼ね、尋で權大納言に進めり。公經は晩年洛北北山の別莊に西園寺を建て、今の金閣寺の地殿堂の壯觀、泉石の美を盡して豪華を極めぬ。

九條家の勢力恢復

西園寺家と並んで九條家も亦榮華を極めたり。承久の亂の際九條道家は攝政にして、又仲恭天皇の外祖たる關係上一時退隱の止むなきに至りしも、道家は將軍頼朝の父にして公經の女婿たる好地位にあれば、幾もなくして勢力を恢復し、安貞二年紀元一八八八年近衛家實イハサネに代つて關白となり、翌寛喜元年には道家の女孀子入内して中宮となり、尋で皇子秀仁親王を生むに及びて、九條・西園寺兩家の勢愈盛なり。寛喜三年七月道家關白を辭してその子教實ノリサネ之に代る。

貞永元年紀元一八九二年十月後堀河天皇御讓位、皇太子秀仁親王御年纔に二歳にして即位し給ふ。

四條天皇

これを四條天皇となす。關白教實攝政となりしが、嘉禎元年紀元一八九五年三月薨じ、父道家攝政に還補せり。道家攝政たること此に至りて三度、西園寺公經と心を合せて勢を廟堂に振ひしが、三年三月職をその女婿左大臣近衛兼經家實の子に譲り尋で出家せり。されどその權勢は毫も異な

ることなし。近衛家は久しく九條家に壓せられて、その勢振はざりしが、此に至りて漸く勢力を恢復し、九條家との関係も亦親密なるに至れり。

○【後嵯峨天皇】 仁治三年紀元一九〇二年正月四條天皇御年十二歳にして崩じ給ひて嗣なし。當時皇子にして京師に居給へるは土御門上皇の皇子邦仁王御年一十三と順徳上皇の皇子忠成王御年一十二とのみ。九條道家は望を忠成王に屬し、内旨を幕府に傳へしめたるが、北條泰時は土御門上皇が承久の御企を諫め給ひしを徳とし、城介義景を遣して邦仁王を立て奉れり。之を後嵯峨天皇とす。攝政近衛兼經關白たりしが、幾もなく辭して二條良實九條道家の子、公經の外孫これに代れり。西園寺家にては實氏右大臣を辭したれども、舊に依りて、機務に參せしが、その女婿子入内して女御となりて皇子久仁親王を生むに及びて勢愈盛なり。天皇は御即位の後深く心を民政に留め給ひしも、當時鎌倉の勢力中外を壓したれば、政治は常に九條道家・西園寺實氏に諮ね給ひ、大事は成を關東に仰ぎ給ひしかば朝權愈地に墮ちたり。

後深草天皇

天皇在位五年にして寛元四年紀元一九〇六年正月御讓位あり、皇太子久仁親王御年四歳にして即位し給ふ。之を後深草天皇とす。關白二條良實罷め、弟左大臣一條實經代りて攝政となる。

西園寺實氏道

○【九條家の衰運】 將軍頼經職を罷めて歸洛せし後、九條家と鎌倉との關係漸く疎く、頼經の歸洛後幾もなく、北條時頼は奏請して道家の關東申次を罷め、西園寺實氏を以て之に代へ、

院廳に評定衆を置く

尋で又奏請して院廳に雜訴評定を始め、實氏及び土御門定通・徳大寺實基・吉田爲經・葉室定嗣等五人を以て評定衆となす、蓋し幕府は之を以て更に朝政に干與せんとするなり。而して道家の此の選に與らざりしは、九條家と幕府との關係と九條家の勢力失墜とを見るべし。勢かくの如くなれば實經も職に安んずる能はず、翌寶治元年紀元一九〇七年正月攝政を罷めて近衛兼經之に代れり。この年六月鎌倉に三浦氏の亂あるや、道家亦之と結託せりとの風評あり、道家の身漸く危かりしに、建長三年僧了行等の隱謀も亦九條家に關聯したれば、道家は遂に勅勘を蒙り、翌四年二月失意の裡に暴に薨ぜり。或はいふ幕府の殺す所となると。

道家の勅勘

攝關家近衛九條の二家となる

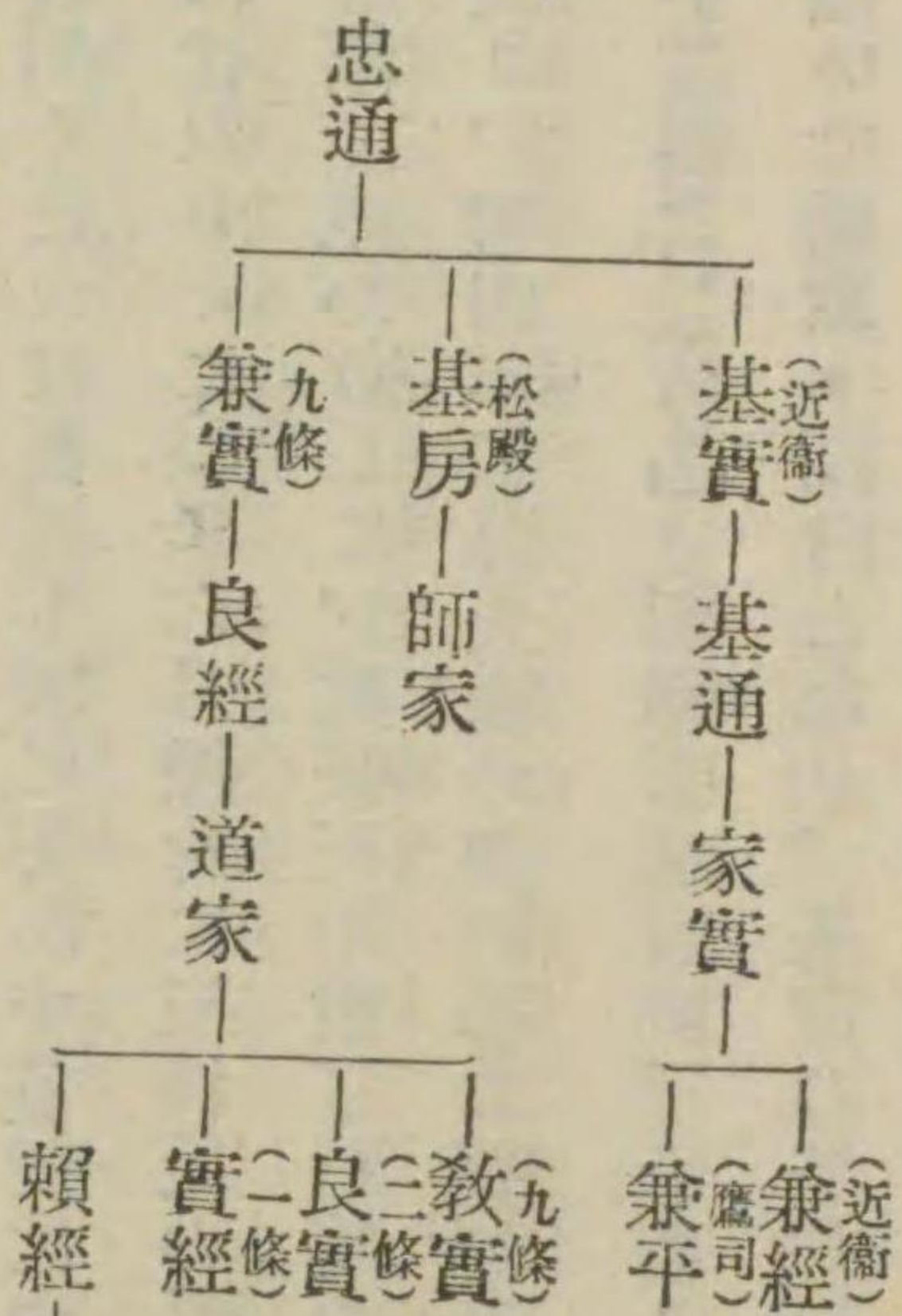
○【五攝家の分立】 初藤原忠通に三子あり、基實近衛・基房松殿・兼實九條といふ。基實・基房は相繼いで攝政・關白となり、基實の子基通また次いで此の職に任じ、兼實一人失意の境に在りしが、頼朝起るに及びて之と親しみ、その力によりて基通に代りて攝政となる。之より攝關の家分れて近衛・九條の二家となれり。これより兼實の子良經・孫道家、基通の子家實と代るがはる攝關の職に上れり。道家の子亦三人あり、教實・良實・實經といふ。教實・良實相繼いで關白となりしが、良實は道家と不和なりければ、不和の原因は明ならず、或は道家が三浦氏の力をか確かならば強ひて之を罷めて實經をして代らしむ。良實意平ならず、幕府の力を假りて勢力を挽回せんとし、執權北條時頼と親しみしかば、道家益之を惡みて、その所領を分與する時も獨良

二條家

一條家
鷹司家
五攝家

實には與へざりき。良實の家を一條といひ、實經の家を一條といひ、九條家は分れて三家となれり。建長四年十月近衛兼經職を罷め、弟左大臣兼平代りて攝政となる、之を鷹司家の始祖となす。爾後近衛・九條・二條・一條・鷹司の五家交迭して攝政・關白となる、故に世之を稱して五攝家といふ。而して五家は各勢を張らんとして北條氏の歡心を求むるに至り、北條氏は之を利用して攝關家の勢を殺ぎ、常にその任免に干渉せり。

藤原氏畧系 (五)



〔試驗問題〕 ○五攝家分立の次第(文本) ○五攝家(名工・長商・海軍・學檢)

第七章 兩統迭立

これを龜山天皇とす。此に於て二人の上皇あり、後嵯峨上皇を一院又は本院といひ、後深草上皇を新院といふ。後深草・龜山御兩代の間は後嵯峨上皇の院政なりき。右大臣洞院實雄西園幸實氏の弟の女倍子入内して皇后となり、文永四年皇子世仁親王を生み給ふや、翌年皇太子となし給へり。

文永九年紀元一九三二年二月後嵯峨法皇崩じ給ふ。法皇は深く龜山天皇の英邁なるを愛し給ひしかば、遺詔して龜山天皇の御子孫をして皇位を繼承せしめ給ひ、後深草上皇には仙洞御領なる長講堂領百八十箇所を始め、播磨の國衙、尾張熱田社領等を授けて御子孫に傳へしめ、永く皇位の御望を絶たしめ給ひぬ。かくて法皇崩御の後には天皇親ら政を決し給ひ、尋で皇子後宇多天皇に御讓位文永十一年正月の後には院政をも聽き給へり。

〔圖説〕(一)長講堂領 長講堂は京都六條西洞院(現今は下寺通五條下る東側)にありき。壽永二年後白河法皇の建立にして、その領は建久三年正月法皇御危篤にあたり、その御領地不輸租田等を多く寄せられしを始め、後寄進するもの多く、百八十餘箇所に及べり。

○【幕府の干渉】 後深草上皇は嫡長の御身にして何の御失徳もなきに、御子孫皇位の望なきに至りたれば御心頗る平ならず、特に近侍の公卿に至りては出世の望絶えて怨嗟の情抑へ難きものあり、随つて朝臣に院方・内方の二派を生じて相軋するに至りしが、院方の公卿中

後嵯峨法皇の遺詔

朝臣二派に分

幕府の干渉

伏見天皇

持明院統

大覺寺統

大覺寺統の不
満

淺原爲頼の狼
藉

には竊に幕府に請託するものもありしにや、時の執權北條時宗は之に干渉し、龜山上皇に奏請して、後深草上皇の皇子熙仁親王を立てて後宇多天皇の皇太子となし奉れり。かくて弘安十年紀元一九四七年に至り、幕府の奏請により天皇は心ならずも御讓位あり、皇太子位に即き給ふ、之を伏見天皇とす。後深草上皇院政を聽き給ひ、御心始めて平なり。されど龜山上皇は後嵯峨法皇の御志に違ひしを憤り給ひ、これより後深草・龜山兩上皇の御間は御不快とならせられ、幕府は愈皇位の御繼承に容喙することとなれり。伏見天皇は御讓位の後京都の持明院チミョウインに居給ひたれば、その御子孫を大覺寺統と申す。

○【兩統の迭立】伏見天皇の御即位は後嵯峨法皇の御遺詔に反したることなれば、その皇太子には當然後宇多上皇の皇子邦治親王立ち給ふべきを、伏見天皇は屢龜山上皇の常に承久の事を憤らせ給ふは、幕府の爲に危険なるべき事を執權北條貞時に告げ給ひたれば、貞時は龜山上皇の御後を立つるを欲せず、天皇の皇子胤仁親王タネヒトを皇太子に立て奉りしかば、大覺寺統の不満は愈募れり。

正應三年紀元一九五〇年三月七日の夜淺原爲頼アサハラノタケノリといふもの父子三人、甲冑を帶して皇居に亂入し、天皇の御在所を求む。一、二條宮の武士急を期きて馳参したれば、爲頼等力盡きて自斃せり。爲頼の用ひし刀は三條家傳來の寶刀なりとて、前大納言三條實盛坐して捕へられぬ。されど爲頼狼籍の原因は遂に詳ならず、時に龜山法皇亦この事に關し給へりとの風評あり、權大納言西園寺公衡キヨノノミチの如きは、後深草法皇に奏して龜山法皇を六波羅に遷し奉らんとせしも、後深草法皇は聽し給はず、龜山法皇も亦誓書を關東に下し給ひて纔に事なきを得たり。然れども幕府の龜山法皇に對する嫌疑は益大なり。

後伏見天皇

永仁六年紀元一九一八年七月後伏見天皇即位し給ひ、二代相ついで持明院統の即位を見しかば、後

兩統迭立の議

宇多上皇は特に使を關東に遣して後嵯峨上皇の遺詔に違ふことを責め給ひしかば、貞時已むを得ずして、遂に後深草・龜山の兩統迭立の議を定めたり。かくて後伏見天皇の次には後宇多上皇の皇子後二條天皇立ち給ひ、次には後伏見上皇の御弟花園天皇位に即き給ひしが、その末年大覺寺統よりは頻に讓位を迫ると共に、次の皇太子には後二條天皇の皇子邦良親王を立てんとし、持明院統よりは後伏見上皇の皇子量仁親王カズヒトを推して相争ひしが、文保元年紀元一九〇七年四月幕府の使中原親監上京して踐祚・立坊の事は兩統の御和談によりて決し給ふべきを奏せしかば、兩統の間に交渉あり、遂に東宮後醍醐天皇踐祚の後邦良親王を皇太子とし、量仁親王はその次に立坊の事に決したり。之を文保の御和談といふ。されど持明院統にては甘心し給はざりしと見え、翌年正月伏見上皇は自ら春日社に告文を奉りて量仁親王の立坊を祈り給

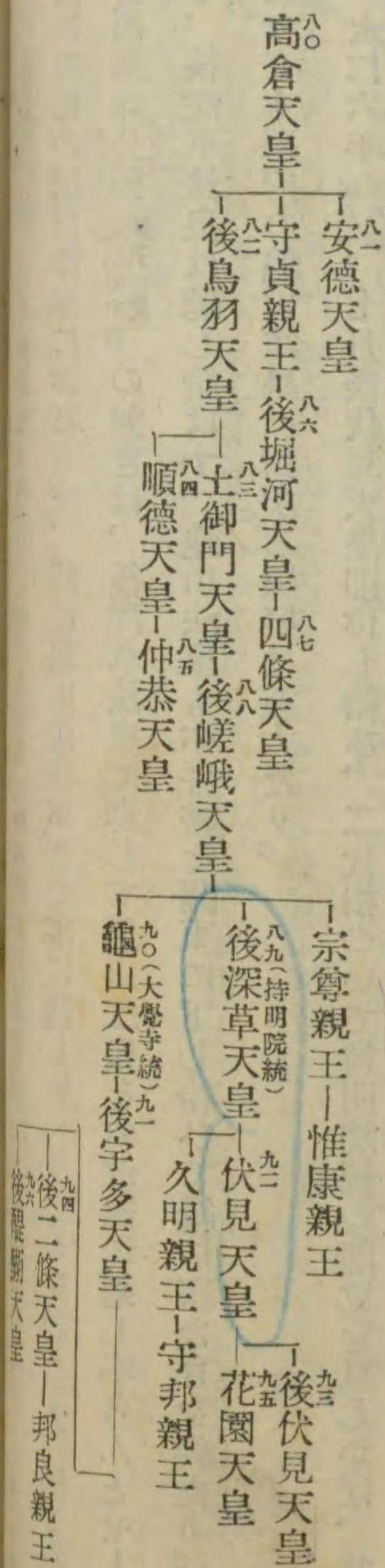
文保の御和談

幕府の陰謀

へり。かくて二月天皇御讓位、後醍醐天皇即位し給へり。かくの如く、兩統迭立以後その軌轢は益甚しく、歴代の天皇は常に皇太子に迫られて位に安んじ給はざりき。北條氏が兩統迭立の策を立てたるは、蓋し表面には後深草上皇の希望を満足せしめ奉ると共に、龜山上皇の意志をも空しくせず、極めて公平なるを示し、内實兩統の御争を利用して皇室の勢力を二分し、以て自家の根基を固くせんとの意なりしなるべし。

【解説】(一) 簞屋 京都を警固し悪徒の横行を鎮むる武士の宿衛所なり。常に簞を焚きて警固する故に名づく。京都市中に四十八箇所あり。その武士を簞屋守護人又は簞屋武士といへり。四條天皇の曆仁元年(紀元一八九八年)北條泰時執權の時始めて之を置けり。

皇室御畧系(一一)



【試驗問題】 ○大覺寺統(東師) ○後宇多天皇の御事蹟を記せ(東師) ○兩統交代(高校) ○北條貞時(廣師) ○鎌倉時代の公武關係(文本) ○北條氏の政策(文藝)

第八章 元 寇

高麗の衰微

蒙古の勃興

【蒙古と高麗】 朝鮮半島にては、我が朱雀天皇の御代に、王建高麗國を建てて半島を一統し、國勢強盛なりしが、高倉天皇の頃に至りては權臣政を恣にして民服せず、國勢漸く衰へたり。土御門天皇の朝、支那の北方なる蒙古の地に成吉思汗といふ英雄起り、内外蒙古を一統し、中央亞細亞を定め、歐羅巴の東部を侵畧して勢頗る盛なりき。時に遼の遺族遼東に據りて大遼國を建て、頻に高麗の北邊を侵す。高麗王高宗拒ぐ能はず、援を蒙古に請へり。成吉思汗乃ち之を助けて大遼を滅せり。然るに高宗は敢て蒙古に臣事せず、成吉思汗の子窩闊臺^{クハタイ}の時に至り、その使者を殺しければ、窩闊臺大に怒り兵を發して京城を陥る。高宗江華島^{コウワ}に走り、遂に質子を出し降を請ひて臣と稱せり。成吉思汗の孫忽必烈^{クビライ}に至りてその勢益強大となり、高麗は之に服從して婚を通じ、殆ど屬國たるが如き姿となれり。忽必烈雄畧あり。成吉思汗の意志を繼ぎて四海を併呑せんとし、南の方宋を圖ると共に、東の方我が國をも屈伏せしめんと企てたり。

【蒙古使節の來朝】 龜山天皇の文永三年^{紀元一九二六年}八月、忽必烈は兵部侍郎黑的・禮部侍郎殷

高麗の使太宰府に来る

蒙古の使來る

鎮西の防備を嚴にす

弘を使とし、國書を齎して我が國に向はしめ、高麗に命じて先導せしむ。黑的等高麗の嚮導と共に發せしが、海路の難に遇ひて果さず、翌文永四年正月空しく巨濟島より引還せり。忽必烈怒り更に黑的等を高麗に遣し、遣使の事を嚴命せしかば、高麗王は禮部侍郎潘阜等を我が國に遣せり。潘阜文永五年紀元一九二八年正月太宰府に著し、蒙古の國書及び自國の牒狀・方物を上れり。太宰府は直に之を鎌倉に送り、幕府は又之を朝廷に奏上せしが、朝廷その書辭の無禮なるを以て返書を與へ給はざりき。翌六年蒙古の使者再び來りて通好を促しければ、朝廷は之を拒絶するの返書を草して、その文案を幕府に示し給へり。時に時頼の子時宗執權たりしが、強硬なる態度を取り、奏して又返書を與へざりき。文永八年紀元一九三二年蒙古の使者祕書監趙良弼また太宰府に來り、直に京師に入り、まのあたり天皇に謁せんことを迫りたれども、少貳景能之を肯んぜず、良弼遂に副本を呈し返牒を求めたれども幕府は依然之を與へず。十年三月趙良弼再び來りしもまた京師に入るを得ずして空しく歸れり。かくの如く幕府は屢蒙古の使を斥けたれば、鎮西の將士に令を下して海防を嚴にして不虞に備へ、中にも肥前・筑前の二國は敵軍の入寇を防ぐべき要衝の地なるを以て特にその警備を嚴にし、朝廷にても、伊勢神宮に宣命を奉り、二十二社に奉幣して國難を告げ、其の他の諸社寺をして敵國降伏の祈禱を行はしめらる。その頃蒙古は國號を元と改めたり。

【附註】(一) 蒙古の國書 文永五年正月蒙古より贈りし初度の牒狀左の如し。原文はいふまでもなく漢文なれど、今讀み易からしむる爲に假名交り文に改めたり。

上天の眷命せる大蒙古國皇帝、書を日本國王に奉る。朕惟みるに、古より、小國の君境土相接すれば尙務めて信を講じ睦を修む、況や我が祖宗天の明命を受けて區夏を奄有し、遐方・異域威を畏れ徳に懐くもの悉く數ふべからず。朕即位の初、高麗無辜の民久しく鋒鏑に瘁むを以て、即ち兵を罷めしめその境域を還し、其の旄倪を反す。高麗の君臣感戴して來朝す。義は君臣と雖も、而も歡は父子の若し。計るに王の君臣亦已に之を知らん。高麗は朕の東藩なり、日本は高麗に密邇し、開國以來亦時に中國に通ず。朕が躬に至りて、一乘の使の以て和好を通ずるなし。尙恐る王の國之を知ること未だ審ならざることを。故に特に使を遣し、書を持って、朕が志を布告せしむ。冀くは自今以往問を通じ好を結び以て相親睦せん。且聖人は四海を以て家となす、相通好せざるは豈一家の理ならんや。以て兵を用ふるに至りては、夫れ孰れか好む所ぞ、王それ之を圖れ。不宣。

後宇多天皇

【文永の役】 文永十一年紀元一九三四年正月、龜山天皇位を皇子後宇多天皇に譲り給ふ。元主忽必烈は我が國の服せざるを怒り大に戰備を修め、又高麗に命じて兵船を造らしめしが、この年

元軍對馬壹岐を侵す

十月忽敦・洪茶丘・劉復亨等を將とし、元・高麗の軍約四萬人、戰艦九百餘艘を發して來寇し、まづ對馬を侵せり。守護代宗助國八十餘騎を率ゐて之を防ぎ、衆寡敵せずして戰死せり。元軍火を民家に放ち、轉じて壹岐を掠む。守護代平景隆百餘騎を以て之に當り、亦利あらずして自殺せり。敵は掠奪を恣にし、進みて肥前の沿海に寇し、更に筑前の今津に至り、遂に進

元軍博多に迫る

みて博多に上陸せり。九州の豪族少貳經資・同景資・大友頼泰・戸次重秀・菊池武房・竹崎季長等之を拒ぎ戦ふ。元軍は多年歐亞の間に轉戦したる經驗によりて頗る戦鬪に熟達し、殊に火器を用ひて大に我が軍を苦しめたれば、我が軍勇往奮進、防戦最も努めたれども遂に敵せず、博多・箱崎を捨てて、水城に退軍するに至れり。然れども敵亦我軍の勇敢に恐れて漸く退軍の心あり。偶この夜十月二日暴風雨あり、敵の戦艦多く漂没せしかば、残兵夜に乗じて遁れ去れり。之を文永の役といふ。

時宗元使を斬る

【敵國征伐の企】元兵敗れ還りたれども、忽必烈は飽くまで我を屈從せしめんとし、翌建治元年紀元一九三五年また禮部侍郎杜世忠・兵部侍郎何文著等を使として太宰府に來らしむ。時宗命じて之を鎌倉に護送せしめ、世忠等を斬り、公私の費用を節して海岸の防備に充て、北條

九州探題中國探題を置く

高麗征伐の計畫

實政を九州探題として防備につとめしめ、又九州の諸豪族に命じて筑前の海岸今津より箱崎に至る四里許に石壘を築かしめ、京都の大番役を停めて太宰府その他の要衝に配置し、北條宗頼を中國探題となし、山陽・南海二道の兵を調じて長門の警備に充て、以て元寇の襲來に備へしむ。この間、時宗は更に進みて高麗征伐の計畫を立て、西海の將士に令して戦艦を修め器械を備へしめ、諸國の老少奮つて之に應ぜんとしたれども、この壯舉は遂に決行するに至らずして止みぬ。弘安二年紀元一九一九年二月、忽必烈は諸國に命じて戦艦六百艘を造らしめ再び我が國に寇せんとし、六月元將范文虎はまた使者を我が國に送れり。その書辭また無禮なりしかば、時宗令して之を筑前の博多に斬らしめ、益西海の防備を嚴にせり。

元軍筑前に迫る

【弘安の役】

この時元は既に宋を滅して支那を一統したれば、その勢に乗じて我が國をも蹂躪せんとし、弘安四年紀元一九四一年正月東路・江南の兩軍を發し、大舉して來寇せり。東路軍は忻都・洪茶丘等之に將とし元軍三萬・高麗軍一萬・戦艦九百艘を率ゐ、五月對馬・壹岐を犯し、島民三百餘人を殺し最も慘虐を極む。六月敵軍進みて筑前に迫る。我が將少貳經資・景資父子・大友貞親・河野通有・通時・大矢野種保・種村・菊池武房・竹崎季長等殊死して戦ひ、或は夜に乗じて敵船を焼き、或は自ら帆檣を仆して梯となし敵艦に斬り入りて敵將を虜にし、大に敵を惱ましたり。既にして敵將范文虎江南軍十餘萬人・戦艦三千五百艘を以て來り會しければ、肥・筑の海上全く敵艦を以て蔽はれぬ。敵は弩を設け櫓を起し、鐵砲を以て射撃せしも、我が軍防戦して屢敵を破りしかば、敵軍進むこと能はず、退きて肥前の鷹島タカシマに據れり。偶七月晦日の夜暴風俄に起り、翌閏七月一日に至りて益甚しく、敵艦皆覆没し、將卒溺死するもの算なし。我が軍之に乗じて大に之を撃破せしかば、大將范文虎等纔に身を以て遁れ還れり。殘兵數千人鷹島に在り、壞れし船七八艘を修繕して、逃げ還らんとせしが、少貳景資之を規知し掩撃して殺戮殆ど殲せり。これを弘安の役といふ。この後幕府は益西邊の警備を嚴にし、

我が軍の奮戦

暴風敵艦を覆す

忽必烈亦或は船艦を修造し、或は水手を募り、或は軍糧を督して、再舉を謀りしも遂に果さずして止めり。

【元寇の影響】 文永・弘安の兩役は我が國未曾有の大難にして、その勝敗は實に我が國運にも關する程なりき。されば朝廷・幕府は全國の諸社寺に命じて敵國降伏の祈禱をなさしめ、龜山上皇は宸筆の願文を皇大神宮に捧げ、御身を以て國難に代らんことを祈り給ひ、幕府は勇斷を以て事を處し、國民は義烈を振うて軍に従ひ、舉國一致して敵に當り、遂によく大捷を博して、大に國威を發揚するを得たるは、我が國體の世界に冠絶せるに因ること言を俟たざれども、また頼朝以來武士道を獎勵し武藝を盛にしたると、泰時・時頼等の民政のよく行き届きたるとに因ること、また實に少からず。然れども軍費・祈禱料莫大にして、幕府の財政紊亂し、有功の將士に對する恩賞にも困難を感じて、その豫期を満足せしむる能はず、加ふるに戰捷に伴ふ餘弊として漸く奢侈の風を生じ、幕府は家人の窮乏を救はんが爲に、徳政と稱する一種の弊政をも行ひしかば、次第に天下の人心を失ひ、遂に北條氏滅亡の因をつくるに至れり。

【試験問題】

- 北條時宗(美術・和尙) ○蒙古襲來(美術) ○蒙古襲來の皇紀(六高) ○元寇(高松・海軍)
- 弘安の役(五高・海軍) ○河野通有(文藝・海軍) ○元寇の北條氏に及ぼせる影響(文藝)
- 少武景資(文藝) ○元寇の願文を記せ(高松) ○遣唐使廢止以後蒙古襲來以前の日支關係(文藝)

第九章 鎌倉時代の風俗 文物及び佛教

鎌倉時代の士風

【鎌倉武士】 頼朝は平氏の文弱に流れて早く滅びたるに鑑み、常に尙武の氣風を養成せんことをつとめ、節儉を以て武士を率ゐ、奢侈を戒め、大に武藝を獎勵し、北條泰時・時頼等亦よく頼朝の遺風を守りたれば、當時の武士は皆好みて武術を練習し、質素儉約を旨とし、卑怯未練の振舞を恥ぢ、主従の恩義を重んじ、禮儀を尊び、名を惜み死を恐れざりき。されば、その遊技にも笠懸・流鏑馬・犬追物・相撲などの如き勇しきもの喜ばれ、彼の京都の公卿のなほ平安時代の餘風を受けて、華奢文弱に就りて文藝遊樂を事とせしとは全く相反せり。源氏滅亡の後、代代の將軍京都より下向し、又六波羅探題の設置等ありて京・鎌倉の交通頻繁となりてよりは、京都の柔弱の風自ら鎌倉に傳はり、東國武士の風京都に移るに至りたれども、そは固より一部分に過ぎず、大部分に於ては京都の公卿は優柔輕浮にして女性的なるに反し、鎌倉武士は勇健剛毅にして男性的の特色を保てり。

【風俗】 當時武士の氣風かくの如くなれば家屋・服裝の如きも、質素にして實用に適するもの行はれ、家屋は板葺・草葺を常として、瓦・檜皮などを用ふることなし。又この時代には禪宗の傳來と共に、支那風の寺院建築法行はれしが、家屋の建築も亦之に倣ひて、玄關・書院・

武士の遊戯

家屋

服装

床の間等を造るに至れり。武家の服装は直垂・水干・布衣を常服とし、烏帽子を著せり。すべて貴賤ともに頭を露はすを以て無禮としたれば、庶民もまた烏帽子を被り袴を著けたり。女子の外出には被衣・笠をつけて面を掩へり。食物は米を蒸して炊ぎたる今日の強飯の如きものを常食とし、今日の飯は姫飯又は厚粥と稱して常用せざりき。食事の度数は既に朝晝夕の三食なりき。食物の質素なりしことは、執權北條時頼が一族宣時を招きて、殘餘の味噌を下物として酒を酌めりといふ名高き話にても知ることを得べし。

學問の衰微

【文學】平安時代の末より戦亂打ち續きて學問大に衰へ、大學・國學の制も既に廢れたるに鎌倉開府の後、専ら武藝を奨勵して、學問には多く力を用ひざりしかば、學問愈衰へ、漢文學にありては詩文の業は専ら僧侶の手に委ねらるるに至れり。されど武人の中にも北條實時・顯時父子の如き、學を好み、金澤文庫武藏國久良岐郡金澤村を建てて書籍を集め、貴賤の講學に便したり。この文庫は、その後久しく災に罹らず、戰國亂離の間において、よく和漢の書を藏して文運を維持するを得たり。漢文學はかく衰へたりしも、國文學は京都に於て特殊の發達をなし、巧に和漢の兩語を調和し、文勢雄渾なる一新體開かれ、保元物語・平治物語・平家物語・源平盛衰記等の所謂軍記物盛に行はれたり。之を平安朝の源氏物語・狭衣等に比ぶれば、質實剛健なる武士氣質を描寫して、ここにも男性的なる鎌倉時代の特色を發揮せり。その

軍記物

金澤文庫

歴史

隨筆

日記紀行

和歌

和歌の師範家

愚管抄

元亨釋書

他歴史の書には慈鎮和尚の作と傳へらるる愚管抄あり、隨筆に鴨長明の方丈記、日記・紀行には阿佛尼の十六夜日記、源親行の東關紀行、源光行の海道記等有名なり。其の他東鑑は頼朝舉兵の始より文永三年まで凡七八十年間の鎌倉幕府の記録にして、當時の歴史を知るには必要缺くべからず。僧師鍊虎關の元亨釋書三また佛教史の研究に資すべきものなり。和歌はこの時代に至りてもなほ盛に行はれ、千載集・新古今集以下の勅撰集相ついで成れり。歌人には後鳥羽・順徳兩天皇を始め、藤原俊成、その子定家・藤原家隆・僧西行・鴨長明等最も著はれ、武人にては源實朝斯道の達人と稱せられ、女流には式子内親王・宮内卿・阿佛尼等有名なり。されど和歌の師範家といふ者生じ、詠歌の法式を定め、思想・用語を束縛して、歌道衰微の基をなせしも亦この頃よりの事なり。

【愚管抄】(一) 愚管抄 七卷。初の二卷は皇代年代記として神武天皇以來順徳天皇までの御事蹟を記し、三卷より六卷までは本篇にて、天下の治亂武家の起り等を論じ、末の一卷は附録なり。事實正確にして、史料としての價值大なり。

(二) 元亨釋書 三十卷。僧師鍊の作。推古天皇以來元亨中に至る七百餘年間、釋教に係りたることを悉く記せり。即ち僧侶の實傳及び概評より、外教傳來の有様等を記す。元亨二年上表して後醍醐天皇の勅覽に供せり。

【美術・工藝】一般の風俗の質實なるに従ひて、美術・工藝も亦剛健質朴の方面に向つて發

彫刻
書道

繪畫

刀劍甲冑

陶器

達したり。彫刻には運慶・快慶・湛慶の如き名手出でて雄健・豪放なる特長を發揮し、書は初世尊寺流大に流行せしが、後、伏見天皇の皇子青蓮院尊圓法親王、頗る書に巧にして青蓮院流一に御家流といふを創め給ひてより、その風大に行はれ、書道爲に一變するに至れり。又宋の書風も行はれ、後宇多・後醍醐兩天皇は最もその書風に長じ給へり。繪畫には土佐光長・同長章・同長隆・藤原隆信・同信實等の名家あらはれ、歴史物語・社寺の緣起・名僧の傳紀等を畫題とせる繪卷物大に發達し、土佐光吉の法然上人畫傳・土佐光長の年中行事記・高階隆兼の春日權現驗記繪卷等特に名高し。又宅磨勝贊・同榮贊等は宋畫の風を摸して有名なり。刀劍・甲冑等の製作は世の需要につれて大に發達し、殊に後鳥羽上皇刀劍を好み、院中に番鍛冶を置きて親らその術を究め給ひしより、刀劍の名工輩出して愈精巧を極めたり。就中長船長光・栗田口吉光・來國行・岡崎正宗・郷義弘等最も著はれたり。陶器の製法は從來頗る幼稚なりしが尾張の人加藤四郎左衛門景正、後堀河天皇の朝、僧道元に從ひて入宋し、製陶の法を學ぶと五年、歸朝の後窠を尾張の瀬戸村東春日井郡瀬戸町に開き所謂瀬戸燒又藤四郎燒といふを創めしより、その技大に進歩し、二代藤四郎・三代藤四郎・四代藤四郎等の名工輩出せり。その他近江の信樂燒、伊賀の伊賀燒等も亦この時代より始めたり。

【佛教の新宗派】 平安時代に盛なりし天台・眞言の二宗はその所説高尙深遠にして俗耳に

新宗派勃興の原因

入り難く、加ふるに、その末期に至りては腐敗の極に達し、僧兵の跋扈の如き僧徒にあるまじき非行を逞しうし、到底上下の歸依・信仰を維ぎ難く、一方には又保元・平治の亂の如き、或は「平氏にあらざれば人にあらず」と誇稱して榮華を極めし平氏の一族が一朝にして西海の藻屑となりし如きありて、大に世人をして現世の幸福の頼むに足らざるを感ぜしめ、知らず識らず一世の歸依・信仰すべき宗教を求むるに至れり。是に於て所説卑近にして修行容易なる新宗派起りて、この時代の要求に應じ、普く民間に行はれたり。

光勝

これより先、朱雀天皇の朝天台宗の僧光勝上人末世の人自力を以て悟道に達すること難

源信

ければ彌陀の名號を唱へて、その慈悲に依りて極樂に往生すべきを説き、一條天皇の頃叡山の僧源信上人往生要集淨土念佛に歸依すべきを勸めたる書を著して益淨土教を弘通し、鳥羽天皇の朝叡山の僧良忍聖應大師

良忍の融通念佛宗

源空の淨土宗

融通念佛宗を創め、一切の功德融通して彌陀の名號中に攝在するにより、往生成佛の要法は唯念佛をなすにあり、我が唱ふる所を回らして衆人に融通し、衆人の唱ふる所を亦我に融通すれば、その功獨稱に超ゆと説き、大原山山城國愛宕郡に來迎院を創立し、廣く念佛を勸めてこの宗を弘めしが、高倉天皇の御代に至り、僧源空上人舊來の諸宗の難行の法を排し、易行の法を説きて淨土宗を唱へ、阿彌陀佛を念すれば、その慈悲によりて現世の苦を免れ、來世は極樂淨土に往生して無比の快樂を得と説き、一世の渴仰を得、爲に南都・北嶺の惡む所となり、土

範宴の淨土眞宗

御門天皇の朝讚岐に流さるるに至れり。ついでその弟子範宴（親鸞上人）は後堀河天皇の朝更に淨土眞宗を開けり。この宗は淨土宗を一層平易にしたるものにて、一向に阿彌陀佛に歸依して往生を願ふによりて、又一向宗ともいふ。一向宗は僧侶の肉食妻帯を許し、入り易く行ひ易きを以て、年を経るにつれて、盛となれり。源空の配流せらるるや、範宴も亦越後に流されしが、後赦されて東北諸國を勸化し、下野高田に専修寺を創立（後伊勢に移る）せしが、その死後に至り門弟等京都に本願寺を建てたり。ついで龜山天皇の朝僧智眞（上人）時宗を開き、人身は無常にして時時刻刻生滅するものなれば、平生と臨終と何の異なることなし、故に平生を臨終と思ひて念佛せよと説き、諸國を遍歴して念佛を勧め、後深草天皇の朝には、安房の僧日蓮（尼持）法華經によりて、法華宗を唱へて他宗を排撃し、爲に諸宗の壓迫を蒙むること甚しく、幕府の爲に流罪に處せらるること二回に及びしも屈せず、益法華宗を高唱せり。この宗は唯一法華經によりて一代の教相を判釋し、眞實教は唯一法華經に限る、其の他は悉く方便説なるを以て依用すべからざるものとす。而して一般の人には高遠なる法華經の眞理は解し難けれど、南無妙法蓮華經と唱ふる間に、法華經の趣旨は自らその心中に入りて成佛するに至ると教へて、遍く民間に行はるるに至れり。

臨濟宗の傳來

これ等の新宗派の勃興と前後して禪宗支那より傳來し、多く上流社會に行はれたり。後鳥羽

臨濟宗

曹洞宗

羽天皇の朝備中の僧榮西（千光國師）宋に入りて禪宗を修め、歸朝の後其の一派なる臨濟宗を弘め、大に將軍源賴家・實朝の尊信を得たり。その弟子道元（佛性傳 東國師）亦後堀河天皇の朝に入宋し、禪宗の一派なる曹洞宗を傳へたり。その後榮朝・辨圓（聖一國師）等の名僧あり。禪宗は不立文字教外別傳と稱し、經文を讀まずとも、坐禪して大悟徹底するを得る教なれば、文字に疎き武人には最も適したるを以て之に歸依するもの頗る多く、京都には建仁・東福・南禪等の諸大寺、鎌倉には鎌倉五山と稱せられたる（五ヶヶンチャウ）建長・圓覺・壽福・淨智・淨妙等の諸寺建築せられ、支那よりは道隆（大覺禪師）・祖元（佛光禪師）・一寧（一寧山）等の名僧來朝して頗る隆盛を極めたり。

本願寺

〔一〕本願寺 龜山天皇の文永四年親鸞の女覺信尼、親鸞の遺弟と謀りて、大谷の原なる親鸞墓地の一字を移して、佛堂を建立し、親鸞の影像を安置し、親鸞を開祖とせしを起原とす。文明十一年山科に移り、天文元年大阪石山に移る。十一世顯如の時正親町天皇即位の用度を獻じて院家末寺の稱を許さる。天正十九年豊臣秀吉京都七條坊門に十萬坪の地を寄附せしかば、顯如此の地に移り、文祿元年影堂工事成り、本山の基礎始めて定まる。十二世准如その兄教如と善からず、徳川家康本願寺の勢力を憚り、之を割かんとし、慶長七年教如の爲に別に一寺を創む。之を東本願寺といふ。之より准如の方を西本願寺と呼び、東西の兩派に分れたり。

〔二〕建仁寺 京都下京區にあり。建仁二年源賴家僧榮西に歸依し、奏して建立せしものにて京都最初の禪刹なり。榮西を開基とす。室町時代に至り、足利義滿京都五山を定むるに及び、その第三位とせり。

東西兩派に分る

建仁寺

東福寺
南禪寺
建長寺
圓覺寺
壽福寺
淨智寺
淨妙寺

(三) 東福寺 京都下京區にあり。嘉禎二年藤原道家の創立、辨圓を開山とす。五山の第四位。
 (四) 南禪寺 京都上京區にあり。永仁元年龜山上皇禪林寺の離宮を捨てて寺となし給へるもの。五山の第二位。
 (五) 建長寺 鎌倉山内にあり。建長五年北條時頼の創建にして、道隆を開山とす。鎌倉五山の第一位たり。
 (六) 圓覺寺 鎌倉山内にあり。弘安五年北條時宗の創建にして、祖元を開山とす。鎌倉五山の第二位。
 (七) 壽福寺 鎌倉扇ヶ谷にあり。正治二年平政子の創建。榮西を開山とす。五山の第三位。
 (八) 淨智寺 鎌倉山内にあり。起原詳ならず。五山の第四位。
 (九) 淨妙寺 鎌倉淨妙寺村にあり。開山は律師行勇。開基詳ならず。五山の第五位。

【試験問題】

- 鎌倉時代の士風(陸士・高校)
- 鎌倉時代の文學(東外)
- 北條實時(文豫)
- 金澤文庫(陸士・小商・東外)
- 運慶(東外・美術)
- 鎌倉時代の文化の特色(文本)
- 鎌倉時代に新に興りたる宗教(東商・東師)
- 鎌倉時代に勃興せる佛教諸宗派(北大豫)
- 鎌倉時代に於ける禪家の興隆(文豫)
- 東西本願寺(文豫)
- 聖一國師(文本)
- 源空(文豫・東商)
- 親鸞(東師)
- 日蓮(海軍・陸士)
- 榮西(美術)
- 道元(文本)
- 師鍊(文本)
- 虎關禪師(文豫)
- 元亨釋書(文本)
- 東鑑(文豫)
- 愚管抄(文本)
- 新古今集(神宮)
- 祖元(文本)

第一〇章 北條氏の滅亡

【幕府の内訌】 幕府にては弘安七年(一七九二)北條時宗死してより、貞時・師時・宗宣・熙時

北條時光の陰謀

霜月騒動

長崎頼綱の陰謀

吉見義正の亂

北條宗方の陰謀

高時の昏愚

長崎高資の専權

基時等相繼いで執權たりしが、その間内訌絶えず、弘安七年八月には一族北條時光の陰謀露はれて佐渡に流され、翌八年十一月には安達氏族誅せらる。この時安達泰盛貞時の外祖として子宗景と共に權威甚盛なりしが、内管領長崎頼綱と隙を生じ、遂に讒に逢ひて一族悉く誅せらる、この時幕府も亦兵燹に罹り、金澤顯時は坐して上總埴生莊に遷されたり。世に之を霜月騒動といふ。その後頼綱の勢盛にして威福を弄し、遂に次子資宗を將軍たらしめんことを企て、事露はれて永仁元年(一一九一)四月父子共に誅せられぬ。同四年(一一九四)十一月には吉見義正源範頼の裔の亂あり。正安二年(一一九二)八月貞時職を退き、從弟師時代りて執權となるや、これも貞時の從弟なる宗方といふもの、執權職を師時に先んぜられたるを憤り、嘉元三年(一一九三)四月まづ連署北條時村を殺し、尋で師時・熙時に及ばんとせしが、事露はれ、翌五月その黨與十一人と共に誅せられたり。

【北條氏の衰運】 かく内訌打續きたるに、一方には弘安の役後幕府の財政紊亂して威權振はず、恩賞不足して武人の心を失ひ、北條氏は漸く衰運に向へり。正和五年(一一九六)七月貞時の嫡子高時執權となる、年纔に十四、加ふるに性昏愚にして事體を辨ぜず。されどその就職の初は内管領長崎入道圓喜モシキ、及び高時の外祖秋田城介時顯之を輔けて政務を執り、幸にして事なかりしが、圓喜致仕して、その子高資代るに及び、高時の昏愚に乗じて威權を恣にし、

安藤季長一家の争亂

賄賂によりて事を決せしかば、人心日に北條氏を離れ、地方の騷亂相踵いで起り、奥羽にては安藤季長一家の争亂ありしも、幕府は容易に之を鎮定すること能はず、幕府の衰頽を暴露せり。

【(一) 安藤季長一家の争亂】 安藤季長は陸奥の人なり。始一族季久と嫡長を争ひ、互に蝦夷人を引きて援となし、久しうして決せず、遂に之を幕府に訴へたり。然るに長崎高資は賂を雙方より取りて決せざりしかば、兩人怒りて歸り、その邑に據りて叛せり。幕府即ち兵を遣して之を伐たしめしも克たず、七年の後漸く之を平げたり。

後醍醐天皇の親政

【後醍醐天皇討幕の御企】 京都にては文保二年紀元一九七八年二月持明院統の花園天皇の讓を受け、大覺寺統の後醍醐天皇位に即き給ふ。即位の初は後宇多法皇院政を聽き給ひしが、元亨元年紀元一九八一年政を天皇に還して大覺寺に退き給へり。天皇は英邁の君にましまして、後鳥羽天皇の素志を繼ぎ夙に政權を恢復せんとすの御志あり。親政の後は記録所を開きて親ら訴訟を聽斷し、銳意治をはかり給ふ。當時天皇の信任を受けて機密に参したるは、吉田定房・萬里小路宣房・北島親房・日野資朝・同俊基・烏丸成輔等なりき。

正中の變

天皇は高時遊宴に耽りて幕政紊れ、人心日に幕府を離るるを見給ひ、之に乗じて幕府を倒さんとし、乃ち資朝・俊基等と謀り、竊に諸國勤王の士を求め給ふ。正中元年紀元一九九九年美濃の人士岐頼兼・多治見國長等潛に京に上りて、討幕の議に興りしが、事漏れて六波羅の兵に圍まれ奮戦して死す。ついで資朝・俊基も亦捕へられしかば、天皇大に驚き給ひ、萬里小路宣房を鎌倉に遣し、誓書を高時に賜ひて事治りぬ。翌年幕府資朝を佐渡に流し、俊基を赦して歸京せしむ。之を正中の變といふ。

皇嗣の紛議

【皇嗣の問題】 後醍醐天皇は文保の御和談によりて、即位の初後二條天皇の皇子邦良親王を立てて皇太子となし給ひしが、持明院統の後伏見上皇は之を憚り給はず、皇子量仁親王の立場を希ひ、或は石清水八幡宮・賀茂社等に願文を捧げ、或は幕府に諭し給ふ所ありき。然るに嘉暦元年紀元一九八六年三月邦良親王薨じ給ひしかば、持明院統よりは日野資名を鎌倉に遣して量仁親王の立場を迫られ、天皇は皇子の中より皇嗣を定めんとすとして關東に諮り給ひたれども、高時命を奉ぜず。天皇は更に吉田定房を遣して之を諭さしめ給ひたれども、高時は固く兩統迭立の議を執り、遂に量仁親王を皇太子に立て奉れり。是より後伏見上皇は、天皇の早く讓位し給はんことを神明に祈り、又屢使を遣して高時に諭し給へり。

量仁親王立場

長崎高資の専恣

この間に於ても幕府の内訌はなほ絶えず、嘉暦元年三月高時病によりて出家するや、長崎高資は専斷を以て高時の弟泰家をおきて、金澤貞顯を執權とす。是に於て泰家母子大に之を憤りしかば、貞顯は職に安んずること能はずして出家せしに、高資は又専斷を以て赤橋守時

を執權となせり。かくて高資の驕恣愈甚しかりければ、高時心平ならず、元徳二年紀元一九九〇年陰に長崎高頼等に命じて高資を除かんとせしが、事露はれて、高頼は陸奥に流され、高時は事に關せざるを辯疏して纔に事なきを得たり。而してこの頃高時の昏亂は愈甚しく、鬪犬・田樂を弄し、日夜酣飲を事として、更に政務を省みざりき。

僧徒の心を收攬し給ふ

笠置遷幸

【元弘の亂】後醍醐天皇は立坊の事に關する幕府の處置を憤り、切に討幕の謀を廻し給ひ、僧文觀・圓觀等を宮中に召して關東調伏の祈禱を修せしめ、また僧徒の力を藉らんとし、皇子尊雲法親王護良親王・尊澄法親王宗良親王を前後に天台座主となして延曆寺の僧徒に結ばしめ、屢南都・北嶺に行幸し給ひ、土地を寄せて興福・東大・園城等諸寺の僧徒の心を收攬し給へり。高時之を知り、元弘元年紀元一九九一年五月使を遣して日野俊基及び文觀・圓觀を捕へて鎌倉に送らしめ、ついで廢立を行はんとして八月大兵を上洛せしむ。事内裏に聞えしかば、二十四日天皇は夜に紛れて宮を出で、奈良より笠置山城國相樂郡笠置山に行幸し給へり。かねての御計畫にては、まづ叡山に行幸ありて六波羅を陥れんと定め給ひしかば、尊雲・尊澄兩法親王も衆徒を率ゐて待ち給ひしに、事急にして計畫齟齬せしかば、衆徒の失望せんことを恐れ、一は天皇の行在を敵に知らしめざらんが爲に、花山院師賢クワザンシヤクモカクを天皇に擬して叡山に遣し給へり。六波羅の武士は直に叡山を攻め衆徒は力を盡して之を防ぎしが、衆徒もたゞ天皇を護るに止むること能はざるに及び、衆徒は失望して離散し、兩法親王・花山院師賢等は竊に笠置に赴けり。笠置の行在所にては勅を下して諸國の兵を徵し給ひ、大和・河内・伊賀・伊勢等の兵士來り聚りて戰備を整へ、河内の人楠木正成は、事の初より天皇深く信賴し給ひしが、この時赤坂河内國南河内郡赤坂村に據り、笠置危き時は、此處に行幸を仰がんと準備せり。九月高時、大佛貞直・金澤貞冬・足利高氏をして大軍を率ゐて西上して笠置を攻めしめ、又量仁親王を擁立し奉りて天皇と稱せり。之を光嚴院クラウゴンケンとす。笠置の官軍は險に據りてよく拒ぎ戰ひたれども、賊間道より城後に出で火を放つに及びて遂に陥り、天皇は尊澄法親王・師賢及び萬里小路藤房・北畠具行等と共に出でて赤坂城に向ひ給ひしが、尊良親王・尊雲法親王は是より先既に赤坂城に入り給へり。途上賊兵の爲に捕へられ、六波羅に入り給へり。笠置陥るや、貞直・貞冬・高氏等の大軍は直に楠木正成の據れる赤坂城を圍む。正成固く守りて屈せざりしが、城中糧盡きんとするに及び、火を放つて城を焼き、密に遁れて金剛山に入れり。備後の人櫻山茲俊コトトシ兵を擧げて遙に正成に應じ、日を期して東上せんとせしが、笠置陥落の報傳はるに及びてその兵潰散せしかば、茲俊事の成り難きを察し、妻子を殺して自殺せり。翌二年三月幕府は承久の例によりて天皇を隱岐に遷しまゐらせ、尊良親王を土佐に、尊澄法親王を讃岐に遷し、花山院師賢・萬里小路藤房・同季房・僧文觀・圓觀等を流し、日野資朝・同俊基・北畠具行・烏丸成輔を斬れり。

高時光嚴院を擁立す

笠置陥る

楠木正成

櫻山茲俊

隱岐遷幸

護良親王

正成千早に據る

赤松則村

菊池武時

土居得能

名和長年
船上潛幸

京師の運迫る

【勤王諸將の勃興】 赤坂城陥りし後、尊雲法親王は四條隆資父子と共に賊の追蹤を免れて大和に入り、髪を蓄へ還俗して護良と號し、金峯・多武峯・熊野等の僧徒の力を藉りて徐に恢復を謀り、又令旨を諸國に下して勤王の士を募り給ひしかば、元弘二年紀元一九九二年六月竹原八郎が伊賀に兵を擧げしを始として、親王の令旨を得て義兵を起すもの少からず、建武中興の業親王の功多きに居るといふべし。尋で八月親王兵を擧げて吉野山に據り給ひ、楠木正成亦金剛山に千早城チハヤを築きて吉野と相呼應し、赤坂城を攻めて之を復す。ここに於て近畿の地方又騒擾し、京都漸く危からんとす。高時報を得て大に驚き、阿曾治時・大佛高直ナゴシムネノリ・名越宗教ナゴシムネノリ・二階堂貞藤等をして大軍を率ゐて西上せしむ。この時關東より發したる軍令に、「大塔宮ダイタカミヤ護良親王を害したる者には近江國麻生莊を與へ、正成を誅したるものには丹後國船井莊を與へん」といへる一節あり、以て當時親王と正成とがいかに重きをなしたるかを知るべし。三年紀元一九九三年二月赤坂・吉野相ついで陥り、護良親王高野に走り給ひしかば、賊の大軍悉く來りて千早城を圍む。正成よく防ぎ、屢奇計を以て賊を惱ましければ、容易に陥ること能はざりき。時に赤松則村入道して國心さいふ播磨に起り苔繩城赤松村に據りて山陽・山陰兩道を塞ぎ、伯耆の大山寺西伯郡大山村の衆徒亦護良親王の令旨を奉じ起つて則村と相呼應し、菊池武時は肥後に起り、九州探題北條英時を伐つ衆寡敵せずして戰死したれども、肥前の江津の族は松浦黨と共に護良親王を奉じ

兵を彼杵ソノキに起して勢漸く盛に、土居通増トキトシノブ・得能通綱トクノリトシノは伊豫に起りて長門探題北條時直の軍を破れり。

【天皇の船上潛幸】 天皇は隱岐にましまして、護良親王よりの密奏によりて勤王軍の諸國に起るを聞召し、元弘三年閏二月六條又千種ミチノリ忠顯を從へて潛に行宮を出で、伯耆國稻津浦に著御あり、その地方の豪族名和長年に依り給ふ。長年一族を率ゐる天皇を船上山に奉じて義を唱ふ。隱岐の守護佐佐木清高兵を率ゐて行在を犯し克たずして歸る。天皇乃ち朝敵征討の宣旨を諸國に下し給ひしかば、山陰・山陽の豪族來り屬するもの多く官軍大に振へり。時に赤松則村は大山寺衆徒の助を得て勢大に振ひしが、宣旨を奉じて播磨・攝津の間に轉戦して屢六波羅の軍を破り、直に京都に迫りしかば、天皇は六條忠顯をして山陰・山陽の兵を率ゐて、則村を援けて京師の恢復を圖らしめ給ふ。忠顯進みて、四月丹波より山城に入りて西山の峯堂に陣す。時に則村は山崎に在り、京師の運漸く迫れり。

【六波羅の陥落】 千早城攻圍の大軍は容易に之を陥ること能はず、勤王の軍四方に起りてその勢日に盛に、六波羅の運命漸く迫るを見て、高時は更に名越高家・足利高氏をして大軍を率ゐて西上せしむ、高家・高氏京都に著し、更に進みて、船上の行在を犯さんとし、高家は山陽道に向ひ、高氏は山陰道に向ふ。高家はまづ八幡・山崎にありし六條忠顯・赤松則

足利高氏の變心

六波羅陥る

新田義貞の舉兵

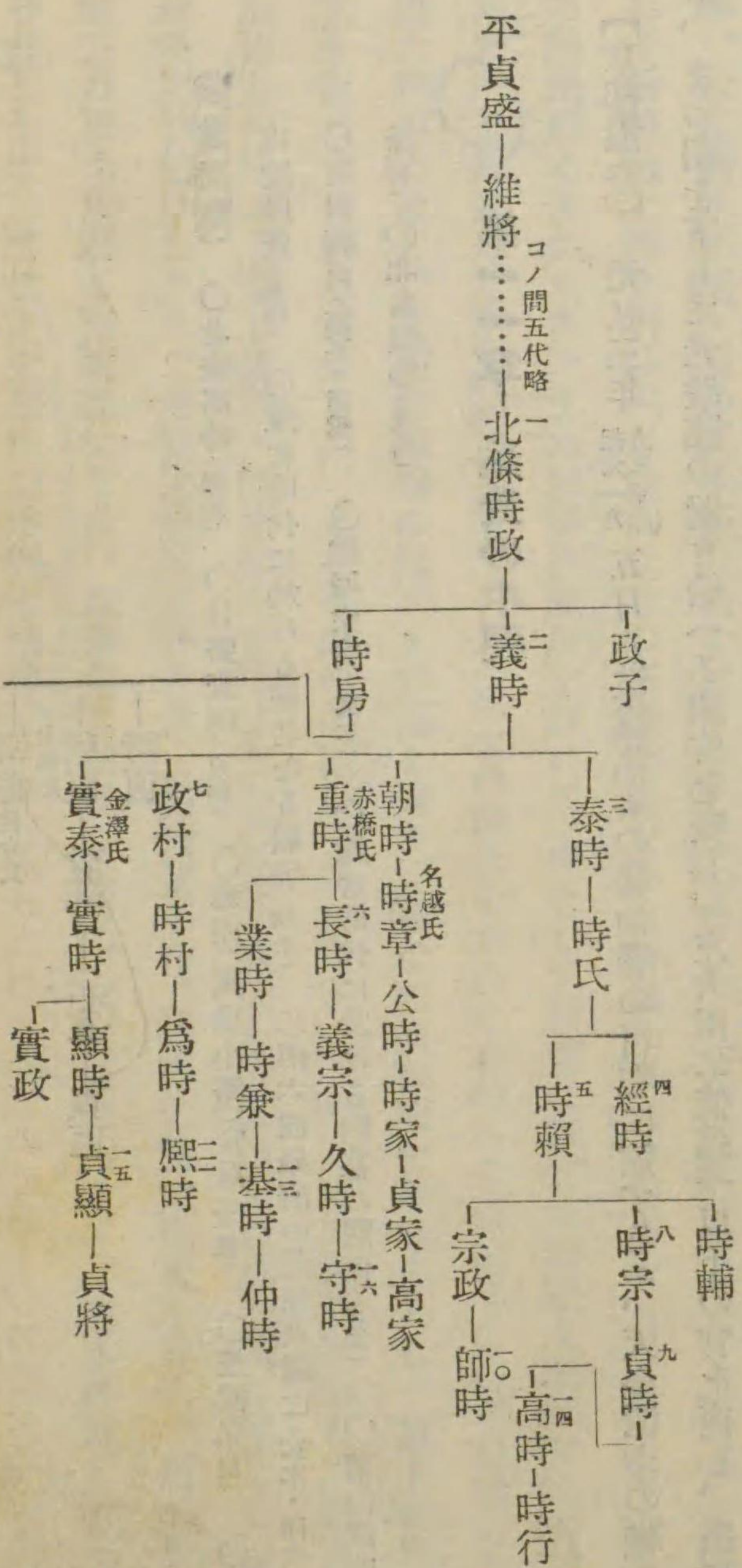
村を伐ちしが戦利あらずして久我暇に戦死せり。高氏かねて歸順の志あり、時に丹波の篠村桑田郡に陣せしが、高家の敗報を得て愈志を決し、この地の八幡の祠前に於て勤王の旗を揚げ、忠顯・則村と兵を合せて六波羅を圍む。六波羅探題北條仲時・同時益大に驚き防戦甚だ力めしも克たず、仲時・時益は光嚴院及び後伏見・花園兩上皇を奉じて東走せしが、時益は四宮河原に至り流矢に中りて死し、仲時は近江國番場坂田郡に至り近江・美濃等の土兵の襲ふ所となり力竭きて自殺し、一族従士多く之に殉せり。官軍、院・上皇を擁して歸り京師畧定めり。此に於て千早城の圍みも解け、阿曾治時・大佛貞直等は奈良に至り出家して官軍に降る。忠顯等乃ち使を伯耆に遣して京都の恢復を奏上し、高氏は奉行所を設けて諸國に號令せり。

【北條氏の滅亡】 上野の人新田義貞亦天皇の密勅を奉じ梅松論に據る 太平記には 護良親王の令旨あり五月八日義兵を舉ぐ。山名・里見・堀口・大館・岩松・桃井等の諸族來り屬す。義貞之を率ゐ進みて武藏に入る。高時の弟泰家入道して惠 性といふ大軍を率ゐて來り伐つ。義貞分陪河原・關戸河原に戦ひて大に之を破り、破竹の勢を以て鎌倉に迫る。幕府は金澤貞將・赤橋守時・大佛貞通をして道を分つて防がしめしが、貞將は千葉貞胤と鶴見武藏國 橋本郡に戦つて敗れ、貞通は鎌倉葛原に戦死し、守時も山内の戦に敗れて自殺せり。義貞乃ち兵を分つて二道より鎌倉を圍み、幕府の軍また死力を盡して防ぎ戦ひ激戦數日に及りしが、義貞稻村が時を使涉して鎌倉に入り火を放つに及び、幕

鎌倉陥る

軍全く潰走し、高時は一族數百人と葛西ヶ谷なる東勝寺に入りて自殺し、將軍守邦親王は出家せり。此に於て北條氏滅び鎌倉幕府また倒れたり。時に元弘三年紀元一九 九三年五月二十二日にして、頼朝が幕府を開きてより凡百四十二年なり。鎌倉滅びて後三日にして、九州探題北條英時は少貳貞經・大友貞宗等に滅され、長門探題北條時直は官軍に降れり。

北條氏畧系 (數字は執權の順序を示す)



朝盛佐介氏
大佛氏
朝直—宣時—宗宣—貞直
時直

- 北條高時(商船) ○日野資朝(東師) ○藤原(萬里小路)宣房(文豫) ○笠置(小商) ○花山院師賢(東師) ○鎌倉時代に於ける著名なる戦争(陸士) ○兩六波羅府の起原及滅亡(文本・陸士) ○新田義貞(海軍・商船) ○結城宗廣(文本) ○鎌倉時代に於ける朝幕の關係(海軍) ○菊池武時(東師) ○北島親房(東商)

第一章 建武の中興

【京都還幸】 元弘三年紀元一九九三年五月六波羅陥落の報伯耆の行在に達するや、天皇還幸の儀あり、まづ詔を下して光嚴院の置き給へる諸官を廢し、左大臣二條道平以下の官を復し、道平を内覽となして政を執らしめ、二十三日船上山を發して還幸の途に就き給ひ、途上詔して光嚴院を退け給へり。攝津の兵庫に著き給ふや、楠木正成・赤松則村之を迎へ奉り、西宮ニシノミヤに著き給ひし時、鎌倉陥落の報に接し給ひ、六月四日京都に著し、車駕東寺に入り給ふ。即ち左大臣道平の議に従ひ、巡狩還幸の儀を用ひて、翌日二條富小路殿トモリコジノミヤ 今の寺町表川下町の西側に當るといふ。に入り給ひぬ。さきに隱岐に還幸し給ひてより、ここに至りて約十六箇月なり。かくて天皇は元弘二年九月

京都還幸

以後の任官叙位は悉く之を停廢し、光嚴院の東宮康仁親王を廢し、また關白を置かれずして、左大臣二條道平・右大臣藤原經忠に勅して庶政を輔けしめ給ひ、後伏見・花園兩上皇の御領を安堵し、播磨國を光嚴院の御料所となし、尊澄法親王・萬里小路藤房・僧文觀・圓觀等を召還し給へり。

記録所の再興

雑訴決斷所

武者所

政權朝廷に歸る

【中興の新政】 天皇は萬機を親らし給ひ、まづ記録所を再興し、卿相及び大史・外記・判事、並に楠木正成・名和長年等の武士、寄人として之に與り、天皇親臨して天下の大事を裁斷して勵精治を圖り給ひ、「今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」とて、新たな勅裁頗る多かりき。また雑訴決斷所(一)ザツソクツクツクシヨを設けて、主として所領に關する訴訟を裁決せしめ、又武者所ムシヤドコロを置き、新田氏の族を頭人として武士の進止を掌らしめ給へり。天皇また護良親王を征夷大將軍となし、又新に諸國に國司・守護を置き、特に北島顯家を陸奥守とし、皇子義良親王を奉じて奥羽を鎮せしめ、足利高氏の弟直義ナリタカを相模守とし、皇子成良親王ナリナガを奉じて關東を治めしめ給ふ。蓋し奥羽・關東の向背は京都の朝廷に重大なる關係あれば、特に意をその統治に用ひ給ひしなり。尋で奥州に式評定衆・引付諸奉行、鎌倉に關東廂番を置く。是に於て地方の政治機關も亦組織せられ、政權全く朝廷に復り、皇威振はんとす。翌年建武と改元せられしかば、世に之を建武の中興と稱す。

雜訴決斷所

【雜説】(一) 雜訴決斷所 建武中興は幕府倒れて王政再び起る際なれば、領土に關する紛議最も甚しく、訴狀堆積する有様なりければ、之を裁決せんが爲に設けられたるものなり。故に單に斷決所とも決斷所ともいへり。朝臣の才學優長なる者、及び紀傳・明法・外記の官人の事務に熟練せるものを擧用し、之を三番(後四番となし、更に八番となせり。訴訟多くして事務滯滞するを以てなり)に分ち、各毎月六回、審議裁決す。但大事件の訴訟は、記録所の議決を経、奏聞して施行する規定なり。

【功臣の賞與】 天皇有功の諸臣に賞を行ひ給ふ。即ち足利高氏は從三位に叙し、參議に任じ武藏守を兼ね、また御名尊治の一字を賜はりて尊氏と改め、その賞最も厚し。蓋し足利家は當時名望最も高かりければ、之を懷柔して武人の心を收攬せんとの叡慮なるべし。新田義貞は武者所の頭人を命ぜられ越後守及び上野・播磨兩國の介となり、楠木正成は攝津・河内兩國の守、名和長年は伯耆守となれり。赤松則村は始播磨の守護に補せられしが、幾もなく罷められて僅に播磨の國佐用の一莊を賜はりたり。

【中興の業敗る】 天皇はまた建武元年紀元一九九四年正月始めて楮幣を用ひしめ、二月新錢を鑄て楮幣と並用せしめ、又上下の服制を定めて服飾華美に流るるを戒め、年中行事を編述せしめて宮中の行事儀式を定め給ふ。かくて中興の大業稍その緒に就きたれども、政治の實權朝廷を去りてより年既に久しければ、朝臣等は國務の實際を知らず、徒に心驕りて武人を侮り、武人はその軍功を恃みて朝臣の驕慢を憤り、且大義に暗きもの多く、公武互に相惡みて一致

公武の軋轢

人心新政を厭ふ

せず、隨つて政令自ら統一せず、政務滯滞して論言朝夕に反覆す。加ふるに内奏頻に行はれて裁決屢公正を失し、恩賞頗る公平を缺きしかば、不平の徒多かりしのみならず、天皇亦亂後國民の疲弊甚しきにも拘らず、大内裏造營を企て給ひ、大内裏は高倉天皇の安元三年(紀元一八三七年)燒亡してより凡百五十九年間遂に造營の沙汰なかりしなりその費用を諸國に課し給ひければ、租税重くして人民苦み、人心漸く新政を厭ひて朝廷を離れ、萬里小路藤房屢諫奏して聽かれず、遂に官を棄てて去り、京人二條河原に落首して新政を嘲るに至る。されば北條氏の厭制と弊政とを厭ひ、之を倒して私怨をはらし、且は王師に従ひて功名・利達を恣にせんとの目的にて勤王せる將士等が、いづれも新政を厭ひて武家政治の舊時を慕ふは自然の理なり。足利尊氏この機に乗じてその宿志を達せんとし、遂にまた天下の騒亂となれり。

二條河原落首

【雜説】(二) 二條河原落首 建武年間記に出づ。當時の世態・人情を遺憾なく暴露したるものなれば、左に全文を掲ぐ。

此頃都にはやる物 夜討強盜謀論旨 召人早馬虛騷動 生首還俗自由出家 俄大名迷者 安堵恩賞
虚軍本領はなるる訴訟人 文書入れたる細葛 追從讒人禪律僧 下克上する成出者 器用の堪否沙汰もなく もるる人なき決斷所 きつけぬ冠上のきぬ 持もならはぬ笏持て 内裏まじはり珍しや
賢者がほなる傳奏は 我も我もとみゆれども 巧なりける詐は をろかなるにやをとらん ぬ中美物にあきみちて まな板烏囀子ゆがめつつ 氣色めきたる京侍 たそがれ時に成ぬれば うかれてあ

りく色好 いくそばくぞや數不知 内裏をがみと名付たる 人の妻ツマトモのうかれめは よそのみるめも
心地あし 尾羽をれゆがむゑせ小鷹 手ごとに誰もすゑたれど 鳥とることは更になし 鉛作のをほ
刀 太刀より大にこしらへて 前さがりにぞ指ほらす ばさら扇の五骨 ひろこしやせ馬薄小袖 日
錢の質の古具足 關東武士の籠出仕 下衆上臈のきはもなく 大口にきる美精巧 鏝直垂猶不捨
弓も引えぬ犬追物 落馬矢數にまさりけり 誰を師匠となけれども 遍くはやる小笠懸 事新しき風
情なり 京鎌倉をこきまぜて 一座揃はぬえせ連歌 在在所所の歌連歌 點者にならぬ人ぞなき
譜代非成の差別なく 自由狼籍の世界也 犬田樂は關東の 滅ぶるものといひながら 田樂はなほは
やるなり 茶香十炷の寄合も 鎌倉釣に有鹿ど 都はいとど倍増す 町ごとに立つ篝屋は 荒涼五間
板三枚 幕引まわす役所トモ 其數しらず満々たり 諸人の敷地不レ定 半作の家是多し 去年火災の
空地共 くわ福にこそなりにけれ 適タツマのこる家は 點定せられて置去ぬ 非職の兵仗はやりつつ
路次の禮儀辻辻ばなし 花山桃林さびしくて 牛馬華洛に遍満す 四夷をしづめし鎌倉の 右大將家
の掟より 只品有し武士もみな なめんたらにぞ今はなる 朝に牛馬を飼ながら 夕に賞ある功臣は
左右に及ばぬ事ぞかし させる忠功なけれども 過分の昇進するもあり 定て損ぞあるらんと 仰
て信をとるばかり 天下一統めづらしや 御代に生れてさまざまの 事を見きくぞ不思議とも 京童
の口ずさみ 十分一をもらすなり。

〔試験問題〕 ○北畠顯家(東師) ○雑訴決斷所(文豫・陸士) ○武者所(文本) ○建武中興(東師・海軍・東外・
廣師・美術) ○建武中興事業の成立並廢類の次第(專修・東女師) ○建武中興の成就したる原因及
瓦解したる原因(長崎)

第二章 足利尊氏の報

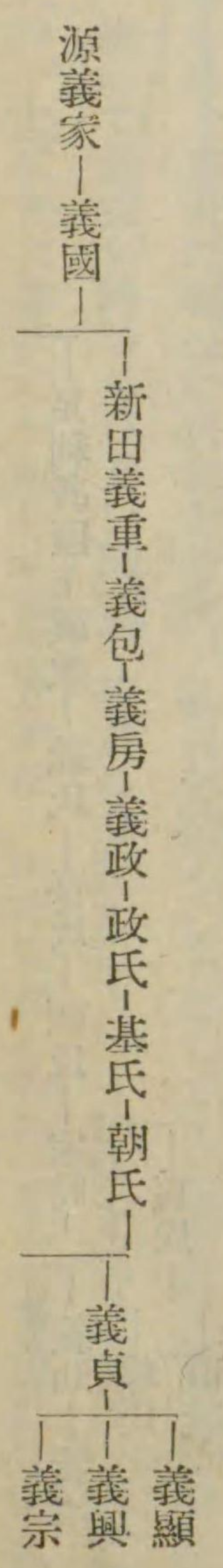
新田氏

足利氏

足利家時の野
心

【新田氏と足利氏】 新田氏と足利氏とは共に源義家の子義國より出づ。義國の嫡子義重は
上野の新田に居りて新田氏を稱し、義重の弟義康は下野の足利に居りて足利氏を稱せり。新
田氏は嫡流なれども、義重事によりて源頼朝と快からず、上野に蟄居して世を終りたれば、
一族多く世に顯はれず。之に反して、足利氏は義康の子義兼夙に頼朝に昵近し、且頼朝の夫
人政子の妹を娶りたれば、頼朝に重用せられ、その子義氏は屢北條氏のために武功を立てて
威望あり。その子孫亦世世北條氏と婚して聲望甚だ高く、一族大に蕃衍せしかば、久しく北
條氏に制せらるるを喜ばず、早くこれに代りて兵馬の權を握らんとの野心ありしと見え、尊
氏の祖父家時は八幡宮に願文を捧げ、我が命を縮め、子孫三代の間に天下に霸たらんことを
祈りて自殺せりと傳ふ。尊氏の野心はその本づく所遠しといふべし。

新田・足利兩氏畧系



尊氏の姦謀

護良親王の幽閉

西園寺公宗

北條時行兵を

直義護良親王を弑す

尊氏の東下

時行遁る

尊氏征夷大將軍と稱す

「足利義康—義兼—義氏—泰氏—頼氏—家時—」
「脇屋義助—義治—」

「貞氏—」
「尊氏—」
「直義—」

【尊氏の野心】かくの如く尊氏は己れ源氏の胄胤にして北條氏に屈するを憤り、夙に源氏の幕府を再興せんと志あり。中興の政治擧らずして不平の徒漸く多きに乗じ、巧に私恩を施して將士の心を收攬し、以て他日の機を待ち、又中興の元勳として威望高き護良親王と、大功ある同宗新田義貞とを忌みて之を除かんとす。親王亦早く尊氏の野心を看破し、速に之を除かんとし、密に兵を徴し給ひしが、尊氏は天皇の寵妃藤原康子レシヨと結び、巧に讒を構へて、遂に親王を鎌倉に幽閉し奉れり。

【北條氏餘黨の蜂起】當時地方には北條氏餘黨の蜂起するもの少からず、即ち建武元年紀元一九九四年正月には筑紫に規矩高政・絲田貞義等の亂あり、三月には澁谷・本間の徒亂をなし鎌倉を襲ひ、十月には河内飯盛山北河内郡四條村に叛徒あり。二年には長門・伊豫・讃岐亦亂れしが、幾もなく皆鎮定せり。六月西園寺公宗サイランジキムネ、高時の弟時興及び日野資名等と謀り、北山第山城山城國葛野郡衣笠村に臨幸を仰ぎ、竊に天皇を弑し奉らんとせしが、事露はれて誅せられぬ。

社の祠官アヘ頼重に頼りしが、建武二年七月頼重時行を奉じて兵を起し、守護小笠原貞宗を破りて鎌倉に向ひ、名越ナゴシ時兼亦北國に於て之に應ず。時に足利直義鎌倉に在り、將を遣して之を武藏に邀撃せしめしが、連戦皆敗れしかば、倉皇成良親王を奉じて西走せり。この時護良親王は幽せられて鎌倉の東光寺に居給ひしが、直義はこの騒亂に乗じ、淵邊フチベ義博をして之を弑せしめたり。尊氏報を得て、自ら將として時行を伐たんことを請ひ、且征夷大將軍・總追捕使たらんことを望む。廷議聽さず。尊氏大に憤り勅許を待たずして發す。是に於て、武家政治を望む輩は争うて之に従ひて東下せり。かくて尊氏は三河に至りて直義と會し、軍を合せて往く往く時行の兵を破りて鎌倉に入りしかば、時行は遁れ頼重は自殺して、鎌倉の地全く尊氏に歸せり。名越時兼も加賀大聖寺にて戦死せりこれを中先代ナカセウジの亂といひ、又時行が鎌倉に入りて僅に二十日にして敗れたれば、二十日先代の亂ともいふ。

【尊氏の反】亂後尊氏は鎌倉に留りて歸らず、天皇勅使を遣してこれを召し給へども應じ奉らず、私に將士に恩賞を興へ、社寺に田地を寄進し、斯波家長を奥州管領として陸奥に下向せしめ、幕府の舊址に居館を營み、義貞を除くを名として兵を募り、擅に征夷大將軍と稱し、奏して義貞を除かんことを請ひ、義貞の分國たる上野守護職を私に奪ひて上杉憲房ウヘスギノリフサに與へたり。是に於て尊氏の反跡既に顯然たれば、天皇震怒し給ひ、尊氏・直義の官爵を削り、義

竹下箱根の戦

山門行幸
尊氏入京

貞に詔し、皇子尊良親王を奉じて之を伐たしめ給ひ、又北畠顯家に詔して、陸奥より鎌倉に會せしめ給ふ。義貞進みて尊氏の軍を矢矧川・手越河原等に破り、逃ぐるを追ひて伊豆の國府田方郡三島町に至る。時に直義の軍箱根を保ち、尊氏は足柄にあり。義貞の弟脇屋義助進みて尊氏の軍と竹下駿河國駿東郡に戦ひしが、官軍大友貞載・鹽冶高貞等俄に背きて賊軍に應じければ官軍大敗して潰走せり。義貞は箱根に向ひ、大に直義の軍を破りたれど、竹下の敗報至るに及び、將士の離反するもの少からざりければ、已むを得ず殘兵を收めて西に還れり。尊氏・直義との後を追ひて西上せしに、官軍の諸將來り降るもの甚だ多し。時に播磨の赤松則村も亦反きて尊氏に應じ、東西より京都に逼る。官軍宇治・勢多・大渡・山崎等に拒ぎて克たず、天皇難を比叡山に避け給ひ、尊氏京都に入りぬ。この時に當り、細川定禪は四國に、飽浦信胤・由井信高等は備中に、武田信武は安藝に各兵を擧げて尊氏に應ぜり。

顯家の上洛

【顯家の上洛と尊氏の西走】 初北畠顯家の陸奥守となるや、父親房と共に義良親王を奉じて任に就き、府を多賀に開きて茲に居り、結城宗廣心を傾けて之を輔佐し、奥羽の地よく服せしが、尊氏征討の勅を受くるに及び、父親房と謀り、國中の兵を徵發し、親王を奉じて鎌倉に向ひしに、官軍既に敗退し、尊氏等西上の後なりければ、直にその後を追ひ、翌延元元年、河原・神樂岡・糺河原等に戦ひて大に賊軍を破る。尊氏兄弟支ふる能はずして丹波に走り、官軍京都を恢復して、天皇叡山より還幸し給へり。尊氏等播磨を経て兵庫に出で再舉を謀りしが、又義貞・正成のために破られたり。會周防の守護大内弘幸、長門の守護厚東崇西兵船を率ゐて來り援く。尊氏之に乘りて播磨の室津に遁れ、ここにて軍議を凝らし、諸將を四國・中國に配置して官軍の追撃に備へ、海路九州に走り、二日長門赤間關に至るや、少貳頼尙を始め肥筑の諸將多く來り迎ふ。

官軍京都を復す
尊氏西走
菊池武敏尊氏を伐つ
尊氏東上す

【尊氏の東上と正成の戦死】 九州にては、菊池武敏等尊氏の鎮西に下るを聞き之を討たんとして筑後に入り、進みて少貳貞經の父を太宰府に攻めて之を殺す。時に尊氏筑前葦屋津に至りて、この報に接し、進みて武敏と多多良濱に戦ひてこれを破る。是に於て九州の將士風を望みて尊氏に屬し、忽ちにして鎮西を風靡するの勢となれり。尊氏乃ち一色範氏をして博多に在りて九州の軍事を督せしめ、四月直義と共に四國・中國の兵を合せ、博多を發して京師に向へり。

義貞中國を經畧す

尊氏西走するや、朝廷にては北畠顯家をして義良親王を奉じて陸奥に下向して東國を經營せしめ、同時に新田義貞に詔して山陰・山陽十六國を管領して尊氏を伐たしめ給ふ。顯家は途次斯波家長を相模に破り、足利・那須の賊を伐ちて多賀の國府に還り、義貞は中國の賊を

伐たんとして、自ら赤松則村を播磨の白旗城シラハクに圍み、弟脇屋義助をして石橋イシハシ和義を備前の三石ミツイシ和氣郡和氣郡に攻めしめ、江田行義をして美作を、大井田氏經をして備後を經略せしむ。

五月尊氏備後の鞆トモに著して戦畧を議し、軍を分ちて尊氏は水軍を率ゐ、直義は陸兵に將として海陸並び進む。義貞乃ち攝津に退きて海陸の敵を防がんとし、令を傳へて備後・美作の軍を收め、義助と共に退きて兵庫に屯し、急を朝廷に奏す。天皇乃ち楠木正成をして往きて義貞を援けしめ給ふ。正成勅を奉じて京都を發し、途攝津の櫻井驛三島郡 島本村に至り、子正行を諭して河内に歸らしめ、進みて兵庫に至り、湊川に陣して直義の兵を防ぎて奮戦せしも、衆寡敵せず、弟正季と共に自殺せり。五月二十五日義貞は和田岬に屯して尊氏の軍に當りしが、正成戦死し直義の軍來り加はるに及び、遂に敗れて京都に還れり。是に於て天皇また叡山に行幸し給ひ、尊氏・直義再び京都に入れり。この後京都の内外に於て屢兩軍の戦あり、官軍の將千種忠顯・名和長年等相ついで戦死せり。

多多良濱の戦

〔一〕多多良濱の戦 延元元年三月尊氏筑前に著し宗像に至る。菊池武敏之を伐たんとし、軍を率ゐて多多良濱に陣す。三月二日尊氏進みて宮崎に陣し、弟直義・仁木義長等をして大手の軍を破らしむ。直義等勝に乗じ進みて博多の須原に至る。武敏敗軍を恥ぢ再び軍を返して奮闘し、鋒頗る鋭く、足利方は非常の苦戦に陥り、尊氏・直義も一時死を決せし程なりしが、武敏遂に敗戦し、其後退きて黒木

城(八女郡)に據れり。かくて九州尊氏に風靡するに至れり。

〔二〕試験問題

○新田足利兩氏の關係(東師)

○鎌倉時代における北條氏と足利氏との關係(文本)

○中先代の亂(文本)

○北條時行(文豫)

○北畠親房(五高・山南・海軍・商船・廣師・陸士・高松商)

○菊池武敏(東師)

○延元元年に起りし大事件を述べよ(文豫)

○結城宗廣(東師)

第三章 吉野の朝廷 (一)

尊氏持明院統と結ぶ

尊氏光明院を擁立す
尊氏天皇を幽す

〔吉野遷幸〕 初尊氏は持明院統を奉じて賊名を避けんとし、九州に走る時、途より密使を上りて光嚴院の院宣を請ひまつれり。持明院統にては、北條氏滅びて皇位の望を失ひ給へる折なれば、喜びてその請を聽し給ひしかば、三寶院賢俊サンボウケンケン勅使として備後の鞆津に於て院宣を尊氏に授け、尊氏はこの院宣を以て諸國の兵を徵發せり。されば後醍醐天皇の再び叡山に行幸し給ひし時、光嚴院は御不豫と稱して京都に留り給ひしが、尊氏再び入京するに及び、光嚴院を迎へ、その御弟豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。之を光明院とす。既にして尊氏偽り降り、使を叡山に遣して天皇の還幸を請ひ奉れり。天皇假に之を聽し給ひ、延元元年十月京都に還幸ありしに、尊氏は直に天皇を花山院第に幽し奉り、強ひて神器を光明院に譲り給はんことを奏請す。天皇乃ち偽器を授け、眞器は御身を離し給はざりき。十一月天皇に太上天皇の尊號を上り、尋で成良親王を立てて皇太子となし、兩統迭立の議を復せり。蓋天皇の御

吉野の朝廷

心を慰め奉らんと欲するべし。かくて十二月に至り、天皇ひそかに神器を奉じ花山院を出でて大和に幸し、行宮を吉野に定めて恢復をはかり給ふ。楠木正行一族を率ゐて行宮を警護し、關白近衛經忠・内大臣吉田定房等皆京都を脱して行宮に奉仕せり。これより天皇は吉野に在し、尊氏の擅に立てたるは京都に在せり。世に吉野の朝廷を南朝といひ、尊氏の立てたるを北朝と稱す。

吉野

【解説】(一)吉野 大和國吉野郡にあり。櫻の名所として著はる。大海人皇子(天武天皇)はこの地に兵を擧げて、近江朝を破り給ひ、平安朝の末葉には金峯山寺の僧徒暴威を振へり。源義經の頼朝と不和を生ぜし時一時この山中に潜伏し、元弘の際護良親王この地に據りて義兵を擧げ給ひ、後醍醐天皇潛幸し給ひてより永く吉野朝廷の行宮となれり。山中後醍醐天皇の塔尾御陵・吉野宮・藏王堂・水分神社・勝手神社・如意輪堂等あり。

官軍の形勢

【諸國の官軍】 天皇吉野に潛幸し給ふや、北畠顯家・結城宗廣に勅して西上せしめ、ついで宇治惟時に勅して入援を促し、又結城親朝を召し、北國・西國の軍と共に京都を恢復せしめんとし謀り給ふ所あり。時に懷良親王は九州下向の途讚岐にあり、皇太子恆良親王は北國にあり、五辻宮は大隅・日向の賊軍を征せんとして發向せられ、尊澄法親王は還俗して宗良と改め、伊勢より遠江に赴き、各その地方の義兵を勵まし給ひしかば、近畿・東國・中國・北國・四國・九州の各地方殆ど時を同じうして官軍蜂起し、北條時行の如きも亦歸順したり。

天皇の遠謀

【義貞の北國經畧】 曩に天皇の叡山より京都に還幸し給ふや、特に思召す所ありて恢復の謀を廻し給ひ、懷良親王を征西將軍として九州に赴かしめ、北畠親房・四條隆資・中院定平等には近畿に赴きて再擧を圖らしめ、新田義貞には皇太子恆良親王・皇子尊良親王を奉じて洞院實世と共に北國を經畧せしめ給ひき。而してこの時天皇は竊に皇太子に御讓位ありしもの如し。蓋天皇御還幸の後萬一の御事あらば、皇太子をして直に北國にて朝廷を立てしめ給はん爲なるべし。

義貞金崎に據る

義貞乃ち木芽嶺の嶮を越えて越前敦賀に至る。河島維頼・氣比氏治等之を金崎城に迎へて賊軍に對抗し一時勢を振ひ、賊將斯波高經の來攻を退けたりしが、賊將高師泰大軍を率ゐて來り圍むに及び、城中糧乏しく、久しく支へ難きを見て、義貞、實世と共に城を出で、瓜生保が據れる杣山城に赴きて義兵を募る。保弟義鑑と共に金崎を援けんとし、途師泰の軍と戦ひて死せり。延元二年三月金崎城遂に陥り、尊良親王は義貞の子義顯と共に自盡し給ひ、皇太子は執へられて京都に送られ給ひしが、翌年成良親王と共に、尊氏の爲に弑せられ給ひき。

金崎落城

義貞は金崎落城の後、なほ杣山に在りて頽勢の挽回に力め、三年二月斯波高經を破りて越前

義貞國府を取

義貞戦死す

の國府南條郡 武生町を取る。高經アスヘ足羽に走り餘黨風を望んで潰ゆ。是に於て北國響應し義貞の軍大に振ふ。時に北畠顯信アキナの弟 男山山城國 綴喜郡に據りて京都の恢復をはかる。天皇宸筆を義貞に賜ひて之を授けしめ給ふ。義貞感激し、脇屋義助をしてまづ發せしめ、自ら留りて高經に當りしが、閏七月二日藤島吉田郡中藤島 村大字燈明寺の戦に戦死し、北國の官軍挫折せり。

顯家の西上

【北畠顯家の戦死】 北畠顯家は東下の後多賀の國府に在り、廣橋經泰をして下野の宇都宮に據らしめ、相呼應して東國の經畧に力めしが、延元二年正月陸奥の凶徒所在に蜂起するに及びて、遂に國府を支ふる能はず、義良親王を奉じて、靈山城岩代國伊達 郡靈山村に移れり。天皇勅書を賜ひて京師恢復を命じ給ふに及び、八月親王を奉じ、結城宗廣等と共に大舉西上の途に就き、往く往く賊軍を破りて、尊氏の子義詮ヨシアキヲを鎌倉に伐つ。斯波家長防戦利あらずして死し、義詮は三浦に走れり。

青野原の戦

顯家は遠江に於て宗良親王の軍に會し、共に進んで賊將高師冬等カウノモロフネの軍を青野原美濃國不破郡 今の關ヶ原に破り、轉じて伊勢に入り、各所に賊軍と戦ひ、伊賀を経て延元三年二月南都に入り、將に京師に入らんとす。賊將桃井直常モモノキナホツネ逆へて之を撃つ、官軍利あらず。義良親王・宗良親王は逃れて吉野に入り給ふ。顯家轉じて河内に入り、弟顯信をして男山に據りて京都を控制せしめ、三月賊軍を天王寺難波郡 天王寺に破りしが、ついで高師直と阿部野河内國 阿部野に戦ひて敗れ、五月更に

顯家戦死す

泉の堺浦に轉戦して克たず、遂に石津和泉國 大鳥郡に戦死せり。師直等勝に乗じて男山を攻め、七月夜に乗じ火を放つて社殿を焚く、城遂に陥り、顯信等河内に逃れたり。

親房常陸に入る

【東國の經畧】 ここに於て顯信を陸奥介兼鎮守府將軍に任じ、且坂東諸國の軍を督せしめ、兄に代りて義良親王を奉じて陸奥に赴かしめ給ふ。顯信乃ち宗良親王及び父親房・結城宗廣等と共に吉野を發し陸路伊勢に赴き、大に舟師を整へて大湊伊勢國 度會郡を發せしが、海上颶風に遇ひて船四散し、義良親王及び顯信・宗廣は伊勢に吹き返され、親王は吉野に還り給ひ、宗廣は遂に伊勢に歿せり。宗良親王は遠江に著し、井伊谷引佐郡 井伊谷村に入りて近國の官軍を督し給ひ、親房は常陸に著し、小田治久小田郡 小田村の助によりて小田城に入り、専ら力を東國の經畧に盡したれば、近國の官軍來り集り、勢漸く振へり。

後醍醐天皇の崩御

【後醍醐天皇の崩御】 延元四年紀元一九 九九九年八月天皇病を以て吉野の行宮に崩じ給ひぬ。崩御に先だち、皇太子義良親王を左大臣近衛經忠の第に移し、位を譲り、三種の神器を傳へ、遺詔して恢復の事をはからしめ給へり。天皇英邁の資を以て王權の恢復を圖り、具に辛苦を嘗めて、鎌倉幕府を倒し、一旦中興の業を遂げさせ給ひしが、尊氏北條氏に代りて幕府を立てしより、又之を討滅せんとして艱難を極め給へり。天皇の不屈不撓の御精神を見るべし。崩御の報京師に達するや、尊氏大に哀悼恐怖し、七日間雑訴を停止し、屢法會を等持院山城國葛野郡 衣笠村 あり 尊氏の再建足利

天龍寺創建

所の廟・南禪寺ナシゼン 京都土京區龜 等に修め、ついで又光嚴院に奏請して龜山殿の地に禪刹を建て、僧疎石ソセキ 夢窓ユセウ を開山として、天皇の御冥福を禱れり。即ち天龍寺これなり。

〔試験問題〕 ○延元元年に起りし大事件を述べよ(文豫) ○吉野(東師) ○恆良親王(文本) ○僧疎石(文本) ○吉野朝時代に於ける北畠氏の事蹟(文豫) ○四條隆資(文本)

第四章 吉野の朝廷 (二)

後村上天皇

〔後村上天皇の即位と諸國の形勢〕 皇太子即位し給ふ。これを後村上天皇と申す。御年僅に十二。權大納言洞院實世・權中納言四條隆資機務を決し、楠木正行一族と共に兵を率ゐて朝廷を警衛し奉れり。

官軍の形勢

この時に於ける諸國官軍の形勢を見るに、宗良親王は遠江に據りて恢復を圖り給ひ、懷良親王は九州に居給ひ、五條頼元之を助け奉り、菊池・松浦・草野・肝付キモツキ・惠良エラの諸氏官軍に屬し、脇屋義助等は越前にありて北國を經畧し、義貞の遺子義興・義宗は東國にあり、その一族は東國の外中國・四國に散在し、北畠親房は常陸にありて東國を經畧し、その一族は伊勢・陸奥にあり。楠木・和田の族は河内・和泉にあり。遠江には井伊、美濃には根尾、尾張には熱田大宮司、山陽には兒島・櫻山・有井・吉川の諸族、山陰には名和・三角の諸氏、南海には土居・得能・湯淺・山本の諸族あり。

北軍の形勢

翻つて北軍の形勢を見るに、初尊氏の光明院を擁立するや、己れ第二の頼朝として幕府を開かん志あり。鎌倉は頼朝以來の幕府の所在地にして東國を統御すべき要地なれば、尊氏の意固よりここにあれど、當時の事情は到底尊氏の京都を離るるを許さず、乃ちこれを鎌倉評定衆の遺老なる二階堂道昭ニカイドウミチアキ 是圖法名 等に諮ふ。道昭等政道宜しきを得ば、幕府は何處に開くも可なるべきを述べ、併せて十七條の意見を録して上る。所謂建武式目建武 此これなり。是に於て幕府を京都に置き、子義詮を鎌倉に下し、上杉氏を執事として之を輔け、東國を統御せしむ。その他陸奥には石塔氏イシダウ 鎮將たり。九州には一色・仁木の二氏探題として、少貳・大友・島津の諸氏之に屬し、近江には佐佐木氏、遠江には今川氏、甲斐に武田氏、常陸に佐竹氏、美濃に土岐氏、信濃に小笠原氏あり。北國には斯波・富樫トガシ・上杉の族あり。紀伊に畠山氏、四國に細川氏、山陽に赤松氏・大内氏、山陰には鹽冶氏・山名氏等ありて官軍に抗せり。

建武式目

〔解説〕 (一) 建武式目 建武三年、二階堂道昭・日野藤範等八人が尊氏の施政方針に關する諮問に答へし意見書にして十七箇條より成る。後世武家の法律として貞永式目と併稱すれども、もと一篇の封事にして尊氏が將士に下したる法律にはあらず。十七條とは(一)儉約を行はるべき事。(二)群飲佚遊を制せらるべき事。(三)狼藉を鎮めらるべき事。(四)私宅の點定を止めらるべき事。(五)京中の空地は本主に返さるべき事。(六)無盡錢土倉を興行せらるべき事。(七)諸國守護人は殊に政務の器用を擇ばるべき事。(八)權貴並に女性・禪律僧の口入を止めらるべき事。(九)公人の緩怠を減せらるべく、並

親房神皇正統記を著す

に精選あるべき事。(十)固く賄賂を止めらるべき事。(十一)殿中附たり内外・諸方の進物を返さるべき事。(十二)近習の者を選ばるべき事。(十三)禮節を専にすべき事。(十四)廉義名譽ある者は殊に優賞せらるべき事。(十五)貧弱の輩の訴訟を聞召さるべき事。(十六)寺社の訴訟は事に依りて用捨あるべき事。(十七)御沙汰式日の時刻を定めらるべき事これなり。

【親房の東國經畧】後村上天皇即位の際、北畠親房は常陸の小田城にありしが、神皇正統記を著し、歴代天皇の事蹟の後の鑑戒たるべきものを擧げ、政治の得失を論じ、吉野朝廷の正統なる事を記して天皇に進獻し、ついでまた職原抄を著し、官位叙任の沿革を述べ、人臣登庸の道の慎むべきを記して、又天皇に獻ぜり。

興國元年紀元二〇〇〇年夏鎮守府將軍顯信東國に下向し奥方オクガタにあり、奥方の官軍を統ぶ。親房之と呼應し、又興良親王護良親王の御子を小田城に迎へ、堀河具信を出羽に遣し、以て奥羽を連絡せんとす。北軍は石塔義房をして陸奥の官軍を牽制して常陸との連絡を妨げしめ、又高師冬等をして小田城を攻めしむ。師冬連に常陸の諸城を下し、來りて小田城を圍む。親房屢書を白河の結城親朝に與へて應援を求むれども、親朝形勢を觀望して應ぜず。二年十一月小田治久款を敵に通ぜしかば、親房は春日顯時親房の一族をして興良親王を奉じて、下妻政泰シモツママサヒの大

結城親朝の邊を巡

親房吉野に還る

神皇正統記

職原抄

親房の京都恢復策

楠木正行の擧兵

藤井寺の戦
住吉天王寺の戦

加ふるに結城親朝遂に足利氏に降りしかば、十一月關・大寶の二城相繼いで陥り、政泰・宗祐節に死し、親房・顯時は遁れて吉野に還れり。興良親王はこれより先迎へられて下野の小山朝郷に投じ給へり

【職原抄】(一)神皇正統記 六卷。北畠親房の作。神代より後村上天皇踐祚に至るまでの歴代の大要を記し、皇統の由て來る所、國家の治亂興亡等を説き、吉野朝の天皇が即ち神皇の正統たるを論じたるものにて、議論頗る穩健なり。

(二)職原抄 二卷。北畠親房の作。歴代官職の沿革及び補任の次第を述べて人臣登庸の道を示したるものにて、我が邦における法制史の嚆矢と稱すべきものなり。

【楠木正行の戦死】親房吉野に還りてより朝廷の政を統べ、一意京都の恢復を圖り、九州・奥羽とも連絡を通じ、諸方呼應して北軍に當らんとし、東國の諸族を催して官軍に應ぜしめ、熊野の海賊海軍をいふ當時の稱呼をして四國・中國の海賊と連合し、遂に九州の沿岸に出沒せしめて北軍を惱まし、正平二年紀元二〇七年七月自ら本營を河内東條に置いて近畿の南軍を召集せり。是に於て楠木正行また兵を起し紀伊の隅田城を攻む。紀伊・和泉・攝津の官軍響應して兵勢大に振ひ、將に大學して京都を攻めんとす。尊氏大に驚き、細川顯氏アキツチをして之を撃たしむ。九月正行大に顯氏を藤井寺河内郡に破りしかば、尊氏は更に山名時氏を遣す。十一月正行また時氏・顯氏を住吉攝津國東成郡及び天王寺に破り、二人共に京都に逃げ歸る。時に關東にも官軍

蜂起せし報あり、京都大に震駭せり。

四條畷の戦

尊氏大に憂懼し、大學して之を討たんとす。高師直・師泰まづ發し、細川・仁木・今川・武田・佐佐木の諸將之に繼ぎ、直義も亦進んで男山に陣す。三年正月師泰は和泉に、師直は河内に入りて東條を攻めんとす。親房乃ち自ら興良親王を奉じて和泉に入り、四條隆資河内の軍を督す。正行進みて師直の軍と四條畷河内國中河内郡枚岡村大字四條に會戦し、奮闘して一たび破りたれども衆寡敵せず、遂に弟正時と共に戦死し、一族多く之に殉せり。されど親房はなほ和泉に在つて動かす。師泰は進みて河内に入り、師直は大和に進みて吉野を犯し奉りしかば、天皇は難を避けて（二）アナフ賀名生吉野郡賀名生村に幸し給へり。師直火を放つて行宮を焼き、轉じて宇智郡に向ひしが、官軍に要撃せられ大敗して京都に還り、同時に師泰も亦官軍の破る所となり、官軍の勢又振へり。

【解説】（一）賀名生 元穴太と稱す。延元元年十二月、後醍醐天皇花山院第を脱して穴太に至り、次いで吉野に移り給ふ。正平三年高師直吉野行宮を燒くに及び、後村上天皇亦此に御座す。世人黒木御所と稱す。七年正月穴太を改めて賀名生と稱す。この年天皇軍を督して八幡に出征し給ひしが、利あらずして、四月賀名生に還幸し給へり。九年四月北畠親房この地に薨す。文中二年長慶天皇河内金剛寺に御座せしが、細川氏春來犯すに及び、また此に幸し、これより二十年皇居たり。或はいふ後醍醐天皇は賀名生村和野山院の地に、後村上天皇以後は黒田村徳富寺の地に居給へり。

直義師直の軋

【足利氏の内訌】 足利氏の内訌は直義・師直の軋轢に起る。初尊氏の鎌倉に據つて叛するや、朝敵の名を避けんが爲に、淨光明寺に屏居し、政務を直義に譲り、爾來直義久しく政務を執り威權甚だ盛なり。延元三年（一）九尊氏擅に征夷大將軍と稱するや、直義を副將軍と稱し、竝稱して兩御所といへり。師直亦屢戦功あり、尊氏の執事として信任せられ、威望頗る高く、遂に直義と軋轢するに至れり。直義の執事上杉重能・畠山直宗亦師直と隙あり、時に直義大に僧妙詰を信任せしが、師直屢之を凌辱せしかば、妙詰大に之を銜む。重能・直宗妙詰と結びて直義に説き、師直を排斥せんとす。直義深くその言を納る。

直冬中國探題となる

正平四年（一）〇四月直義尊氏に勧め、己れの養子直冬尊氏の庶長子を中國探題として備後に赴かしむ。蓋他日事ある時の外援たらしめんとするなり。直冬任に赴きて政務を沙汰し、師直が沙汰せし曲事を發きて直義に告ぐ。直義益憤り、重能・直宗等と謀りて師直を除かんとし、京師爲に騒動せり。幾もなく師直職を罷めて屏居を命ぜらる。是に於て師直は師泰と共に兵を集めて尊氏・直義の第を圍み、尊氏に迫りて重能・直宗を罰せんことを求む。尊氏乃ち重能・直宗を越前に流し、直義の政務を罷め、義詮を鎌倉より召して軍國の事を掌らしむ。師直人を遣して妙詰の房舎を毀ち、又重能・直宗を配所に殺さしめ、ついで中國の將士に命じて直冬を襲はしむ。直冬遁れて肥後に入り、近國の諸將を招く。少貳頼尙・大友氏時等を始め、

直義の政務を罷む

天下三分の形

師直の専横に平ならざるもの多く之に屬して兵勢大に振ひ、東國・北國・山陰・山陽の諸國亦之に應ずるもの少からず。是に於て天下三分の形となり、官軍を宮方、尊氏の兵を將軍方、直冬の黨を右兵衛佐直冬の官名、殿方といへり。

直義歸順す

師直・師泰殺さる

正平五年紀元二〇一〇年六月尊氏直冬征討のために西下せんとす。師直之を機として直義を殺さんとす。直義竊に逃れて河内に赴き畠山國清に依る。近畿の諸將兵を擧げて之に應ずるもの多し。ついで直義降を朝廷に請ふ。朝廷綸旨を賜ひて之を聽し、速に報効を圖らしめ給ふ。時に尊氏備後に在りしが、報を得て引還り、六年二月直義の軍と攝津の雀松原に戦ひて大敗し、遂に師直・師泰を殲髮せしめ政務を罷めしむる條件を以て直義と和せり。かくて歸洛の途中師直・師泰は上杉重能の子能憲ヨシノリの爲に殺されぬ。これより直義は義詮を輔佐して故の如く政務を執れり。その後久しからずして、尊氏父子また直義と不和を生じ、巷説頻に起り、京中毎夜騒擾せしが、七月直義越前に走り、後關東に赴き鎌倉に據り、上杉憲顯ノリアキ等之を輔く。尊氏自ら之を討たんとして、官軍の來襲を懼れ、伴りて朝廷に降り、直義追討の勅を請うて發し、薩埵山サツダ・駿河國・足柄山アシガラ等相模國に直義の軍を破り、兵勢大に振ひしかば、直義に屬するもの漸く散じ、直義は伊豆に走りて遂に出で降れり。是に於て尊氏まづ鎌倉に入り、直義亦鎌倉に入りて延福寺に屏居せしが、遂に尊氏の爲に毒殺せられぬ。時に正平七年紀元二〇一二年二月

直義殺さる

北朝の神器を收む

義詮近江に奔る

義宗義興の擧兵

義興鎌倉を取る

小手指原の戦

【朝廷の恢復策】 尊氏東征の間義詮京都に留守せしが、朝廷和睦を許し給へる結果として、義詮は光明院の後に擁立せし崇光院スツクワウケンを廢し、正平の年號を奉じ、朝廷よりは勅使を遣して神器曩に後醍醐天皇の光明院に授け給ひし偽器を收めしめ給へり。尊氏の朝廷に降れるは唯直義追討のための權謀にして、その本心にあらず、されば朝廷にても亦之を利用して恢復を圖り、東西同時に兵を起して、尊氏父子を滅さんとし給へるもの如し。即ち後村上天皇は正平七年二月賀名生の行宮を發して攝津の住吉に幸し、閏二月山城八幡に行幸し給ひ、北畠顯能アキヨシの弟・楠木正儀マサノリの弟等正行をして師を率ゐて京都に向はしめ給ふ。義詮邀へ戦つて敗れ近江に奔れり。官軍即ち京都を復し、光嚴院・光明院・崇光院及び直仁親王を八幡に迎へ、次で河内の東條に遷せり。之と同時に關東にても閏二月新田義宗・義興兵を上野に擧げ、進んで武藏を畧し、信濃・下野の官軍亦之に應じて兵を起す。尊氏乃ち鎌倉を出でて狩野川城に據る。義宗は狩野川を攻めんとして、尊氏の軍と人見原・金井原に戦うて利あらず。義興は北條時行と共に鎌倉を襲うて基氏を走らせたり。時に宗良親王亦軍を率ゐて碓氷嶺に陣し給ひしが、進みて武藏に入り、義宗の敗兵を合せて小手指原コテサシハラに屯し給ふ。尊氏將を遣して鎌倉を攻めしめ、自ら小手指原の官軍を襲ふ。官軍敗れて信濃・越後に潰走せり。義興は鎌倉に在りて尊氏の諸將を破

りしも、尊氏勝に乗じ大軍を率ゐて來り攻むるに及び、遂に敗れて信濃に走れり。

京都にては北畠親房諸務を成敗し、顯能等は義詮を伐たんとして近江に向ひしが、この間に義詮は近國の兵を集めて勢を恢復し、三月佐佐木道譽高と共に來りて京都を犯ししかば、官軍退きて八幡を保つ。義詮勢に乗じて八幡を圍み、攻撃愈急なりしかば官軍遂に支へず、五月城遂に陥り、四條隆資等戦死し、天皇は圍を衝きて奈良に幸し、遂に賀名生に歸り給ひぬ。かくの如く官軍は一時京都を恢復し、又鎌倉をも取りたれども幾くもなくして東西ともに北軍に奪還せられたり。北朝にては三上皇共に賀名生に幽せられ給ひ、奉戴する所を失ひたれば、八月に至り義詮は光嚴院の皇子彌仁親王イヤヒトを擁立せり。之を後光嚴院と稱す。前に後醍醐天皇より渡されたる偽器も朝廷に收められたれば、後光嚴院は神器なくして即位し給ひしなり。
この後數世の間 北朝にては神器なくして即位の式を行はれたり

後光嚴院

直冬の歸順
山名時氏の歸

【直冬の東上と山名時氏の入京】 直義既に殺されたれども養子直冬なほ九州にあり、直義の遺志を繼ぎて尊氏に抗し、直義に屬せし吉良満貞キヲミツサダ・石塔頼房は朝廷に降り、桃井直常・斯波高經・上杉憲顯等と共に直冬を助けしかば、天下三分の形勢は依然として變ぜざりき。既にして直冬は満貞・頼房に依りて歸順し、因幡・伯耆の守護山名時氏、佐佐木道譽に快からざる事あり、正平六年八月子時氏と共に兵を擧げ、直冬と通じてまた歸順せり。八年八月直冬は

京師の爭奪戰

上し、山名時氏父子・吉良満貞・石塔頼房等と相應じて京都を攻め、朝廷よりも四條隆俊隆資の子・楠木正儀・和田正武等之に會せしかば、義詮後光嚴院を奉じて美濃の垂井に走り、官軍また京都を恢復せしが、七月義詮大軍を率ゐて來り犯すに及び、官軍支へずして退き、直冬は石見に、時氏は但馬に走れり。九月朝廷直冬を總追捕使となし、義詮追討の綸旨を賜ふ。九年五月直冬西國の軍を率ゐて再び東上の途に就き、時氏・頼房これに會し、越中守護桃井直常・越前守護斯波高經も亦之に應ぜしかば、尊氏・義詮また後光嚴院を奉じて近江に遁れ、十年正月直冬等入京して京都再び官軍の手に歸す。然るに四月尊氏父子の軍京都を攻め、各地に激戦あり、官軍遂に敗走せり。この後直冬は石見・安藝の間にありて、なほ時氏と通じ、且中國・九州の將士の之を奉ずるもの少からず、屢再擧を企てしが、後勢漸く衰へ果さずして已めり。

直冬の末路

【親房の薨去と官軍の不振】 正平九年紀元二〇一四年四月吉野朝廷の柱石たる北畠親房賀名生に薨す、年六十三。親房才文武を兼ね、將相の任にあたり、その卓絶せる政治的經綸と軍事的計畫とを以て北軍を苦しむること二十年、その間東西に奔走して具に辛苦艱難を嘗めし狀は左の二首の和歌によりても想像するを得べし。

露にぬれ露にしをれて足引の山分衣ほすひまもなし。

親房薨す

片絲の亂れたる世を手にかけて苦しきものは我が身なりけり。されば親房の一身は實に吉野朝廷の興廢に關すること大なるものありしかば、その薨後は官軍頗る不振に陥れり。

東國の官軍
義興誘殺せらる
東國の官軍衰ふ

これよりさき、宗良親王・新田義宗・義興等越後に在りて、北軍との交戦絶えず。正平十三年（紀元二〇一八年）義興は潜に武藏に入り、鎌倉を攻めんとして義兵を募り應ずるもの少からず。足利基氏之を憂へ畠山國清をして之を誘殺せしむ。義興遂に國清の部下江戸高重の計に陥り、この年十月矢口渡（武藏國葎原郡六郷村）に於て憤死せり。この後新田氏の遺族は屢兵を擧げて北軍に抗せしも遂に志を得ず、北畠顯信は宇津峯宮を奉じて陸奥に在りしも勢振はず、東國の官軍衰へぬ。

九州の官軍振ふ

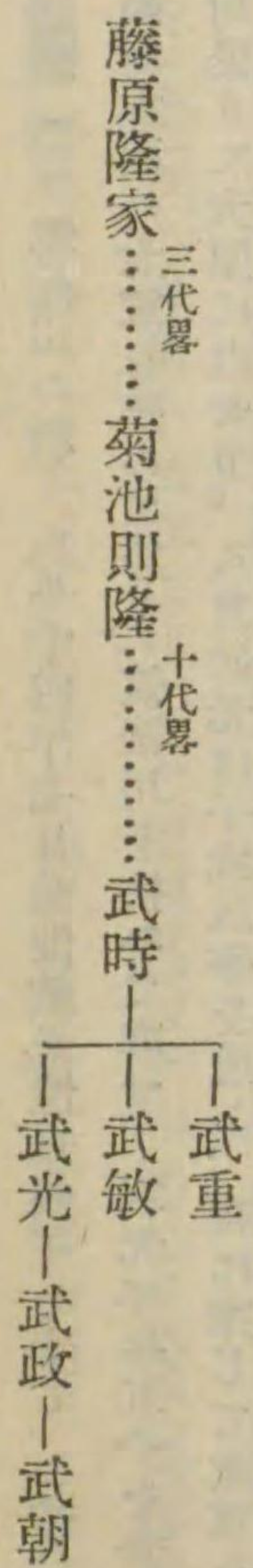
【九州の形勢】九州にては菊池武光以下一族心を協せて懷良親王を奉じて王事に勤め、官軍大に振ひ、正平十年には肥前・豊後の諸國を平げ、大友・少貳の諸氏も之に降り（大友・少貳は十四年に至り又北軍に降り）中國また直冬の根據地なれば之に屬するもの頗る多し。尊氏はまづ中國を征服せんとし、正平十一年四月、細川頼之（ヨリユキ）をして備中に赴き、中國を鎮撫せしむ。時に一色範氏（イツシキノリウヂ）博多にありて鎮西の軍事を督せしも、軍氣振はず、この年六月遂に京都に逃げ歸り、頼之の軍も屢利を失ひ、中國・九州の北軍の形勢甚だ非なりしかば、十三年三月尊氏自ら將として九州

尊氏歿す

少貳大友また叛す

を伐たんとせしが、義詮固く止めて果さず、翌四月尊氏病みて歿し、北軍また大頓挫を來せり。少貳頼尙・大友氏は曩に官軍に降りしも武光の下に屈するを好まず、正平十三年十一月武光が畠山直顯を伐たんとして日向に向ふに及び、氏時叛して武光の歸路を絶たんとす。武光顧みず、進みて直顯及びその子重隆の據れる三股城を陥れて肥後に還り、十四年更に少貳頼尙と兵を合して氏時を伐たんとして豊後に向ふ。時に頼尙俄に叛して太宰府に據る。武光即ち懷良親王を奉じ、八月頼尙の大軍と筑後川に戦ひて大に之を破り、尋で十七年九月九州探題斯波氏經・少貳冬資等の軍を長者原（筑前國粕屋郡）に邀撃してまた之を破る。是に於て征西府の威令九州の大半に及び、氏經は遂に之に敵せずして周防に遁れ、ついで探題となりし澁川義行も亦菊池氏に抗する能はずして長門に退けり。かくて武光は二十一年四月島津氏久を肥後日之岡に破り、二十二年七月には少貳冬資を豊前香春城（田川郡）に攻めて之を走らし、二十四年には遂に四國征伐を企つるに至り、九州官軍の優勢實にこの時を以て絶頂に達せり。

菊池氏畧系



征西府の威令九州の大半に及ぶ

筑後川の戦

〔一〕筑後川の戦 正平十四年七月菊池武光懐良親王を奉じ、兵八千に將として少貳頼尙を伐つ。頼尙六萬の大軍を率ゐて來り、筑後川を挟みて陣す。武光手兵五千を督し河を渡りて之に薄りしに、頼尙退きて大原に屯せり。八月武光は子武政等を遣し、夜に乘じて敵軍を襲はしめ、大に之を破る。天明に及び、官軍頼尙の二子を獲、逃ぐるを追ひて敵の騎兵二萬と遇ひ、大戰時を移し、官軍の精兵死するもの三百餘人。武光乃ち懐良親王と兵三千を以て直に敵の中堅を衝き、親王は御身に二劍を蒙り給ひ、北畠顯信等は戦死せり。武光縦横奮進し、敵に當ること十七合、遂に大に之を破り、首を斬ること三千餘に及びり。之を筑後川の戦といふ。

金剛寺行幸
義詮大舉朝廷
を犯す

觀心寺遷幸

〔近畿の形勢〕北畠親房薨去の後も、吉野の朝廷にては上下心を一にして恢復に志し、正平九年十月河内國天野山金剛寺南河内郡天野村に幸して行在となし給ふ。十三年尊氏歿し、義詮嗣ぎて征夷大將軍と稱するや、細川清氏を執事とし、大舉して朝廷を犯さんとし、大に關東の軍勢を召集す。十四年十一月關東の執事畠山國清基氏に代り大軍を率ゐて京都に著す。朝廷にては紀伊の兵を徴してその來寇に備へしめ、ついで十二月車駕觀心寺南河内郡川上村に遷幸し給ふ。この日義詮自ら細川清氏・畠山國清等の諸將を率ゐて京都を發し、攝津尼崎に陣す。翌十五年四月國清紀伊に入り、轉じて河内に向ひて官軍の諸城を陥れ、唯楠木正儀・和田正武の據れる赤坂城をあますのみ。正儀孤城永く保つべからざるを量り、五月自ら城を燒きて金剛山に匿る。行在にては北軍の來襲を待ちしに、義詮は之を犯すに及ばず、この月諸將を率ゐて京都に凱旋せり。

北軍の内訌

仁木義長歸順

細川清氏歸順

細川頼之の輔導

正儀・正武乃ち諸城を復せんとし、金剛山を出でてまづ譽田城トヤタに向ふ。義詮驚き更に清氏等を遣して之を伐たしむ。時に京都にては仁木義長威權を逞しくし、細川清氏・畠山國清・土岐頼康等と隙あり、清氏・國清等兵を連ねて義長を伐たんとせしかば、義長勢窮りて遂に朝廷に歸順せり。かくて大和・河内・和泉・紀伊の官軍又振ふに至り、國清はその功なきを恥ぢ、八月竊に鎌倉に逃げ歸れり。九月天皇は行在を觀心寺より攝津住吉社に移し、遂に宗良親王に勅し、兵を率ゐて東上せしめ給ふ。

正平十六年紀元二〇二年九月義詮の執事細川清氏佐佐木道譽に讒せられて若狹に奔り、尋で歸順す。十二月官軍大舉して京都に入り、義詮を近江に奔らせしが、幾くもなく義詮大軍を督して來り迫るに及び、官軍戦はずして攝津に退けり。清氏は阿波に赴き四國を循へしが、十七年七月細川頼之と讃岐の白峯に戦ひて敗死せり。

〔足利義滿の初政〕正平二十二年紀元二〇七年十二月義詮歿して子義滿嗣ぐ。義滿時に年僅に十歳。細川頼之義詮の遺託を受け心を盡して義滿を輔導し、學問・德行あり兼ねて武事に長ずる者を選びて義滿の近臣とし、尋で禁制五條を頒布して嚴に奢侈豪華を禁ぜしを初とし、或は禪僧の跋扈を抑へ、諸大名の強梁を制する等銳意宿弊の矯正に盡すと共に、又兩朝の合一を圖

頼之罷む

り、九州の經畧を企つる等、拮据經營すること十二年遂によく室町幕府の基礎を確立せり。然るに斯波義將・土岐頼康を始め諸將多く頼之の功高く勢大なるを喜ばず、天授五年紀元二〇三九年四月諸將連署して義滿に迫り、頼之を黜けんことを強請せしかば、義滿遂に頼之の管領職を罷め國に就かしむ。頼之深く小人の退け難く大功の立ち難きを憾み、發するに臨み雍髮して常久と號し、詩を賦してその懷を述べて曰く、

人生五十愧無功 花木春過夏已中 滿室蒼蠅掃難去 起尋禪榻臥清風

斯波義將管領となる

乃ち一族三百餘人を携へて讃岐に歸れり。是に於て義滿斯波義將を以て管領となす。かく義滿は諸將の強請によりて頼之を罷めたれども、その教養の恩忘れ難くやありけん、元中六年紀元二〇四九年三月嚴島に詣づるに際し、讃岐に頼之を訪ひ、之を伴うて共に嚴島に詣で、進みて周防の國府に至れり。同八年復頼之を召還し、その弟頼元を以て管領となし、頼之をして之を輔佐せしめ、親信すること舊の如くなりき。

花の御所

天授四年三月義滿新第を京都の室町に營みその址京都市上京區室町通今出川の北に在り、第内多くの花卉を栽多華麗を盡し花亭と稱す。時人之を崇んで花の御所といひ、又室町殿と呼べり。室町幕府の名ここに起れり。

興福兩寺に詣で、同五年の春は和歌浦に遊び、同年九月には富士山遊覽と稱して駿河に至り、六年九月には高野山に詣で、同七年九月には北國を遊覽せり。これ等は名を參詣遊覽に借りて、實は諸大名の動靜を探り、或は武を示さんとする一種の政畧なりしなり。

今川貞世九州探題となる

【義滿の九州經畧】 前に述べたる如く、九州の官軍大に振ひ探題斯波氏經・澁川義行等之に抗する能はず。是に於て建徳二年紀元二〇三二年細川頼之は今川貞世入道して了俊と號すを薦めて九州探題となし、經畧の任に當らしむ。貞世將畧あり、弟仲秋・子義範と共に九州に赴き、北軍を指揮して頻に官軍を破れり。かくて官軍の勢漸く衰ふるにあたり、文中二年紀元二〇三三年十一月菊池武光卒し、その子武政亦翌三年五月陣中に歿し、官軍は大打撃を受けたり。武政の子武朝嗣ぐ。年僅に十二。貞世之に乗じて肥後を席捲せんとし、天授元年紀元二〇三五年七月進みて水島菊池郡に陣して菊池に迫らんとす。時に島津氏久・大友親世・少貳冬資等皆來り會せしが、冬資は形勢を觀望し、兵を按じて進まず。貞世その二心あるを慮り、之を招きて陣中に宴し、酒闌にして俄に之を刺殺せり。是に於て九州の人心動搖し、島津氏久は憤然國に歸りて官軍に應じ、少貳一族亦筑前に據りて叛せしかば、貞世も軍を撤して肥前の國府に退けり。弘和三年紀元二〇四三年征西將軍宮懷良親王薨じ給ひ、良成親王その後を承け、菊池武朝・五條頼治等之を奉じて今川氏と争ひしも、官軍遂に振はざりき。

水島の變

六分一殿

【明德の亂】 山名氏清の父時氏、足利尊氏に屬しその諸子と共に諸國を徇へ、一族の領地山城・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・隱岐・美作・和泉・紀伊の十一國に跨り、日本全國の六分の一を有せしかば、世に之を六分一殿といへり。義滿その強大を忌みて密に之を圖らんとす。時に時氏の孫時熙トキヒロ・氏幸ウヂユキ但馬・伯耆等の諸國を有して勢強く、驕恣にして屢幕命に背けり。氏清時熙と善からず、之を滅してその所領を奪はんとし、屢義滿に讒せしかば、義滿怒り氏清・滿幸氏清の姪にして女孀なりに命じて時熙・氏幸を討たしめ、その領地を二人に分與せり。然るにその後時熙・氏幸潛に京都に入りて哀訴するに及び、義滿氏清の讒構を知り、その舊領を復せんとす。氏清・滿幸大に怨み、兵を擧げて京都に向ふ。義滿親ら細川頼之・大内義弘等の諸將を率ゐ内野に逆撃して氏清を斬る。滿幸は遁れて後殺されたり。時に元中八年紀元二〇五年にし後小松院の明德二年に當るを以て、世に之を明德の亂といふ。

長慶天皇

後龜山天皇

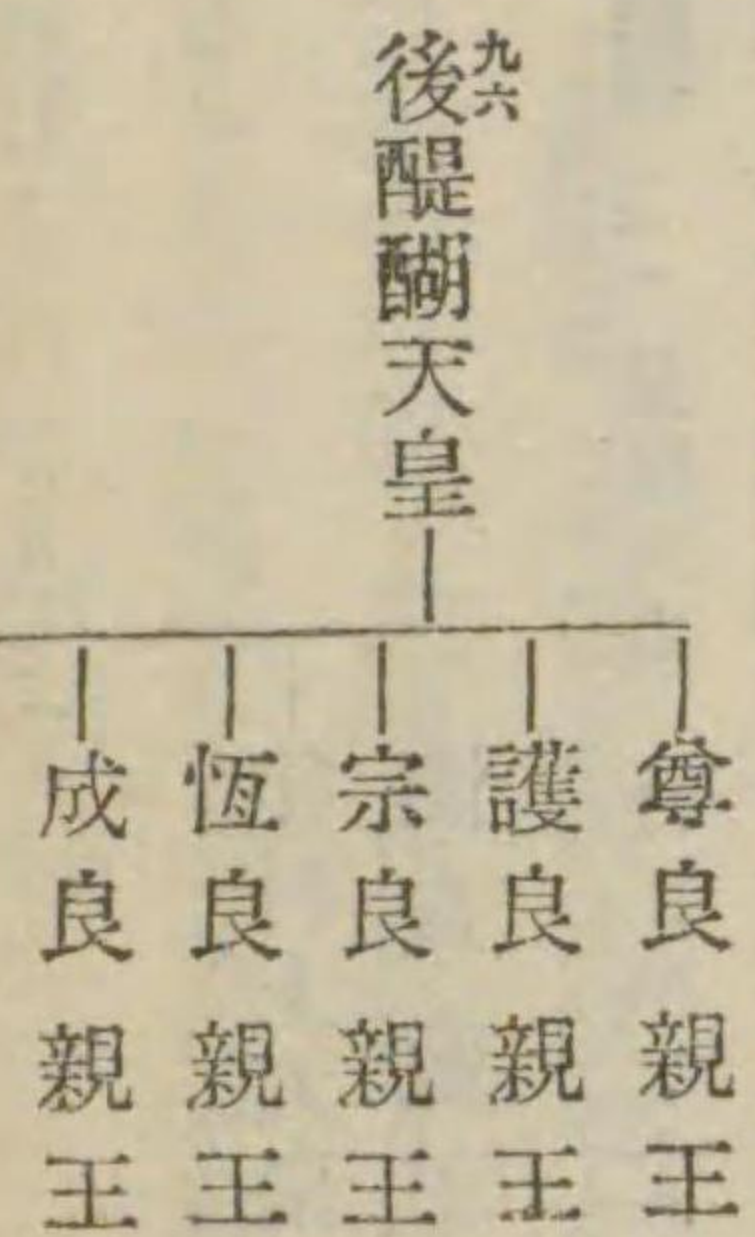
兩朝講和の沿革

【後龜山天皇の還幸】 朝廷にては正平二十三年紀元二〇二八年三月後村上天皇住吉の行宮に崩じ給ひ、長慶天皇を経て後龜山天皇即位し給ふ。元中九年紀元二〇五年義滿大内義弘に命じて兩朝講和の事を斡旋せしむ。蓋足利氏は機會あらば兩朝を合一し、己れ武將として天下の權を握らんとせしかば、既に正平六年紀元二〇一年足利直義によりて講和の議提出せられ、次で十二年紀元二〇七年また講和の議ありしも共に成らず。義詮に至り同二十二年紀元二〇一七年また講和の議あり

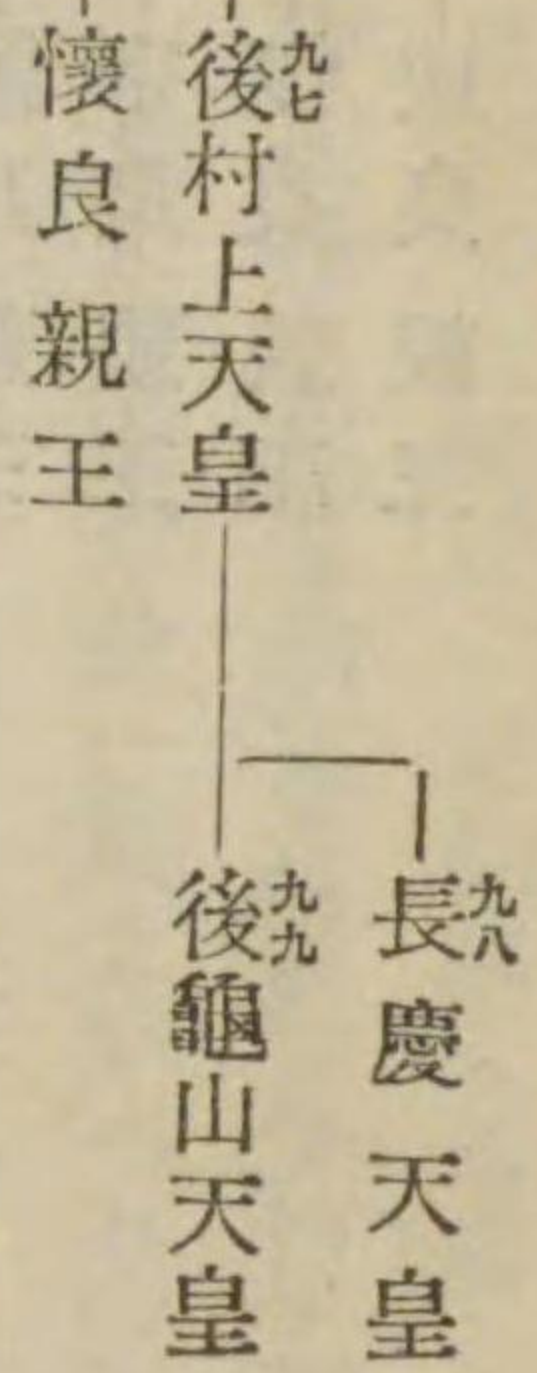
天下一統す

り、朝廷にては楠木正儀、北軍にては佐佐木道譽専らその事に盡力せしもまた遂に不調に終れり。義滿嗣ぎ細川頼之これを輔佐するに及び、頼之は楠木正儀と謀りて共に講和の事に努めしが議遂に熟せず、爲に正儀は一時足利氏に降るに至れり。元中九年十月義滿義弘を吉野に遣して和を請ひ奉らしめ、車駕京都に還幸し神器を後小松院に譲り給はば、兩統の迭立舊の如くなるべきを奏す。天皇は國民の苦を救はんとの思召より之を聽し給ひ、閏十月京都に還幸、嵯峨の大覺寺に入り給ひ、父子の禮を以て神器を後小松天皇に譲り給へり。延元元年後醍醐天皇の吉野に遷幸し給ひてより、ここに至りて五十七年なり。かくて後小松天皇は尊號を後龜山天皇に上りて太上天皇といひ、義滿は御料を獻ぜり。是に於て天下始めて一統したれども、兩統迭立の議は遂に行はれず、皇位は永く持明院統に歸せり。

皇室御畧系 (一一一)



長慶天皇



【闕】(一)長慶天皇は正平二十三年より弘和三年まで十六年間御在位ありしに拘らず、史料の闕如の爲、久しく疑問視せられ給ひしが、最近の研究により、從來の疑問は解決せられ、大正十五年十月二十二日を以て、第九十八代の天皇として皇統譜に加へ給ふ旨の詔書を下し給ふに至れり。なほ長慶天皇・後龜山天皇御兄弟の間御不和にして、吉野朝に内訌を生じたりといふ説も事實にあらず。

- 【試験問題】 ○後村上天皇の御世に於ける天下の大勢(海軍) ○賀名生の所在及歴史上の事蹟(文本)
 ○賀名生の行宮(文豫) ○懷良親王(征西將軍宮)(文豫) ○楠木正儀(文本・東師) ○人生五十愧
 無功、花木春過夏已中、滿室蒼蠅掃難去、起尋禪榻臥清風の詩を歴史的に説明せよ(文豫) ○今川貞世(文本) ○仁木義長(文豫) ○山名氏清(文本) ○元中年代に於ける有名なる事件を擧げよ(東外)
 ○南北朝の合一(東女師) ○職原抄(文豫) ○宗良親王(文豫)

第一章 室町幕府 足利義満

【室町幕府の組織】 尊氏は擅に幕府を開き建武式目を定められたれども、諸將の心を收攬せんとして濫に領土を異へし結果、徒に諸將の強大を來し、或は叛亂するものあり、或は離叛するものありて、尊氏・義詮二代の間紛亂常に絶えず、威令行はれざること多かりき。義満は父祖の政治が寛に失して諸將の驕恣を招きたるに鑑み、大に軍政を修飾して強横なる諸將を威服し、又後龜山天皇に奏請して京都還幸の事をも遂げたれば、征夷大將軍として大に威を振ひ、幕府の組織を整へたり。室町幕府の組織は大體鎌倉幕府の組織に摸したり。今左にその概畧を述べべし。

中央の職制

管領

【中央の職制】 一、管領^{クワンリョウ} 將軍を輔佐し庶政を總ぶる職にて鎌倉幕府の執權に相當す。初は執事といひ、延元元年^{紀元一九九六年} 尊氏が高師直・上杉朝定を執事となししに始まる。朝定の死後師直獨事を執り、師直殺されし後仁木頼章^{ニツキヨリアキヲ}・細川清氏相ついで之に代り、正平十七年^{紀元二〇三年} 斯波義將執事となるに及び始めて管領と改めたり。後細川頼之・畠山基國相ついで之に任せられしより、斯波・細川・畠山三氏を以て此の職に補することとなり、三管領の稱起り。

三管領

評定衆

二、評定衆 管領と共に庶政を議定し、吏務を執行することを掌る。定員二十餘人。鎌倉幕府以來の中原・三善の後裔なる攝津・町野・飯尾^{イヒノ}・布施^{フセ}等の諸氏竝に二階堂・齋藤^{ハヤシ}・波多野^{ハタノ}の諸族中その任に堪へたるものを任じ、又將軍家の一門たる吉良・石橋・山名・一色等の諸氏も之に任せられたり。

引付衆

三、引付衆 評定衆の補助にして、主として訴訟聽斷の事を掌る。五番に分れ、各頭人あり、足利氏の族なる石橋・山名・一色・細川・畠山の諸氏を之に補す。引付衆は内評定の時に事務を議するによりて内談衆ともいひ、文筆の事を掌るにより右筆衆ともいひ、又分掌あるによりて奉行衆ともいふ。

政所

四、政所 政所の権限は鎌倉幕府に比すれば大に縮少せられ、諸國の貢租・質物・酒造・諸商賈の税錢を管し、専ら財政を掌り、兼ねて金錢の貸借、田圃の典賣、人身賣買の訴訟を裁決す。長官を執事といひ、初は二階堂氏任ぜられしが、義滿の時伊勢貞繼之に補せられしより伊勢氏の世職となれり。その他執事代・政所代・寄人等の職員あり。

問注所

五、問注所 その職掌畧鎌倉時代と同じく、専ら記録證券を管し、貸借・領地の評論、及び詐欺盜難等の訴訟を判決する事を掌る。長官を執事といひ、三善氏の裔なる太田・町野の兩氏之に任ぜらる。その他執事代・寄人等の職員あり。

侍所

六、侍所 武士を進止し、禁闕及び幕府を警衛し、市街を巡察し、盜賊を防禦し、兼ねて謀叛・強竊盜・人命・放火・争鬪・毆傷・賭博・産業を毀損し、婦女を淫畧する等の諸犯を検斷する事を掌る。長官を所司といふ。初は山名時氏・今川貞世等之に補せられ、人員も家も定らざりしが、應永五年五元二〇以後人員を定め、赤松・一色・山名・京極の四氏更なる之に補す。故

所司

四職

に時人この四家を稱して四職といへり。その他所司代所司幕府に請うて家人を以て侍所の事を代行はしめしに起る・開闔・寄人・小舎人等の職員あり。

奉行

七、奉行 此の他評定奉行(ニ)・公人奉行(三)・守護奉行(四)・越訴奉行(五)・恩賞奉行(六)・安堵奉行(七)・官途奉行(八)・普請奉行等多くの常置又は臨時の奉行ありて諸般の政務を分掌せり。

評定奉行

職たるを以て、評定衆の内長老たる者この職に補し必ず引付頭を兼ね。されば初は評定衆の世家たる佐佐木・二階堂・攝津の諸家年蒞の順次を以て補せられしが、應仁以後は攝津一家の世襲となれり。

公人奉行

(一) 公人奉行 奉行人の進止を掌る。評定又寄合の席に臨む時に評定奉行と共に事を攝す。

守護奉行

(二) 守護奉行 諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る。

越訴奉行

(三) 越訴奉行 本奉行の裁判遲滯し、或は偏頗の處置ある時は控訴せしむべき爲に設けたる職なり。

恩賞奉行

(四) 恩賞奉行 また恩賞方ともいふ。恩賞の事を掌る。鎌倉幕府の恩澤奉行に同じ。

安堵奉行

(五) 安堵奉行 寺社及び將士等の舊封を襲ぎ、或は田地を復給する時、考勅して公券(御教書の類)を下附することを掌る。應安中廢せらる。

官途奉行

(六) 官途奉行 幕府の將士の任官・叙爵の事を掌る。

普請奉行

(七) 普請奉行 城壁・堤防・塙垣等の修築を掌る。織田・豊臣の時代江戸幕府の時にも普請奉行あり、織豊二氏の時はその職掌室町幕府の時と同じ。江戸幕府の時は江戸城の石垣・堀・橋の普請・地形繩取、各所の土居・石垣・堀浚竝に神田・玉川兩上水、江戸市内の明屋敷、拜領屋敷の請取渡等の事を掌り、定員

地方の職制

二人にして老中の支配なりき。

【地方の職制】 地方には、鎌倉に關東管領ありて東國の事を總べ、九州に九州探題あり、奥羽に奥州探題・羽州探題あり、諸國に守護・地頭ありて、各その地方を治めたり。

一、關東管領 鎌倉にありて關東を鎮撫す。正平四年紀元二〇〇九年 尊氏の次子基氏之に任ぜられてよりその子孫世襲す。上杉氏執事となりて之を輔佐す。後には管領を公方ウツバツと稱し、執事を管領と稱せり。管領府の組織は幕府を摸し、評定衆・引付衆・政所・問注所・侍所・諸奉行等皆備はれり。

九州探題

二、九州探題 九國・二島を鎮撫する事を掌る。建武三年紀元一九六六年 尊氏が一色範氏・仁木義長を以て之に任じ、九州の軍事を督せしめしに起る。爾後斯波氏・今川氏等之に任ぜられしが、應永三年紀元二〇五六年 今川貞世罷め、澁川滿頼之に代りてより、澁川氏の世職となれり。

奥州探題

三、奥州探題 奥州管領ともいふ。陸奥國內を鎮撫し、兼ねて國內の民政を掌る職なり。建武年中尊氏が石塔義房をして奥羽を鎮せしめ、官軍の北畠氏に當らしめしに起る。後畠山國家・吉良貞家之に代るに及び始めて奥州探題の名あり。尋で斯波家兼之に代りて大に勢を得、大崎氏を稱して子孫この職を世襲せり。

羽州探題

四、羽州探題 また出羽大將ともいふ。出羽國を鎮撫して國務を行ふ。初斯波家兼、出羽、陸奥兩國を管せしが、正平十三年紀元一八八八年 家兼の次子兼頼始めて羽州探題に補し、府を最上郡山形に開く。爾來子孫この職を世襲して最上氏を稱せり。

義滿三宮に准ぜらる

【義滿の驕僭】 義滿は天授六年紀元二〇四〇年 北朝にて従一位に叙せられ、弘和二年紀元二〇四二年 には

義持將軍に補す

北山別莊を作る

義滿の僭上

左大臣に任じ、同三年には淳和獎學兩院の別當源氏の長者となり尋で三宮に准ぜられぬ。兩院の別當はもと源氏の公卿第一の人之に補せらるる例なりしを、後具平親王之裔なる久我氏之を世襲せしが、ここに至り義滿奏請して之を兼ね、爾來代代の將軍之に任ぜられて以て徳川氏に及びり。應永元年紀元一五〇四年 十二月義滿將軍職を子義持に讓る、されど義持は年僅に九歳の幼童なれば、實權は依然義滿にありしなり。尋で太政大臣に任ぜられ、翌二年剃髮して天山道義と號す。かくて義滿は意滿ち志驕り、日夜遊樂を事とし、屢諸方に巡遊し、又頻に大工事をして大堂・巨利を建立し、應永四年紀元一五〇七年 また別莊を北山に起し、幽邃なる庭園を設け、その内に三層の樓閣を作り、黄金を以て四壁を塗りしかば、世に之を金閣といひ、義滿を北山殿といへり。義滿また威權にまかせて僭上の振舞多く、北山の別莊には紫宸殿・公卿の間又天上の間等又天の間の間を設け、又禁中に一殿を作りて小御所コゴシロといひ、參内する際の休憩所となし、その參内するや公卿以下皆階を下りて跪拜せしめ、出入の儀衛を上皇に擬し、應永十三年紀元一五〇六年 後小松天皇の御生母通陽門院の崩じ給ふや、義滿はその夫人日野康子康大納言日野康子の女を入内せし

義満明より日本國王の稱號を受く

めて天皇の准母となし、北山院の號を賜はるに至れり。時人義満を稱して公方(ニシクバウ)といふ。これ將軍を公方と稱する始なり。義満また明と交通して明主より日本國王の稱號を受け、明主への文書には「日本國王臣源道義」と書し、且明の年號を用ひたり。上下内外の分を紊り、驕奢僭上かくの如きは、前後類例なき所なり。

金閣

〔金閣〕 山城國葛野郡衣笠村鹿苑寺境内にあり。この地もと西園寺家の所領なりしを、義満西園寺家には別に河内國にて領地を與へて此の地を得て別莊を營み、名づけて北山亭といへり。池を鏡湖といひ、池中に中島あり、銀河泉・龍門瀑等背後の山に懸り、交ふるに奇石・怪松・名花・異草を以てす。閣は三層四阿の棟葺にして、第一を法水觀、第二を潮音閣、第三を究竟頂といふ。斯波義將が「此新第不可ミ以換ニ西方極樂ニ也」といへる評語によるもその華美を極めたるを知るべし。義満の薨後、遺命により淨捨して寺となし、鹿苑寺と名づけ、夢窓國師を以て開基となす。今も金閣寺と稱して京都名所の一なり。

公方

〔公方〕 公家の方の畧にて下より上を敬ひ尊びていふ詞。もと朝廷の事をいひしが、義満以來將軍家の別稱となり、徳川時代まで此の稱を存せり。

原因

〔應永の亂〕 大内義弘は曩に義満を輔けて山名氏清を誅し、また後龜山天皇の還幸を奏請して功あり、周防・長門・豊前・安藝・和泉・紀伊の六國を領し家富み兵強し。義満漸く之を忌み、義弘も亦第二の山名氏たるんことを懼れ漸く異心あり。義満が北山の別莊を營む時諸將に謀

義弘の舉兵

役せしに、義弘は「我が士は弓矢を以て業となす、土木に役すべからず」とて、之に應ぜず。密に謀を關東管領足利滿兼と通じ、東西呼應して京都を攻めんとし、應永六年(紀元二〇五九年)十月兵を堺浦に擧ぐ。美濃の土岐詮直(トキアキナホ)、丹波の山名滿氏遙に之に應じ、楠木・菊池の遺族また之に應援し、一説にこの時義弘は吉野朝の皇胤師成親王を奉じたりといふ滿兼も亦陽に幕府を援くと聲言して武藏府中に出陣す。義満自ら畠山基國・斯波義將・細川頼元等の諸將を率ゐて堺城を圍む。十二月に至りて城陥り、義弘戦死せり。義満乃ち周防・長門の二國を義弘の子持世に與へてその後を存せしめ、滿兼と和して事平げり。之を應永の亂といふ。

〔職名(文藝)〕

- 足利義満(東師・海軍)
- 室町時代(海軍)
- 室町幕府の職制(陸士・長商)
- 三管領四職の名(文藝)
- 三管領(二高)
- 室町時代の四職(海軍)
- 金閣寺(小商)
- 公方(長商)
- 應永の亂(文藝)
- 室町幕府の政治組織(文本)
- 鎌倉室町兩時代幕政の比較(文本)

第一六章 關東管領 永享・嘉吉の亂

關東管領

〔關東管領〕 尊氏の志は源氏の舊業を復するにあれば、幕府を鎌倉に開かんことを希ひしも、吉野朝廷の嚴存するを以て京都を離ること能はずして、幕府を京都に開きたり。されど關東はその根據地なれば、これ亦輕んずること能はず、乃ち直義と議して曰く「義詮は不肖にして負荷に堪へず、恐らくは我が業を失墜せん。然れどもよく關東の根據地を保たば即

設置の事情

義詮と基氏

ち天下を失ふに至らじ。われ一子をして關東を鎮せしむべし」と。乃ち正平四年紀元二〇〇九年。次子基氏を關東管領として鎌倉に下し、東國を鎮せしめ、上杉憲顯ノリキミを執事として之を輔けしむ。尊氏の薨後、諸將の義詮に快からざるもの、往往基氏に勸めて義詮を圖らんとせしが、基氏固く拒んで納れず。勵精治を圖り、よく東國の士心を得て幕府をして東顧の憂なからしめぬ。されど義詮は頗る基氏を憚り、爲に兄弟の間常に釋然たらざりしもの如し。正平十八年紀元二〇二三年。義詮使を遣して基氏を京都に招きたれども基氏辭して往かず、同二十一年紀元二〇二六年。基氏書を義詮に贈りて、兄弟死に至るまで互に志を變ぜざるべきを誓ひしに、義詮その誓書を石清水八幡宮に納めたるが如き、以て其の間の事情を察するを得べし。

氏滿義滿を圖る

正平二十二年四月基氏歿し、その子氏滿襲ぐに及びて勢漸く強く將軍を凌ぐに至り、氏滿は義滿に代りて將軍たらんと謀り、天授五年紀元二〇三九年。京都の騷擾佐佐木土岐等の諸將細川頼之を斥けんとして幕府に迫るを機とし、義滿の罪を鳴らして京都に攻め上らんとせしが、執事上杉憲春ノリキミ自殺して之を諫め、漸く事なきを得たり。氏滿の時陸奥・出羽の二國亦關東管領の管轄となり、その勢益強くなれり。氏滿卒し應永五年。子滿兼嗣ぎ勢を待みて驕傲を極め、自ら公方と稱し、その邸を御所といひ、執事を管領と號するなど、すべて京都將軍家に擬せり。應永の亂には滿兼謀を大内義弘と通じ、幕府を敗ふと聲言し、自ら兵一萬を率ゐて武藏府中に出陣し、義弘を助けんとせしが、執事

滿兼謀を大内義弘と通ず

持氏管領となる

上杉朝宗トモナガ切諫し、且幾くもなく義弘も戰死せしかば、空しく鎌倉に歸りて義滿と和せり。

持氏と氏憲

【禪秀の亂】幕府にては後小松天皇の應永十五年紀元二〇六八年。五月前將軍義滿薨じて將軍義持自ら政を執り、鎌倉にても同十六年七月滿兼卒して子持氏管領を襲ぎ、上杉氏憲ノリキミを執事たり。持氏輕躁にして人を御するの度なし、氏憲之を憂へ屢之を諫む。持氏聽かず、漸く氏憲を疎んず。應永二十二年紀元二〇七五年。氏憲の家人某罪なくして所領を沒收せらる、氏憲その冤を憐み赦免を請へども聽かれず、憤懣して執事を辭せんことを請ふ。持氏直に之を聽し、上杉憲基ノリキミを以て執事となす。氏憲愈平ならず漸く叛意あり。時に將軍義持の弟義嗣兄に代りて將軍たらんとの野心あり、密に使を關東に遣し、氏憲及び足利滿隆ミツタカと結托し、東西同時に兵を擧げんことを約す。是に於て氏憲意を決し、滿隆及びその養子持仲持氏の弟を奉じて事を擧げんとす。關東の諸族之に應ずるもの多し。かくて應永二十三年紀元二〇七六年。十月氏憲遂に兵を擧げて持氏を襲ふ。持氏拒ぎ戰うて克たず、駿河に逃れて今川範政に頼り、憲基はその領地越後に走れり。將軍義持之を聞き、御教書ミカクシゴを東國・北國の武士に下して氏憲を伐たしむ。今川範政・上杉憲基等兵を率ゐて氏憲を伐つ、氏憲敗れて滿隆・持仲及び一族と共に自殺し、義嗣も亦京都に誅せられて亂平げり。世に之を禪秀の亂といふ。この後氏憲の餘黨の蜂起するもの各地に絶えず、加ふるに義持の氏憲を誅せしは偶その義嗣と謀を通ぜしが爲

氏憲と義嗣及び滿隆

氏憲滿隆自殺す

義持と持氏

にして、決して持氏を庇護せんとするにはあらず、關東の分裂は寧その喜ぶ所なれば、氏憲敗死の後、其の子憲秋・教朝ノリアキが京都に來れる時にも、義持はその罪を問はざるのみならず、却つて鎌倉に復讐せんとノリトモの請を許せり。以て幕府と鎌倉との關係を見るべし。

御教書

【圖説】(一) 御教書 三位以上の公卿竝に武家の棟梁たる者より出す公文書にて、家司が上意を奉承して出す故に又奉書ともいふ。鎌倉時代には執權・連署の加判ある公文書を關東御教書、六波羅兩探題の加判あるを六波羅御教書といへり。竝に執權・連署・探題が將軍の上意を奉じて出す所なり。室町時代には管領の署判せる公文書を御教書といひ、義満以來、御教書に將軍の加判せるものありて、之を御判御教書といへり。江戸時代には老中が加判して將軍の命令を傳達する公文書を普通奉書といひ、御教書の稱を用ひざりき。

義量の早世

【永享の亂】稱光シヤウクワウ 天皇の應永三十年紀元二〇八三年三月將軍義持職を子義量ヨシカズに譲り、雍髮して道言ミチノコトといひ、なほ政を視る。義持酒を嗜みて常に遊樂宴飲を事とせしが、義量の飲酒癖は父にもまさり、暴飲の極病を致して早世せり。かく酒色に耽溺せる將軍の續出せるに拘はらず、幕府の基礎動搖せざりしものは、全く斯波義將・同義重・細川滿元・畠山滿家等の如き人物あり、更る更る管領となりて之を輔佐せしによる。義量子なかりしかば、義持舊によりて政を視しが、尋で義持病に罹り、後嗣未だ定らざりしかば、管領畠山滿家諸將と議し、義持の弟の曾たるもの四人をトに同ひ、青蓮院准后義隆ヨシカズを迎へて嗣となせり。正長元年紀元二〇九二年五月義

將軍義教

持薨ぜしかば、義圓還俗して將軍に任じ、名を義教ヨシノリと改む。

持氏の不平

義教の富士遊覽

これよりさき、關東管領持氏は請うて義持の猶子となりしかば、義量薨じ、義持子なきを以てその繼嗣を以て自ら居り、義持の薨後は自ら入りて將軍たらんことを期せしに、義成就職せしを見て大に憤り、慶賀の使を送らざるのみならず、直に兵を率ゐて上洛せんとし、執事上杉憲實ノリノブ之を諫むれども聽かず、會上野に亂起るを以て僅に止みしも、「我れ何ぞ還俗將軍に屈せんや」と稱して將軍の命を奉ぜず、陰に謀叛の企をなせり。義教亦之に對する準備を怠らず、永享四年紀元二〇九二年九月には富士遊覽に託して駿河に下向し、陰に持氏の態度を伺ひ、且その威力を示して關東を壓せんとせり。持氏は憲實の諫言を喜ばず、遂に兵を發して憲實を攻めんとす。憲實走りて上野の白井城群馬郡長尾村大字白井に據り、之を幕府に訴ふ。義教乃ち持

持氏の追討

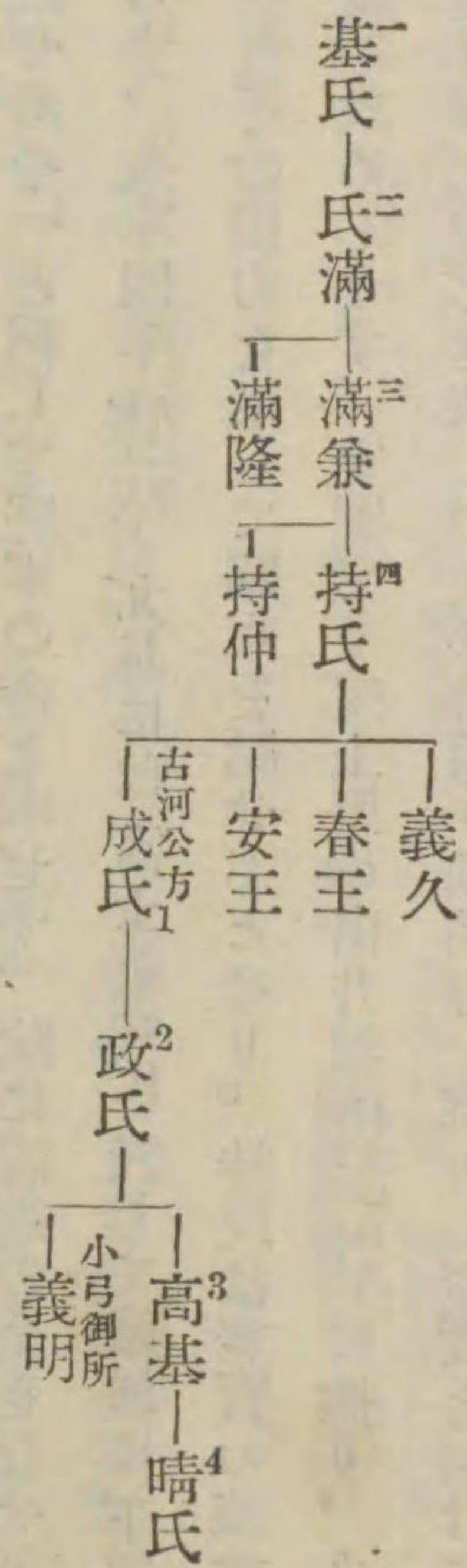
關東管領家滅ぶ

結城合戦

氏追討の宣旨ノリノブを奏請し、上杉持房・教朝等を將とし憲實を助けて持氏を討たしめ、又今川範忠・武田信重等に命じて兵を出さしむ。持氏防ぎ戦ひて大敗し、永安寺に入り雍髮して和を求む。憲實使を京都に遣して持氏の死を宥し、その長子義久をして職を襲がしめんことを請ひしも義教聽さず。持氏父子自殺し、關東管領家滅びぬ。時に永享十一年紀元二〇九九年二月なり。翌年下總結城の城主結城氏朝ユキキウ持氏の遺子春王・安王を奉じて兵を擧げ、結城城結城郡結城町に據りて櫓を傳へ恢復を謀る。關東・奥羽の豪族にして之に應ずるもの多し。義教上杉憲實及び

その弟清方をして氏朝を討たしむ。清方軍を督して結城城を圍む。城堅固にして容易に陥らざりしが、翌嘉吉元年四月に至りて遂に陥り、氏朝以下一族將士多く戦死し、氏朝の末子成朝は常陸に走り、春王・安王は捕へられて京師に送られ、途美濃に斬られたり。かくて關東の實權上杉氏の手に歸せり。

關東管領及び古河公方系圖



宣旨

内侍宣旨

【解説】(一)宣旨 公文書の一。もと勅旨を宣傳する義。後轉じて口勅を傳宣する一の簡便法となり、更に文書名稱となれり。内侍勅旨を受けて職事藏人に傳へ、職事陣に出でて太政官なるその上卿に告げ、上卿外記に命じて其の旨を記して宣下するものと、時として辨官に命じ、辨官より史官に宣下して書かしむるものとあり。もとは内侍掌りて中務卿に傳へて宣下せしが、時として内侍より直に勅旨を仰せ下すことあり、之を内侍宣といふ。藏人所設置以來内侍勅を承りて藏人に傳へて宣下することとなれり。又太政官より其の被管の諸司又は寺社等に下す公文書を宣旨といふ。又職事辨官を受け

口宣

て上卿に傳宣して下さしむるものを口宣といひ、上卿口宣を職事より受取り、これを我が家に納め、別に寫して外記に達するものを口宣案といふ。案の奥には頭辨の名を署す。

義教の強臣抑制

【嘉吉の亂】 將軍義教は、持氏を滅して大に幕威を東國に張りしが、その翌十二年には若狭の守護一色義貫、伊勢の守護土岐持頼を誅せり。これ諸強臣の跋扈するものを抑制してその勢力を殺ぎ、愈幕府の威權を伸張せんとの政策なりしが、赤松氏の勢を殺がんとするに及びて、遂にその身を亡すに至れり。

義持と滿祐

赤松則村は尊氏舉兵の際より之を助けて戦功多く、攝津・因幡・播磨・美作・備前等の守護に補せられ、之をその三子範資・貞範・則祐に分領せしむ。而して則祐赤松氏の總領として本宗を繼ぎ、孫滿祐に及びり。將軍義持の時その族持貞の孫義持に寵せられ、滿祐の領地播磨を得て總領職たらんことを望み、義持之を許せしかば、滿祐怒り播磨に歸り白旗城に據る。義持山名滿熙・一色義貫等を將として之を討たしめしに、諸將は持貞の驕恣を惡み、その無禮を訴へて命に應ぜず。義持已むを得ず滿祐を許し、持貞に死を賜へり。義教將軍たるに及び

義教と滿祐

亦赤松貞村持貞の兄を寵し、滿祐の領地を削りて貞村に與へんとす。滿祐之を聞きて大に怨み、又義貫・持頼等の誅せられしを見て、禍の己れに及ばん事を恐れ、嘉吉元年紀元二〇一年六月關東平定祝賀の宴を自邸に開きて義教を請じ、宴半にして之を弑し、領國播磨に歸り、足

滿祐義教を弑す

利直多孫の僧義尊キソンを奉じて白旗城に據れり。管領細川持之諸將モチユキと議し、義教の長子義勝ヨシカツ時年八歳を立て、山名持豊モチトヨ・武田信賢等タケダノシノブカサを遣して滿祐を討たしめ、遂に之を滅せり。世に之を嘉吉の亂といふ。義教資性剛毅果斷にして、在職十四年の間に關東を滅し、諸侯を抑へ、大に幕政を伸張せしに中途禍に遭うて中興の業を大成する能はず、この後幕府は漸く衰運に向へり。

【關東の分裂】永享の亂後關東の政權は上氏の手に歸せしか、更に關東の主を戴かんとを望むもの多かりければ、越後の守護上杉房定諸將フササダと議し、持氏の遺孤永壽王エイジュウの京都に在るを迎へて關東の主となさんことを幕府に請ふ。將軍義成ヨシシゲ後義政ミタカ之を許し、名を成氏シゲウヂと賜ひ關東に下して持氏の跡を繼がしむ。時に寶徳元年紀元二〇九年にして成氏は年僅に十三なり。上杉憲實は成氏迎立の事決するや、その子と共に僧となりて世を避けしかば、幕府は憲實の幼子憲忠ノリタケを伊豆の民家より索めて管領となし、成氏を輔佐せしむ。時に上杉持朝モチトモも亦憲實に黨して持氏を攻めたれば、此に至りて自ら安んぜず退きて武藏の川越入間郡に居り、雍髮して道朝と號し、家を子顯房アキフサに譲れり。

成氏長ずるに及び、近臣結城成朝サトトミ・里見義實等ヨシサネに聽き、上杉氏を父の讐なりとし、漸く憲忠を疎んぜしが、享徳三年紀元二一二年十二月遂に成朝・義實等と謀り、急に憲忠を攻殺せり。憲忠の家宰長尾景仲憲忠の弟房顯フサノカサをして兄の後を嗣がしめ、顯房の老臣太田義隆タタノヨシノブと謀り、兵を

成氏と憲忠

關東管領家の再興

古河公方

起して成氏と武藏に戦ひ、且之を幕府に訴へて成氏追討の御教書を請へり。將軍義政成氏の恣に憲忠を殺したるを責め、駿河の今川範忠ノリタケをして上杉氏を助けて成氏を討たしむ。成氏敗れて下總の古河猿島郡古河町に走りて之に據れり。之を古河公方また古河御所と稱す。この役範忠の兵火を放ちて鎌倉を焼き、邸第・府庫・名社・古刹殆ど焼亡して全く廢墟となれり。

關東分裂す

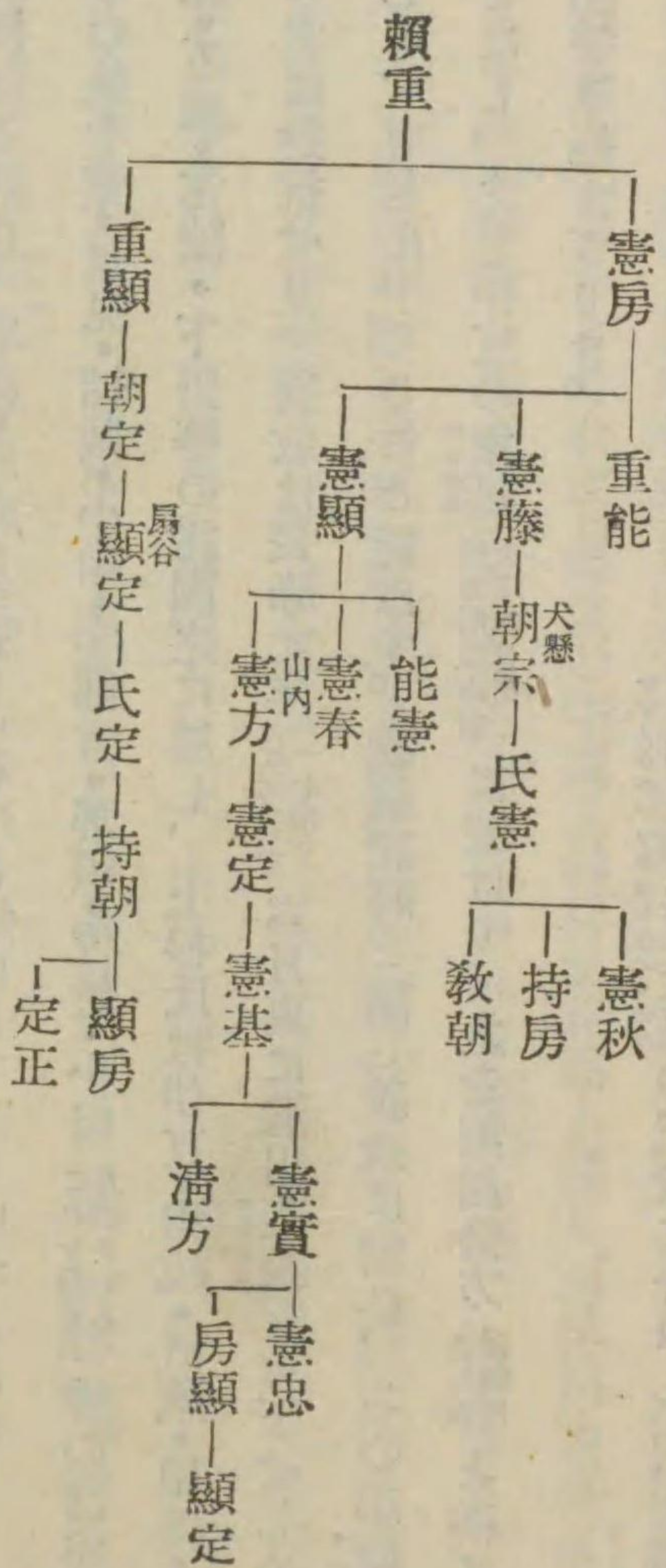
この後千葉・里見・結城・小山・宇都宮・那須・佐竹・小田これを關東の八將といふ等の諸將成氏を援け、安房・上總・下總・常陸・下野等の諸國之に屬し、上杉氏は伊豆・相模・武藏・甲斐・上野・越後等を連ねて之に對抗せり。義政は長祿元年紀元二一七年六月更に澁川義鏡ヨシカネを東下せしめて成氏を討たしめしむ、容易に平ぐること能はず。義鏡諸將と議し義政に請ひ、その弟政知マサトモを迎へて關東の主となし、之を伊豆の堀越田方郡菰山村大字四日町に置けり。之を堀越公方また堀越御所と稱す。これより兩公方の間争亂絶えざりき。

山内家と扇谷家

【兩上杉氏の争】上杉氏はもと山内ヤマノウチ・扇谷フエガヤ・犬懸イヌケの三家に分れしが、犬懸家は禪秀の亂に衰へ、山内・扇谷の二家勢あり。然るに山内家は長臣長尾景仲死して後漸く振はず、時に扇谷家に定正あり、その臣太田持資モチスネ資清の子入道して道灌ミチノリと號す文武の才に富み、長祿元年居城を江戸に營みて古河公方に備へ、心を傾けて定正を輔佐しければ、扇谷家の勢日に盛なりき。山内顯定アキサダ房顯フサノカサの之を忌み、潜に定正の近臣と結びて持資を讒す。定正之を信じ、遂に持資を殺せり。是に於

て顯定は扇谷家恐るるに足らずとし、持資の子資康を誘ひ、兵を遣して定正を責む。定正欺かれたるを覺り、長享元年紀元二一四七年古河公方成氏と和して顯定と戦ふ。これより兩上杉氏互に相抗争して、關東の紛亂愈加はり、全く統一を失へり。

上杉氏畧系



試驗問題

- 永享の亂(文殊・東師) ○上杉憲實(文殊・東師) ○嘉吉の亂(文本・東師) ○赤松氏の盛衰(文殊) ○足利成氏(東師) ○古河公方(二高) ○古河御所の起原及沿革(文殊) ○澁川義鏡(文本) ○足利政知(東師) ○堀越公方の顯末(文本) ○室町幕府と關東管領との關係顯末を記せ(專修)

第七章 應仁の亂

將軍義政

政三魔に出づ

【將軍義政の弊政】 將軍義勝早世して弟義政初名義成職を襲ぎしが、年僅に八歳なりければ、管領畠山持國・細川勝元カッモトかはるがはる之を輔佐し、幸に事なきを得たれども、此の頃よりして幕府の實權は漸く是等權臣の手に移らんとせり。然るに義政長するに及び、性優柔にして定節なく、愛憎常なく賞罰當を失ひ、嬖幸多く内調盛に行はれ、殊に、その妾今イマモネリノソボネ參局及び烏丸資任・有馬持家の三人義政の寵を縦にして政務に容喙し、生殺與奪の權三人の手にありければ、時人之を惡みて「政三魔に出づ」といへり。かくて持國・勝元等漸く威權を弄し、嘉吉の功臣山名宗全ソウゼン持豐持豐の孫また驕横を極むれども、義政之を制すること能はず。この頃變災荐に起り天下凶荒を極めて人民餓死するもの多かりしが、義政は毫も之を省みず、日夜豪華遊宴を事とせしかば、後花園天皇は嘗て御製の詩を賜ひて之を諷し給へり。その詩に曰く、

殘民爭採首陽薇 處處閉爐鎖ニ竹扉 詩興吟酸春二月 滿城紅綠爲誰肥

然れども義政は毫も憐むる處なく、財政窮乏するに及びて重税を課し、或は社寺・豪商より金錢を借り、或は段錢・倉役錢・棟別錢等を徴し、又屢徳政の令を發して士民の困窮を顧みざりしかば、幕府の威信大に衰へ、社會の秩序また紊れたり。偶細川勝元・山名宗全の反目と諸家の相續争とは互に相紛糾して、遂に應仁の大亂を惹起せり。

段錢
倉役
棟別錢

〔圖説〕(二) 段錢・倉役・棟別錢 段錢は土地の段別に課する錢にて、既に鎌倉時代に之ありしが、室町時代に後醍醐院の應安四年以來屢之を課せり。倉役はまた土倉役ともいふ。土倉の所有者に課する錢をいふ。之も鎌倉時代より始まりしが、室町時代には幕府専ら洛中・洛外の土倉所有者に課したり。棟別錢は棟別即ち戸毎に課する税にしてこれも鎌倉時代よりありたれど、室町時代に至りて之を課すること多く甚だ顯著となれり。この三種は共に臨時税なり。

徳政

(三) 徳政 徳政はもと仁政の義にして、課役・田租を免除し、或は大赦を行ひ、或は物を百姓に賜ふをいひしが、鎌倉時代の中頃より、幕府の命令によりて賣買・貸借・質入等契約に關する權利・義務を破棄し、價を辨償せずして舊主に返附するの名となり、室町時代に至りては屢之を行ひて將士の窮乏、幕府の財政困難を救ひ、義政の如き徳政の令を發すること前後十三回の多きに至れり。この頃幕府徳政の令を發するや、人民蜂起して債主の宅を襲ひ債券を奪ひて之を燒き棄てたり。或はまた貧民一揆(徳政一揆と稱す)を起して徳政を強請し市中を横掠し、土倉を破壊する等の事ありしも、幕府は之を鎮定すること能はざりき。

勝元と宗全

【勝元宗全の衝突】 山名宗全嘉吉の亂の戦功によりて大に勢威を振ひ漸く驕横なり。當時三管領家の中斯波・畠山の二氏既に衰へて、よく宗全に對抗するを得るもの唯細川氏あるのみ。初宗全は其の女を以て勝元に妻はし、勝元は又宗全の子是豊を養うて嗣となし、互に相親しみしが、後勝元子政元を生み是豊を廢するに及びて漸く快からず、殊に勝元が赤松氏を助けて其の家を再興せしめしかば、宗全深く勝元を怨み、互に權勢を争ひて相反するに至れり。

れり。

義敏と義廉

【斯波家の内訌】 享徳元年(紀元二一二年) 斯波義健卒して嗣なし。老臣甲斐常治等斯波氏の一族義敏を立てて後嗣とせしが、幾くもなく義敏は常治の專横を怒り、兵を發して之を伐つ。長祿三年(紀元二一九年) 幕府は義敏が恣に老臣を討てるを責めて之を廢し、澁川義鏡の子義廉をして斯波氏を嗣がしむ。義敏周防に走つて大内氏に寄り、竊に將軍義政の近臣に頼つて宥されんことを請ふ。時に細川勝元も亦義敏の爲に請ふ所あり、寛正六年(紀元二二五年) 義敏赦されて上洛せり。これより斯波氏の家臣二派に分れて相争ひ、斯波氏漸く衰へたり。

政長と義就

【畠山家の内訌】 畠山持國子なく、姪政長を養ひて嗣となせしが、後實子義就生るるに及び、政長を廢して義就を以て家を嗣がしむ。然るにその權臣神保・遊佐等義就を悦ばず、これを退けて政長を家督たらしめんとせり。將軍義政も亦義就を退けんとせしかば義就は伊賀に走り、政長は細川勝元の助を得て再び家督となれり。かくて康正元年(紀元二一五年) 三月持國卒するや、義政義就を召還せしかば、政長は河内に出奔せり。然るに幾くもなく義就義政の旨に背きて京都を逐はれ河内に奔り、政長再び上洛せり。是に於て義政政長等諸將に命じて義就を伐たしむ。義就若江・金胎寺・嶽山等に戦ひて敗れ、遂に高野に走れり。

【將軍家繼嗣の争】 將軍義政も初子なかりしかば、弟の僧義尋を養うて嗣たらしめんと

義視と義尙

す。義尋之を辭しければ、義政は他日若し男子を擧げなば、之を僧となすべきを約し、強ひて義尋を還俗せしめ、名を義視ヨシミと稱して後嗣となし、細川勝元を後見とす。義視イマデガ今出河に住みしかば之を今出河殿と稱す。時に寛正五年紀元二二四年なり。然るに翌六年に至り、義政の夫人日野氏富子子義尙ヨシシヤを生み、之を僧となすに忍びず、義視を斥けて將軍たらしめんと欲し、山名宗全の勝元と不和にして、且その勢力相匹敵するを見て、竊に義尙を宗全に託せり。宗全は義尙を奉じて勝元を壓倒し、己れ獨權を專にせんとし喜びて之に應ぜり。かくて宗全は畠山義就の驍勇を愛し、引いて己れの援となさんとし、日野氏をして義就の赦免を義政に請はしめしかば、文正元年紀元二二六年十二月義就は赦されて上洛せり。

亂の發端

【應仁の亂】 應仁元年紀元二二七年 政長また義政の勘氣を蒙るや、宗全は一族與黨の諸將三十餘人と義政に迫り、政長・勝元を討たんことを請ふ。義政聽さず、令して政長・義就をして各手兵を以て戦はしめ、諸將の之を援くるを禁ず。勝元は命を守りて政長を援けざりしに、宗全は潛に兵を出して義就を助け、政長を御靈林ヨリヤウバヤシに攻めて大に之を破れり。是に於て勝元大に慚憤し、櫓を移して兵を集む、應ずるもの十六萬、宗全亦兵を募りて十一萬を得たり。勝元は幕府の東に陣したれば東軍といひ、宗全は幕府の西に陣せしを以て西軍と稱す。かくて戰は五月を以て開始せられ、公私の邸宅灰燼に歸するもの多し。八月大内政弘防長二

宗全義視を迎ふ

宗全大覺寺統の皇胤を迎ふ

州の大軍を率ゐて上洛し宗全を助くるに及び、西軍の勢大に振ふ。勝元は將軍の近臣の西軍に通ずるものを退け、後土御門天皇・後花園上皇を幕府に迎へ奉れり。時に伊勢貞親・日野勝光勢あり、義視と協はず。義政の夫人日野氏と謀り之を排斥するに及び義視は出でて叡山に入りしを、宗全之を陣中に迎へしかば、應仁二年十一月恰も義政兄弟の争の如き觀を呈せり。されど東軍は天皇・上皇を奉じ將軍を擁したれば、幕府の命と稱して西軍諸將の領土を削り、官爵を褫ひしかば、西軍の將士爲に東軍に降らんとするものあり、此に於て宗全はまた大覺寺統の皇胤を迎へて之を奉戴せしかば、文明三年一時兩皇統の争の如き姿となれり。この間兩軍の戦鬪は絶えず相國寺・御靈林・百萬遍等、洛中・洛外に行はれ、初は西軍多く優勢なりしが、畠山義統ヨシムネ西軍に背き東軍に應ずるに及び、文明四年東軍の勢大に振ふ。かくて勝敗未だ決せざるに、文明五年紀元二二三年三月宗全卒し、同年五月勝元亦卒せり。主將既に歿したれど兩軍依然相對峙せしが、諸將も漸く戦に倦み、文明九年紀元二二七年に至り、西軍の主將大内政弘は本國に下り、畠山義就は河内に還り、主岐成頼は義視を奉じて美濃に歸り、東軍の諸將亦各その領國に歸れり。之を應仁の亂といふ。

【京都の荒廢】 前後十一年に互る大亂に、京都は到る處戰場となり、幕府を始め、社寺・邸宅・民家等多く兵燹に罹り、延暦以來七百年に近き帝都も蕩然として荒野の如く、累代の典

籍・寶物・文書大方灰燼となれり。幕府の右筆飯尾彦六左衛門の歌に曰く、
 汝オレや知る都は野邊の夕雲雀あがるを見ても落つる涙は。
 と。以てその荒廢の慘狀を見るべし。これより朝廷大に衰へ、公卿の京都に住むこと能はず、
 縁を求め地方に下りて諸大名に寄るもの多く、幕府の威望は全く地に墜ちて、その命を奉ず
 るものなく、群雄各地に割據して、戦亂の世となれり。

〔試験問題〕

東師

○段錢の解釋(文豫) ○段錢・棟別錢(文豫) ○徳政(高松・長商・神商) ○島山政長(文豫)

第八章 室町時代の佛教・文物

義政の驕奢

【義政の驕奢】 義政は天下の大亂、人民の疾苦を顧みず、日日遊樂を事とし、一生を奢侈
 風流に送れり。大原野の花見、糺河原の猿樂、春日詣・伊勢詣等に日もこれ足らず、又盛に
 土木を起し、その新に造營したる室町第は屋瓦に金銀珠玉を飾り、その費六十萬貫なりきと
 いひ、その母の爲に營める高倉第は障子一枚に二萬貫を費せりといふ。應仁の亂後も義政の
 驕奢は毫も變ぜず、文明九年には小河御所を造りて夫人日野氏を居らしめ、同十一年には花
 の御所を再建し文明八年火災に罹りしため十四年には別莊を東山に構へ、今京都市上京區淨土寺町の慈照寺はその址にて俗に銀閣寺といふ義満の金
 閣に倣ひて銀閣を建て、園池を修め數寄を凝らし、和漢の十白器、名畫を集め、又點茶を好み、

茶道起る

東山時代

銀閣の側に同仁齋と名づくる四疊半の茶亭を設け、狩野正信瀟灑して語をして瀟湘八景を障子
 に畫かしめ、五山の僧徒をして詩を題せしめ、珠光・相阿彌・能阿彌等の茶人を召して、屢茶
 會を催せしかば、諸將も亦之に倣ひ、これより茶道大に起り、遂に上下一般の風をなすに至
 れり。世に義政を東山殿と稱し、この時代を東山時代といふ。

繪畫

【美術・工藝】 上下の奢侈・風流と禪宗の興隆とは大に美術・工藝の發達を促し、一種の
 禪味を帯びたる幽玄恬淡なる東山時代の特風を發揮せり。繪畫には應永の頃東福寺の僧明兆
 あり殿司の職にありしを以て世に兆殿司といふ宋の李龍眠の風を學び、筆力勇健を以て稱せられ、最も佛畫に長ず。

雲谷派

ついで如拙ジョセツ・周文シウブンあり、共に相國寺の僧にして、宋元名家の風骨を傳へて、山水・花鳥に巧な
 り。周文の門に小栗宗丹又宗湛・會我蛇足ツガダツクあり、共に當代の名手たり。義政の頃には禪宗の
 流行と共に淡泊なる墨繪行はる。雪舟は初如拙・周文に學び、應仁元年明に入りしが、明人
 の畫學ぶに足らずとし、名山・大川の間に遊び自然を師としてその技を練り、歸朝して稀世
 の妙筆を揮ひ、殊にその山水畫は古今獨歩と稱せらる。之を雲谷派雪舟周防山口の雲谷庵に住せし故にいふの祖と
 す。門下に雪村・秋月等の名手あり。鎌倉建長寺の書記祥啓世に啓書また妙手の名あり。狩野
 正信また周文・宗丹に學びて畫に巧なりしが、其の子元信モトノブは伎倆父を凌ぎ、和漢畫法
 の粹を融合して新一派を開く。その畫風穩健周密にして山水・花鳥共に巧に、狩野家第一

狩野派

土佐派

の名人と稱せらる。その妻の父土佐光信は大和繪を再興して土佐家中興の祖となる。これより狩野・土佐の兩派専ら行はれたり。

漆器

漆器は將軍義政之を愛玩せしによりて名工輩出し、殊に蒔繪は著しく進歩し、從來の研出トキケン平蒔繪ヒラマキエの外に高蒔繪現れて最も精巧を極め、世に東山時代物と稱して珍重せらる。されば當時明人來朝して之を傳習し、又我が漆器を傳へ和漆と稱して賞玩せりといふ。陶磁器は茶道の流行につれて益進歩し、茶人珠光・紹鷗等セウオウ己れの意匠を陶工に授けて茶器を作らしめ、義政の近侍志野宗信は尾張に志野燒を始めしが、後柏原天皇の朝伊勢の人祥瑞五郎シヨウズキ太夫明に渡りて磁器の製法を傳へ、歸朝の後窯を肥前の伊萬里イマリ松浦郡伊萬里町松浦郡伊萬里町に開きてより窯業益盛なり。又奢侈の風盛なるに従ひて刀劍附屬品の裝飾として金屬彫刻も大に進歩し、東山時代に名工後藤祐乗イウジヨウ出でその彫刻精妙高雅を極め、業を子孫に傳へて後世金工の祖と稱せらる。其の他鐔工ウヅタケに埋忠重宗・明珍ミヤウチン信家等著名なり。

學問

【學問・文學】學問・教育は鎌倉時代の頃より一般に衰へしが、元弘・建武以來戰亂打續きたれば益萎靡して振はず、その間叡山の僧玄慧が後醍醐天皇の召に應じて經義を講せし時、漢唐の古註を捨てて、宋の程朱の新説を進講し、宋學の端緒を開きし一事稍注目するに足るのみ。されど文學にはなほこの時代の特長を見るべきものあり。歴代の文學に長じ給

文學

二條良基
洞院公賢

一條兼良

一條冬良

洞院公定

今川貞世

五山文學

ひしを始とし、公卿・將軍・武人にも好學の者少からざりき。公卿には吉野朝時代に北畠親房・二條良基・洞院公賢あり。親房の事は既にいへり。良基は北朝の崇光院以下四院に歴仕して太政大臣従一位に至る。博學にして文才あり、和歌に巧に連歌に長じ、公賢は最も禮典に通じ、皇代曆・園太曆等の著あり。その著菟玖波集世に名高し。室町時代には一條兼良博學多才にして典故に通じ、公事根元・花鳥餘情・桃華藥葉・文明一統記・樵談治要等著書頗る多し。その子冬良また學才あり、新菟玖波集・世諺問答を著す。増鏡も亦その作と傳へらる。洞院公定は公賢の孫にして尊卑分脈を編し、公定の孫實熙は本朝の典故に通じて拾芥抄・名目抄等を著せり。將軍には義滿・義政・義尚等文學を好みて和歌に巧に、武人にては今川貞世文學に通じ、和歌を好み故實に明に、難太平記・今川大雙紙・九州合戰記等の著あり。上杉憲實は足利學校を再興し、金澤文庫を修理して、多くの書籍を集め、大内義隆また文學を好み、書籍を出版し大に力を致ししかば天下の學者多く集り、山口は一時學問の中心となれり。五山の僧侶には儒佛に精通し、詩文に長じたるもの少からずして、所謂五山文學を大成せり。中にも義堂・絶海・春屋・周鳳・策彦・萬里等最も著はる。されば學柄自ら僧侶の手に握られ、或は幕府の顧問となり、或は外交文書の起草を掌り、或は幕府の使節となりて明に渡航するものもありき。

和歌
新葉集

連歌
謠曲狂言

園太曆

公事根元
文明一統記
樵談治要

和歌は吉野朝廷の頃トシ頼阿ケンカウ・兼好ケンカウ・淨辨・慶運等の名手あり、和歌の四天王と稱せらる。宗良親王また斯道に達して憂國慨世の吟多く、また嘗て吉野朝の人人の和歌を集めて撰し給へる新葉集は吉野朝廷にて勅撰に准ぜらる。室町時代には飛鳥井雅世アスカイキマサヨ・三條西實隆シヤウクワウケンゲウカウシヤウ・常光院堯孝ジョウクワウケンゲウカウシヤウ・正徹テツ（東福寺の僧、初萬壽寺の書記たりしを以て世に徹書記といふ）あり、武人にて東常縁トウジョウエン・太田道灌等又和歌に長じたりき。室町時代には連歌盛に行はれ、宗祇ソウキ最も著名にして朝廷より花の本ハナノモトの號を賜はり、猪苗代兼載イナハシロケンサイ・宗長ソウチヤウ・肖柏セウハクも亦著はれたり。又室町時代特殊の文學とも稱すべき謠曲・狂言あり、御伽話も行はれたり。其の他の著書には吉野朝時代に卜部兼好の徒然草、隱士松翁の吉野拾遺キヨノシヨあり、この期には小島法師の太平記、著者不詳の梅松論あり。

〔二〕園太曆 園太記ともいふ。延慶年間より延文年間に至る記録にして、古例を知るに必要な書なり。著者公賢は中園太政大臣と稱せしを以て園太を以て書名とせしなり。
〔三〕公事根元 朝廷の公事即ち年中行事の儀式の根元沿革を畧述したるもの。
〔四〕文明一統記・樵談治要 共に將軍義尙の請に應じて著したるものにて、一統記（一卷）は八幡大菩薩に御祈念あるべき事、孝行を先とし給ふべき事、正直を貴ぶべき事、慈悲を専にし給ふべき事、學藝能をたしなみ給ふべき事、政道を御心にかけてらるべき事等につきて略記し、樵談治要（一卷）は神を敬ふべき事、佛法を尊ぶべき事、諸國の守護たる人廉直を先とすべき事、訴訟の奉行人其の仁を擇ばるべき事、近習者を擇ばるべき事、足輕といふ者長く停止せざるべき事、能くより政務を行はるべき事。

増鏡

尊卑分脈
拾芥抄

名目抄

難太平記

今川大雙紙

天下主領の人必ず勢あるべき事等を論述せり。

〔四〕増鏡 後鳥羽天皇より後醍醐天皇の隠岐より還幸に至るまで凡百五十年間の事を記せるものにて年老いたる尼が嵯峨の清涼寺にて物語れるを記せる體に書き成し、篇章を分ちて題號を掲げ、年次を逐うて事實を記せり。承久の御企、元弘の御恢復、持明院・大覺寺兩統迭立の起伏、及び西園寺家の榮華、北條氏の跋扈など忌憚なく詳記し、政權の推移を明にせり。著者は普通には一條冬良といひ、或は一條經嗣・二條良基などの説あれど共に確ならず。

〔五〕尊卑分脈 洞院公定の著。源平藤橘以下各氏の系圖にて、異本多し。

〔六〕拾芥抄 二卷。七十九部に分ち、天文・地理・歳時・律曆・官位・儀節、歴代の帝號、勅撰集の始末、歴史の總目、國史・物語の目錄、和漢詩歌の名家、其の他神鬼・釋道・服食・貨財・音樂・風俗・禁忌の類より、禽獸・蟲魚の事に至るまで、要を採り華を摘み、蒐集して遺す所なし。其の引用する和漢の典籍亦極めて多し。洞院實熙の著。

〔七〕名目抄 一卷。洞院實熙の著。恒例諸公事編付神事佛事、同臨時編、私儀編、諸公事言説編付私儀、禁中所所名編、人體編、院中編、雜物編、衣服編、喪服編等に分ちて、諸名目の訓方及び性質を示したるもの。一名を禁裡仙洞小名目といふ。

〔八〕難太平記 一卷。今川了俊の著。主として今川一家祖先以來の事歴を記し、その功罪を明にしたるもの。

〔九〕今川大雙紙 二卷。今川了俊の著。弓法次第、鷹の式體、太刀等の式體、躰、式法、陣具の式法、

足利學校

鞠の式法、歌道の事等を詳述せり。
(一〇) 足利學校 今下野國足利郡足利町にあり、往時は足利驛の東岩井村の境邊にありき。その起原に就いて、古の國學の遺跡といひ、或は小野篁の建立といひ、其の他諸説ありて一定せず。上杉憲實中興し、學額を寄附し、書籍を納め、學徒を教ふ。その子憲忠・孫憲房亦書籍を寄す。四方より來り學ぶもの多し。僧九華の學頭たりし時最も盛なりき。徳川家康校舎を修理し、聖像を安置し、活字數萬を寄す。これによりて刊行せし書籍を足利本といふ。その後學田水損に逢ひ、生徒を養ふ能はず、恰も僧庵の如くなりしが、明治元年足利藩主戸田忠行官に請ひて再興し、士民を教育せしが、廢藩置縣の際閉校せり。

吉野拾遺

(一一) 吉野拾遺 二卷。後醍醐天皇の延元元年より後村上天皇の正平十三年まで二十三年間、吉野の行宮に奉仕してありし事どもを思ひ出でて記したるものなり。著者は隱士松翁とあれど、その如何なる人なるかは詳ならず。

梅松論

(一二) 梅松論 二卷。主として足利尊氏に關する戰記なれども、廻りて鎌倉時代より筆を起し、兩統迭立に關する記事もあり、比較的正確なるものにして、史家の参考とするに足る。記述の體は大鏡・増鏡に倣ひたるものの如く、北野に參籠したる某法師の談話に作り成せり。書名は尊氏兄弟の榮を飛梅の開くにたとへ、其の子孫の後世を老松の千歳に祝ぎて名づけたるなり。著者詳ならざれども、足利氏の家臣の手に成りしものなるべし。

一向宗法華宗

【佛敎】 佛敎は鎌倉時代に起りし新宗派弘く行はれ、民間には一向宗・法華宗最も盛にし

禪宗

名僧輩出

て遂には一向一揆・法華一揆等を生ずるに至りしが、上流社會は多く禪宗に歸依せり。殊に足利氏は尊氏以來代代禪宗を尊信し、寺院の建立、僧侶の優待甚しかりき。尊氏が後醍醐天皇の御爲に嵯峨に天龍寺を建立せしことは既にいへり。義滿は京都に相國寺を建て、その落成の供養式は朝廷の御齋會に准せられ、その七重塔は高さ三百六十尺、唐の慈恩寺の塔より高きこと百六十尺と傳へらる。彼の京都五山、鎌倉五山の定められしも亦義滿の時なりとす。されば名僧も多く輩出し、天龍寺の僧疎石夢窓はその弟子妙葩普明は尊氏・義詮に尊崇せられ、空華義・中津海・靈見等は義滿に信仰せられたり。靈見嘗て北山の別莊を訪ふや、義滿大に喜び金欄の袈裟を靈見に著せ、又取つて自ら之を著、共に舟を浮べて池に遊びし時自ら靈見の脊を取りるといふ。また眞言宗にても醍醐三寶院の僧賢俊は尊氏の政治顧問となり、准后滿濟は義滿に用ひられて共に大に勢力あり。大徳寺の一休禪師は學徳共に高く上下に渴仰せられたり。後京都五山の僧侶は幕府の政治・外交に與りて陰然勢力を得るに至り、又學問・文學を以て聞ゆるもの多かりしは前にいへるが如し。

一揆

【一揆】 (一) 一揆 兵器を取りて蜂起せる徒黨をいふ。土一揆(土民の徒黨して軍を起すもの)・花一揆、平一揆・一向一揆・法華一揆・徳政一揆など甚だ多し。これ或は黨の性質により、或は黨人の種族により、或は旗幟の模様等によりて名づけたるものなり。

京都五山

(二) 京都五山 天龍寺・相國寺・建仁寺・東福寺・萬壽寺をいひ、南禪寺は五山の上に置かれたり。天龍寺は葛野郡嵯峨村にあり。尊氏僧疎石と議し、後醍醐天皇の冥福を禱る爲に延元四年(北朝の曆應二年)に創建せし所にして初は曆應寺といひしが、後改めたり。相國寺は弘和三年(北朝永徳三年)義満の建立。應仁の亂兵燹に罹り、永く荒廢せしが、後數十年を経て漸次回復せり。今上京區今出川通相國寺門前町にあり。建仁寺は下京區建仁寺町にあり。建仁二年將軍頼家の創建、僧榮西の開基にして、京都最初の禪刹なり。萬壽寺は下京區本町にあり。永長二年白河上皇の創建にして後禪宗となれり。

兩部神道

【神道】 平安朝時代に本地垂迹の説行はれ、神社に神宮寺を設くるに至りてより神佛は全く混淆し、眞言宗の金剛界・胎藏界の兩部を神道に附會して兩部神道また兩部習合ともいふなど唱へしが、後土御門天皇の朝に京都吉田神社の神官吉田兼俱カネトモといふもの從來の神道は儒佛を混ざるを以て眞の神道にあらず、我が家に傳ふる所は神代より傳承せる正しき神道なりと説き、兩部神道に對して之を唯一神道と稱へ、漸く上下の信仰を得、遂には天下の神職を己れの配下に屬せしむるに至れり。

階級の制

【風俗】 當時は階級の制厳しくして、公家に攝家・清華等の別あれば、大名にも二管領家・四職・國持衆・相伴衆又はおとなしき被管衆等の區別ありて、犯すことを得ず。

家屋

この時代は禪宗流行の影響をうけて、一般に瀟洒にして氣品あるを好み、家屋は書院造行はれて、玄関・書院・床の間等を設け、格子を設けて明障子・雨戸を用ひ、室内に畳を敷きつ

衣服

むるに至れり。衣服は初は素襖・袴を用ひしが、後には肩衣・半袴の簡單なる衣服行はれたり。遊戯は義満の頃より猿樂漸く行はれしが、義政は最も之を好みしかば愈盛になりて、所謂四座シゼの猿樂もこの時代に定まりたり。また義政以來茶湯・插花・香合等一般に行はれたり。又群飲佚遊の風行はれ、茶會・連歌會など稱し、或は賭をなし、博奕をなすものあり、又綾錦を纏ひ、金銀を鏤め、風流の服裝をなす事流行し、當時之を婆佐羅ササラ 梵語華奢の意、當時過差の字を宛用ひたり といへり。

攝家

【國職】 (一) 攝家 攝政・關白たる家柄をいふ。即ち藤原氏の一族たる近衛・九條・二條・一條・鷹司の五家これなり。故にまた五攝家ともいふ。

清華(英雄家)

(二) 清華 又英雄家ともいふ。攝家につぎたる家柄にして、官三公及び太政大臣に任じ、大將たるを得れども攝政・關白を兼ねるを得ず。傳法輪三條・菊亭・大炊御門・花山院・徳大寺・西園寺・醍醐・久我・廣幡の九家之なり。始は轉法輪三條・菊亭・大炊御門・花山院・徳大寺・西園寺・久我の七家のみにてこれを七清華といへり。然して三條・菊亭・徳大寺・西園寺は閑院家、花山院・大炊御門は花山院家の流なれば、七家を總括して閑院・花山院・久我の三流(又は三家)とし、英雄三家・清華三家など稱せしが、後に醍醐・廣幡の二家を加へて九家となれり。

國持衆

(三) 國持衆 單に國持ともいふ。室町時代・江戸時代に大名の一國以上を領有するものをいふ。初は單に尊稱なりしが、後には資格となり、一國を領有せざるものも國持と稱し、又一國を領有すれども國持

ならざるものあるに至れり。又一國を領せざるも、其の領有大にして國持に次ぎ權力あるものは室町時代には准國持、江戸時代には國持並といへり。江戸時代には加州の前田、越前の松平、薩州の島津、長州の毛利、仙臺の伊達、肥後の細川、因州の池田、佐賀の鍋島、筑前の黒田、藝州の淺野、備前の池田、秋田の佐竹、米澤の上杉、土佐の山内、雲州の松平、津の藤堂、久留米の有馬、阿波の蜂須賀を國持十八家といへり。

相伴衆

(四) 相伴衆 將軍の相手として命ぜられしものをいふ。應永中將軍義滿伊勢貞經の第に宴し、島山満家に相伴を命ぜしに始まる。爾來三管領家の未だ管領に補せざるもの、及び舊勳ある者の中材武拔群なるものを選びて相伴衆とし、將軍諸將の第に臨む時は陪侍せしめ、マトハジメ的始等の盛儀に祇候せしむ。

おとなしき被管衆

(五) おとなしき被管衆 管領家の被管衆をいふ。管領の被管は斯波氏に甲斐・織田・二宮氏、島山氏に遊佐・神保・甲斐庄氏、細川氏に香川・安富・内藤・藥師寺氏等あり、皆大族にして國政を宰領し幕政にも與り、將軍その邸に臨み、特に優禮を受けたり。

四座の猿樂

(六) 四座の猿樂 クワンゼ 觀世・金春・實生・金剛をいふ。猿樂とはもと滑稽を旨としたる雜藝の總稱なりしが、室町時代には謡曲を歌ひ舞を舞ふもの、即ち今の能樂をいへり。

試験問題

- 推談治要(文藝)
- 東山時代の支那に於ける時代(美術)
- 雪舟(美術・海軍)
- 狩野元信(高松)
- 足利時代の文學(文學)
- 南北朝時代の文學(文學)
- 南北朝時代の學問の有様及びこの時代の有名なる學者及び著作(海軍)
- 吉田(卜部)兼好(商船)
- 僧策彦(文學)
- 東常縁(文學)
- 足利時代に於ける禪僧の事蹟(文學)
- 僧疎石(文學)
- 上杉憲實(文學)
- 大内義隆(文學)

- 徒然草(文學)
- 拾芥抄(文學)
- 難太平記(文學)
- 梅松論(文學)
- 室町時代の僧侶の社會事業(文學)
- 攝家・清華(文學)
- 土一揆(文學)
- 東山時代の文化(文學)
- 能樂(文學)

第十九章 足利氏の季世

政權下に移る 將軍義尙

將軍義種

【將軍義尙】 應仁亂後幕府の威信全く地に墜ち、(一)デレクシヤウ下剋上の風益盛に、はやく管領の手にありし實權は、更に轉下して陪臣の手に歸するに至れり。將軍義尙は聰明にして文武の才あり、一條兼良に就きて爲政の要を學び、弓馬の術を講じ、幕府の威權を恢復せんと志あり。當時諸國の守護は其の國にある皇室の御料を始め奉り、公家領・武家領・寺社領を横領するもの多し。偶近江の守護六角高頼が、その國內の諸家領を押領せしを訴ふるものあり、義尙之が還附を命ぜしも高頼應ぜざりければ、義尙は之を征して幕府の威權を示し、諸國の守護を威壓せんとし、長享元年紀元二一四七年九月親征して高頼の觀音寺城蒲生郡老蘇村を抜き之を走らせ、進みて本營をマカリノサト鈎里栗太に置き、滯陣三年に亙りしが、未だ其の志を果さず、病みて陣中に薨せり。義視の子義種義初名嗣ぎて將軍となり、義尙の志を繼ぎて高頼を攻めて近江を平定せり。尋で管領畠山政長義種を奉じて畠山義豊義就の子を河内に攻む。時に細川勝元の子政元、政長の威權甚だ高きを嫉み、陰に義豊と謀を通じ、山名・京極・一色等の諸將と共に政長を攻む。政

將軍義澄

長敗れて自殺し、將軍義植は捕へられて幽せらる。政元即ち堀越公方政知の二子義澄（初名を義澄）を擁して將軍となす。これより幕政皆政元に決し、將軍は虚位を擁するのみ。義植は潛に遁れて越中に走りしが、後遂に周防に至りて大内義興に依れり。

下尅上

（一）下尅上 室町時代の通用語にして下より上を凌ぐをいふ。當時戰國の門閥政治その弊を極め、天子は將軍に制せられ、管領・守護は亦各その重臣に制せられ、陪臣その主を擁し、諸國內亂續起して、遂に群雄割據の基をなすによりてなり。

澄之と澄元

澄之の黨政元を弑す

澄元澄之を殺す

【細川氏の内訌と大内義興の入京】 政元子なくして前關白九條政基の子澄之（スミユキ）を養ひて嗣とせしが、後漸く之を疎んじ、更に一族細川成之の子澄元を養うて嗣となす。三好之長（ユキナガ）、澄元を輔佐して大に威權あり。政元の臣香西元長・藥師寺長忠等之を忌み、政元・澄元を殺して澄之を擁立せんとし、永正四年（紀元二一六七年）六月遂に政元を弑し、又澄元の邸を襲うて澄元及び之長を近江に走らし、澄之を丹波より迎へ立てしが、幾くもなく之長澄元を奉じて來攻むるに及び、元長・長忠は軍敗れて戰死し、澄之は自殺せり。是に於て澄元政を承けたれども實權なく三好之長獨權を恣にせり。澄之の黨は一族細川政春の子高國を奉じて京都を攻めんとし、大内義興また前將軍義植を奉じて京都に迫らんとせしかば、澄元はまた之長と共に近江の甲賀に走り、將軍義澄亦同國（ツツキ）朽木谷（クシキヤ）驛（イ）に走れり。

義植將軍に復す

大内義興義植を輔佐す

細川高國の專横

將軍義晴

堺港

大内義興は細川氏に内訌あり京都大に亂れしに乗じ、永正五年四月西國の諸將と共に義植を奉じて堺に上陸す。細川高國・畠山尙順（政長の子）之に應ず。六月義植入洛し奏請して將軍に復し、義興管領代となりて之を輔佐す。之長は澄元を奉じ潛に近江より遁れて阿波に歸り、八年（紀元二一七一年）七月再び兵を起して京都に迫りしが、八月船岡山の戰に敗れてまた阿波に歸れり。前將軍義澄はなほ近江に在りしが、この月遂に近江に薨ぜり。かくて義興義植を輔佐して軍國の事を統ぶること十一年、私貯を獻じて幕府の用度を補ひ、朝廷の節會を再興し、且その政公平なりしかば、京都は一時小康を得、幕府の威權稍張らんとせしが、出雲の守護（アノコ）尼子經久（トシヒサ）、義興の不在に乗じて周防を侵さんとする形勢あり、加ふるに義興も費用漸く給せず、永正十五年（紀元二一七八年）八月辭して領國に歸り高國代つて管領となる。澄元之を機とし之長と共に兵を率ゐて兵庫に至る。（十六年）高國之と攝津に戦ひ敗れて近江に奔り、澄元・之長の軍入洛せり。されど高國が六角定頼等の援を得て來攻むるに及び、澄元の軍敗れ、之長は自殺し、澄元は阿波に遁れ、幾くもなく病歿せり。これより高國威權を恣にし、義植の命を奉ぜざるこゝと多かりしかば、義植憤懣し、大永元年（紀元二一八一年）三月淡路に走り、後阿波に移り、大永三年四月遂にその地に薨ぜり。高國は前將軍義澄の子義晴（ヨシハル）を迎へて將軍となし、益權勢を恣にせり。

（二）堺港 和泉國の北端にあり。その地西は大阪灣に瀕し、東は攝・河・泉三國の平野に接し、

海陸の要衝にあたり良好の碇泊地たるを以て早くより著はれ、吉野朝時代には、吉野朝廷の根據地たる河・泉・紀の門口にして、又四國・中國より畿内に入る關門たるを以て、常に兩軍争奪の地點たりき。當時船舶輻湊し物資潤澤にして商業繁昌せしが、室町時代に至りて益繁榮し、その地の商人にして明國貿易に従事するもの多く殷富舊に倍す。當時幕府を始め大名・武士の軍資をここに借るもの多く、三好氏が勢力を得しも堺市民に負ふ所多かりしなり。戰國時代には堺は全く獨立して自治制を布き、戰亂の外に立ち、その間諸種の文藝大に發達せり。豊臣氏の頃この地の商人納屋助左衛門は呂宋と通商し、徳川氏の初遠く海外に渡航して奇利を博するもの多かりしが、鎖國制布かるるに及びて堺の商業大に衰へ、且地形の變遷によりて今は全く港灣としての價値を失ふに至れり。

三好元長京師を侵す

高國敗死す

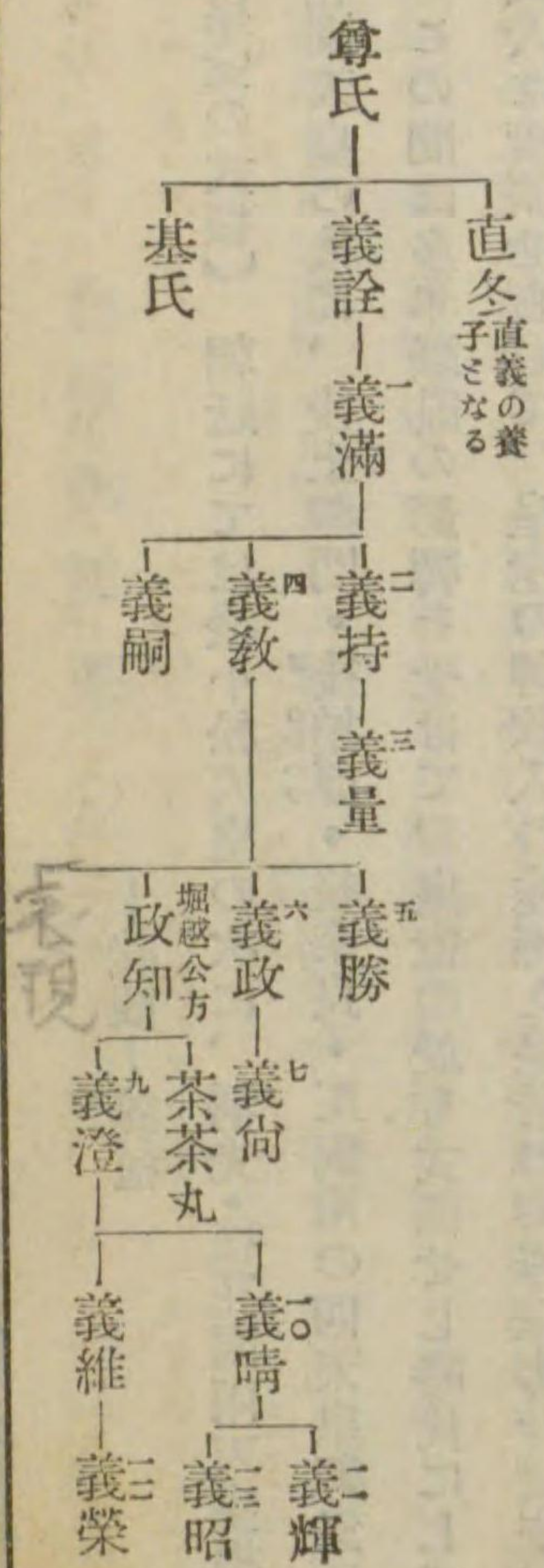
【陪臣の跋扈】 三好元長之長の孫 入道 して海雲といふ 將軍義晴の弟義維及び細川澄元の子晴元を奉じて阿波に在り、常に上國の形勢を窺ひ兵を起さんとす。會高國讒を信じてその臣香西光重を殺す。光重の兄波多野種通及び柳本賢治大に高國を恨み、使を阿波に遣して京都を伐たんことを請ふ。元長之を機とし、義維・晴元を奉じて京都を侵す。七年高國敗れ將軍義晴と共に近江に脱れ、六角・京極・朝倉諸氏の援を得て京都を恢復せんとし互に勝敗ありしが、後奈良天皇の享祿四年紀元二一九一年 六月高國遂に敗れて尼ヶ崎に自殺し、晴元代つて管領となる。その後柳本賢治は三好元長と善からず、遂に元長を讒して阿波に退け、一時權を專にせしが、その暗殺せらるるに及び、元長召還されて再び權を執れり。後天文元年紀元一五七二年 六月亦讒せられて晴元

義軍義輝

松永久秀將軍を弒す

に殺さる。元長の子範長後長 兵を擧げて晴元及び將軍義晴を逐ひしが、後和して義晴の子義輝を立てて將軍となし、自ら幕府の政を專にせり。是に於て政權全く三好氏に歸せり。 正親町天皇の永祿七年紀元一五六二年 七月範長卒するや、その臣松永久秀威を振ふ。初範長弟の子義繼を養ひて嗣となし、一族政康・康長及び岩成左通をして之を輔けしむ。世に之を三好三人衆と稱す。將軍義輝久秀の專恣を惡み密に謀る所あり、久秀三人衆と議し、永祿八年紀元一五六三年 五月義輝を二條の第に襲うて之を弒し、義維の子義榮を阿波より迎へて將軍となし、己れ專横を極めたり。是に於て政權また下りて松永氏に歸せり。義輝の弟義昭難を避けて諸國に流寓せしが、後織田信長の援を得て京都に入り、義榮の薨後將軍となれり。これを足利氏最後の將軍とす。

足利氏畧系（數字は征夷大將軍に補せられたる順序）



後土御門天皇

義視—義植

【皇室の式微】 朝廷にては後小松天皇の次に、稱光・後花園兩天皇相つぎて位に即き給ひ、後花園天皇の後に、後土御門・後柏原・後奈良・正親町の四天皇御父子相つぎて立ち給ひしが、この間は多年騒亂の影響を受けて、皇室の最も式微せし時代にして、諸國の御料は地方の武人に横領せられて、皇室の御收入の途絶え皇居の御修理も叶はず、公事・大禮等の費用は多く幕府より献上せり。然るに應仁の亂後は幕府大に衰へ、將軍すら自ら奉養すること能はず、朝廷に獻金せざりければ、恒例の御儀式も停廢し、御即位・大喪等の大禮すら容易に擧げさせ給ふこと能はず、日日の供御にも事闕き給へり。明應九年紀元二二六〇年 九月後土御門天皇崩じ給ふや、幕府御喪儀の費を獻する能はず、靈柩を黒戸に安置すること四十餘日、佐佐木高頼の獻金により、十一月に至りて漸く御喪儀を行はせ給ひ、次の後柏原天皇は御踐祚の後二十二年を経て、前内大臣三條西實隆、本願寺光兼如實に説きて錢一萬貫を獻せしめしにより、大永元年紀元二二八一年 漸く即位の大禮を行ひ給ひ、大永六年四月天皇の崩御の際には幕府纔に八萬疋を獻じて御大喪及び新帝踐祚の費用に當て奉り、後奈良天皇も御踐祚の後十年を経て、又實隆の盡力により大内義隆二十萬疋を獻じ、今川氏輝・北條氏綱・朝倉孝景等も亦各獻金するありて天文五年紀元二二二一年 始めて即位の禮を擧げ給へり。義隆は勤王の志厚く嘗て

後奈良天皇

後柏原天皇

皇室式微の極

日華門の倒れし際にも之が修理の資を献上せり。後奈良天皇の御代は朝廷式微の極に達せし時にして、宮は破れ御垣は壞るるに任せて修理せられず、遠く三條橋上より内侍所の燈火を拜するを得、紫宸殿前には市人茶店を開きて客を待ち、市中の兒童は御所の縁に遊び戯るる程にて、天皇は長くも宸筆の色紙・短冊を賜ひ、その謝禮を納めて平素の御用度を補ひ給へりといふ。後奈良天皇は弘治三年紀元二二一七年 九月崩じ給ひ、正親町天皇踐祚し給ひしが、毛利元就の獻金によりて永祿三年紀元二二二〇年 正月即位の大禮を行はせ給へり。伊勢慶光院ニケイクラウケンの尼僧清順セイジュンが資を諸國に募りて伊勢外宮を造營せしはこの御代の事なり。朝廷すらかくの如くなれば、公卿の窮乏はいふまでもなく、或は關白料とて京中を袋を携へて米を請ひ、或は裝束なく裸體に蚊帳を纏うて他に應接し、或は縁を求めて諸國に流寓せり。この式微の際にありても皇室の尊嚴は依然として變ぜず、國民を愛撫し給ふ仁慈は終始渝はらせられず、天文九年紀元二二二〇年 饑饉につぎて疫病流行し、人民多く死亡するや、後奈良天皇は長くも「朕が不徳の致す所なり」と歎かせられ、宸筆にて經文を書寫し給ひ、また僧を召して祈禱を禁中に行はせ給へり。されば國民もなほ勤王の思想全く消失するに至らず、朝官・朝爵を拜するを以て無上の光榮となせり。

正親町天皇

公卿の窮乏

皇室の尊嚴

勤王の思想消失せず

皇室御畧系 (一三)

後伏見天皇

光嚴院

崇光院 | 榮仁親王 | 貞成親王 | 後花園天皇 | 後土御門天皇

後柏原天皇 | 後奈良天皇 | 正親町天皇

後光嚴院 | 後圓融院 | 後小松天皇 | 稱光天皇

光明院

踐祚と即位

〔一〕踐祚と即位 踐祚とは天皇の大統を受け継ぎ給ふことをいひ、即位とは天皇踐祚の後、高御座に即きて天日嗣を申し召したる事を百司・萬民に告げ給ふをいひ、其儀式を即位式と稱す。古は即位即ち踐祚にして、その別なかりしが、桓武天皇天應元年四月三日踐祚し給ひ、同十五日に即位式を行はれしより、始めて兩者相異なる端を開き、後世に至りては踐祚の後、歳月を隔てて即位の式を行はるること常例となれり。

慶光院清順の外宮造營

〔二〕慶光院清順の外宮造營 伊勢の内宮・外宮は中古以來二十年目毎に神殿を造營する制なりしに、この期に至り、朝廷・幕府共に財政困難に陥りたれば、内宮は後花園天皇の寛正三年（紀元二二二二年）に外宮は同永享六年（紀元二〇九四年）に遷宮ありたるままにて社殿朽壞すれども修造する能はずして百餘年を経たり。慶光院の初代守悦といふ尼僧之を慨き、諸國に勸進して資を募り、まづ宇治の大橋を架せり。三代清順四方に勸進して内外宮の造營を果さんとし、之を内宮の長官に謀りしに、僧侶が公然神宮の事に關係するは古來の禁制なれば、長官躊躇して決せず。清順乃ち外宮を先にして、内宮に及ばんとし、外宮の長官と謀り、朝廷・幕府に申請してその許可を得、諸國に勸進して資を募

り、正親町天皇の永祿六年（紀元二二二三年）九月を以て外宮の正遷宮を行ふを得たり。永享の遷宮以來實に百三十年なり。かくて清順は進みて内宮の造營に力を盡さんとせしが果さずして死し、その弟子周養（慶光院四代）志をつぎ、元龜三年（紀元二二三二年）二月正親町天皇の綸旨を得て四方に勸財し、天正三年（紀元二二三五年）三月を以て内宮の假殿遷宮を行ひたり。

- 〔試験問題〕 ○足利義尙（文徳） ○細川澄元（文本） ○大内義興（文本・山商） ○細川高國（文本・東師）
- 戦國時代勤王の事蹟（廣師） ○三條西實隆（文本） ○踐祚即位（文本） ○下剋上（文本）

第二〇章 群雄割據（上）

群雄割據の時代

【戰國時代】 足利氏既に衰へて幕府の威令行はれず、天下は潰裂して殆ど統一する所なく、群雄各地に割據して攻伐を事とし、強は弱を食み、大は小を併せ、紛亂一日も止む時なく、人民塗炭に苦めり。世にこの時代を稱して群雄割據の時代又は戰國時代といふ。

古河公方衰ふ

【關東の形勢】 關東にては堀越・古河の兩公方對立し、山内・扇谷の兩上杉氏相争ひしが

北條早雲の勃興

明應二年（紀元二五三年） 扇谷定正戰死してより兩上杉氏振はず、明應六年成氏率して古河公方亦衰へたり。この時に當り伊勢長氏といふもの、今川氏の客將より起り、風雲に乗じて遂に關東諸國を席捲せり。長氏は伊勢の人、その妹駿河の今川義忠の妾たりしを以て、今川氏に客たり。義忠戰死し嗣子氏親幼なるに乗じ、老臣權を争ひ國亂れしを、長氏氏親を輔け之を鎮定して

早雲小田原に據る

里見北條兩氏の衝突

小弓御所

鴻臺の戦

漸く勢あり。後土御門天皇の延徳三年紀元二一五年四月堀越公方政知その長子茶茶丸に弑せられて伊豆大に亂る。長氏之に乗じ、兵を率ゐて伊豆に入り、茶茶丸を堀越御所に襲うて之を殺し、伊豆を取りてニラヤ葦山田方郡に據り、髪を削りて早雲と號し、北條氏を稱す。世に後北條氏と稱す明應四年紀元二一五年二月早雲相模に入り、小田原城を取りて本據となす。尋で三浦氏を滅して、伊豆・相模の大半を併せ、房・總の里見氏と並びて關東の兩強族となれり。里見氏は家基結城合戦に結城氏朝を援けて戦死し、その子義實安房に遁れ、その豪族を従へて之を一統し上總を併せ、子孫その業を繼ぎて下總を併せ、關東の強族たりしが、北條氏勃興するに及び、遂に里見・北條の衝突を見るに至れり。

北條早雲は永正十六年紀元二一九九年に歿せしが、子氏綱・孫氏康共に雄畧ありてよく父祖の業をつげり。古河公方は成氏卒して後、子政氏・孫高基相ついで立ちしも微弱にして振はず。高基の弟義明兄と惡しく下總の小弓千葉郡蘇我村大字生實に據りて兄と争ふ。之を小弓御所といふ。義明勇猛にして度量あり。諸將の來り附くもの多く、大に勢あり。里見實堯義實の孫亦之を援け、大永六年紀元二一八六年義明を奉じ海を渡りて相模を犯ししが却つて氏綱の爲に破られたり。尋で高基は子晴氏の爲に氏綱の女を娶りて北條氏と結べり。是に於て後奈良天皇の天文七年紀元二一九八年十月氏綱高基を助けて、義明及び里見實堯實堯と下總の鴻臺に戦ひて大に之を破り、義明を殺し、義堯を走らす。これより下總の諸城多く北條氏に歸せり。

川越の戦

扇谷上杉氏滅ぶ
古河公方滅ぶ

奥羽地方

かくの如く北條氏の勢愈盛なりしかば、兩上杉氏は一族相争ふの不利なるを悟りて聯合し、駿河の今川氏と謀を通じ、更に古河公方晴氏を誘ひ、兵を合せて北條氏の屬城川越城武藏國入間郡川越町を攻む。北條氏康は今川氏をして上杉氏に應ずることなからしめ、天文十五年紀元二二〇六年四月親ら兵を率ゐて川越城を救ひ、大に上杉氏の軍を破り、晴氏及び山内憲政を走らし、扇谷朝定を斬る。扇谷上杉氏ここに滅びぬ。同二十年紀元二二一年十二月氏康は山内憲政を上野の平井城に攻めて之を越後に走らし、ついで古河公方を滅したり。是に於て關東の大半北條氏に屬し、加ふるに北條氏は早雲・氏綱・氏康等大に心を民政に注ぎ、租税を寛にし産業を保護して士民を愛撫せしかば、小田原の城下は日に繁榮し、鎌倉に代りて關東の中心となれり。

【奥羽の形勢】奥羽地方には大崎・葦名・最上・伊達・秋田・南部の諸氏ありて互に雄を争ひしが、大崎氏は勢漸く振はず、葦名氏は盛重に至りて伊達政宗に滅されたり。伊達氏は吉野朝の頃に行朝あり、北畠顯家及び親房に従ひて勤王の功あり、戰國時代には晴宗・輝宗相繼ぎしが、輝宗の子政宗雄畧あり、四鄰を征して東北に雄視せり、最上氏は伊達政宗と同時に義光あり、武畧に富み鄰國を征して威名ありき。四〇六頁参照

【甲越地方の形勢】越後の長尾氏は代代上杉氏に仕へしが、爲景に至り、その主上杉房能

上杉謙信

を殺して自立し（永正四年）越後を領す。その子景虎驍勇にして兵法に長じ、威を四鄰に振へり。山内憲政の北條氏康に破らるるや、越後に走りて景虎に頼り、上杉の氏と關東管領職とを景虎に譲りて復讐を託す。景虎之より上杉氏を稱し、尋で雍髮して謙信と號し、後上洛して將軍義輝に謁し、その偏諱を賜はりて名を輝虎と改む。これより謙信屢兵を關東に出して北條氏康と戦ひ、又西方越中・能登を平げて上洛せんとす。

武田信玄・信濃を併す

甲斐には武田・逸見二氏相對抗せしが、後逸見氏漸く衰へて、武田信虎國內を一統せり。信虎の子晴信（雍髮して信玄と號す）沈毅にして智畧に富み、信濃に入りて諏訪氏を滅し、木曾氏を降し、村上・小笠原諸氏の地を取れり。かくて晴信全く信濃を併呑し、上杉謙信と境を接するに至りたれば、兩雄の衝突を見るは自然の數なり。加ふるに天文二十二年（紀元三二一三年）村上義清越後に走りて保護を謙信に求め、且川中島（更科郡）の地の恢復を託せしかば、謙信乃ち兵を信濃に出し、屢信玄と川中島に戦ひ、兵結んで解けず、勝敗久しく決せざりき。

川中島の戦

【川中島の戦】 弘治元年（紀元二二一五年）七月上杉謙信村上義清と共に善光寺に陣し、武田信玄は川中島の地に陣して激戦す、十月に及ぶも勝敗決せず。これ川中島の第一戦なり。永祿四年（紀元二二二一年）十月謙信・信玄また大に川中島に戦ふ、信玄の軍大に破れ、弟信繁戦死し、信玄殆ど危し。これ川中島の第二戦にして又最後の戦なり。この戦、謙信が義清の請に應じて兵を起したるを以て、殿島の戦、山崎の戦、小牧の戦と併せて世に戦國時代の四大義戦と稱す。

今川義元

【東海地方の形勢】 東海地方には駿河に今川氏あり、尾張に織田氏あり、三河には吉良氏衰へて松平氏起れり。今川氏は足利氏の一族として勢力あり。氏親の時駿河・遠江を領し、其の子義元に至りて勢愈振へり。義元は武田信虎の女を娶りて武田氏と連合し、兵を合せて屢北條氏綱・氏康と争ひしが、天文二十三年（紀元二二二四年）大原雪齋（駿河臨濟寺の僧）の斡旋によりて今川・武田・北條の三家和睦し、晴信の女を氏康の子氏政に嫁し、氏政の女を義元の子氏眞（ウチザネ）に嫁せり。義元は又松平氏の内訌を利用してその勢力を三河に伸ばし、一方また尾張の織田信秀と争へり。かくて義元は進んで尾張を取らんとし、永祿三年（紀元三二二〇年）五月駿・遠・三三國の大軍を率ゐて尾張を侵し（尾張國知多郡）桶狭間に陣せしが、織田信長（信秀の子）に襲はれて戦死せり。氏眞暗愚にして勢次第に衰へ、遂に武田信玄の爲に滅されたり。

桶狭間の戦

【桶狭間の戦】 永祿三年五月、今川義元京都に上らんとし、大舉して尾張に入り、十八日（ウツカケ）（愛知郡）に著し、松平元康（徳川家康）・朝比奈泰能をして丸根・鷺津（共に知多郡）を攻めしむ。時に信長（キヨナガ）清洲（西春日井郡）にあり、敵到ると聞くも驚かず、この日夜半過ぎて急に進軍を令す。十九日鷺津・丸根陥落す。信長はこの日未明清洲を發し、途熱田神宮に詣でて戦捷を祈り、行くゆく諸城砦の兵を合せ、丹下（タシゲ）（愛知郡）を経て善照寺砦（愛知郡）の東に至りし時兵三千を得たり。義元は鷺津・丸根の捷報を得て桶狭間の北方田樂狭間（デンガクヘザマ）（愛知郡）今屋形狭間と稱す）に陣し、必ず信長の首を獲んことを

期し、宴を張りて酣飲し、大に警備を懈る。偶暴風雨あり、信長之に乗じ、吶喊して直に敵營を衝く。義元の部下周章狼狽して敢て戦ふものなし。信長の臣服部忠次槍を揮つて義元に迫りしに、義元刀を抜きてその膝を斬る。毛利高義進んで義元を刺し、その首を獲、大呼して衆に示す。是に於て今川氏の軍全く潰走せり。

○堀越公方の顛末(文本) ○北條早雲(海軍・東女師) ○後北條氏の關東經略を記せ(文)
○古河御所の起原及沿革(文藝) ○小弓御所の所在及歴史上の事蹟(文本) ○長尾爲景(文藝)

第二章 群雄割據 (下)

美濃の齋藤氏
近江の淺井氏

【近畿地方の形勢】 近畿地方にては美濃の土岐氏衰へて齋藤氏新に興れり。土岐氏は世世美濃の守護たりしが、政房の時山城の商人西村勘九郎といふものを愛して之を重用せしが、政房の子政頼嗣ぐに及び、勘九郎は政頼の弟頼藝に勧め、政頼を逐うて自立せしめ自ら國政を擅にせしが、遂に頼藝を逐うてその國を奪ひ、姓名を改めて齋藤秀龍後稱して道三云ふと稱す。頼藝尾張に走りて織田信秀に頼る。信秀之を助けて屢秀龍と戦へり。後秀龍の女を信秀の子信長に妻して和睦し頼藝を美濃に納れしも、幾くもなくして再び之を逐ひ、威を美濃に振へり。近江には江南に六角氏あり、江北に京極氏あり、六角氏は勢大に振ひしも、京極氏は衰へて遂にその臣淺井亮政に滅され、亮政江北を領し、越前の朝倉氏の援を得て六角氏と争へり。

越前の朝食氏

その他紀伊に畠山義英義誠の子あり、河内に畠山尚順政長の子ありて互に相争ひ、伊勢には北畠氏國司として南部を領し、北部には關・長野の二氏あり、大和には筒井氏あり、越前には管領斯波氏の家臣朝倉氏興りて勢甚だ振へり。

一向宗の勢力

これより先一向宗大に民間に行はれしが、將軍義政の頃本願寺ケンシユに兼壽如蓮出で、辯才ありて説教に長じ、巧に人を導きければ、門徒愈増加せり。延暦寺の僧徒之を惡みて本願寺を攻め、火を放つて堂宇を焼き兼壽を逐へり。兼壽乃ち越前に赴き朝倉敏景に請うて同國吉崎ヨシザキに道場三年を設け文明布教に従事せしが、忽にして信徒雲集し争うて資財を寄附したれば兼壽は巨萬の富を擁するに至り、遂には兵を蓄へ兵力を用ひて布教するに至れり。かく兼壽の勢力北國に

本願寺派と専修寺派

盛なると共に、この以前より北陸に勢力ありし専修寺派センシュと衝突し、特に加賀に於ては守護富樫氏カシの内訌と關聯して互に干戈を交ふるに至れり。當時富樫氏は二家に分れ、政親泰高の二人各半國を領して相争ひしが、泰高は兼壽を尊信して本願寺派を保護し、政親は専修寺派を保護せしかば、富樫氏の内訌は本願寺派・専修寺派の争と結びつきて一層の紛亂を來し、政親は多く本願寺派の寺院を焼きしが、本願寺派は泰高を擁して政親を攻滅し悉く専修寺派の寺院を焼却し、更に能登・越中を畧し大に勢を振へり。之を一向一揆といふ。政親滅びて後、泰高守護代と稱せしも唯虚名を擁するのみにして國務の實權は本願寺にありき。この後一向

富樫氏の内訌

一向一揆

一揆は越前をも侵したれど朝倉貞景に敗られて目的を達せざりき。

一向一揆は唯北國のみならず近畿地方にも亦勢力あり、享祿年間細川晴元の三好元長と争ふや援を本願寺光教證如光兼の孫に請ふ。光教乃ち一揆を起して晴元を助けて元長を攻殺し、更にその黨筒井順興を伐たんとして奈良に入り興福寺を焼けり。後晴元は一向一揆と争を生じ、日蓮宗徒を説きて一向一揆に當らしめしより、又法華一揆を生ずるに至れり。天文元年紀元一九〇一年八月晴元の軍法華一揆と共に山科の本願寺文明十二年兼壽の建立したるものを攻むるや、豫て一向宗徒の勢力を悪める叡山の衆徒も亦之を援け火を放つて本願寺を焼けり。されど一向一揆の勢力は毫も衰へず、益猖獗を極めたり。

【**專修寺派**】(一)專修寺派 後堀河天皇の嘉祿元年(紀元一八八五年)親鸞靈夢に感じて、下野國芳智郡大内莊高田に一寺を建立して專修寺といひ、後一流の法門を弟子眞佛に附屬してこの寺を繼がしむ。爾來連綿として法統を傳へしが、第十世眞惠に至り、寛正六年(紀元二二二五年)寺を伊勢國河藝郡一身田に移し、今もこの地に現存して眞宗專修寺派の本山たり。眞惠は本願寺兼壽と時を同じくし、亦非凡の傑物なりければ、東西對抗して軋轢争亂を生ずるに至れり。

【**中國地方の形勢**】 中國地方にては、山名氏但馬・因幡・伯耆を領し、赤松氏播磨・美作・備前を領せしが、赤松氏衰へて一族浦上氏代り、尋でその部下なる宇喜多氏漸く勢力を得て備前を領せり。出雲には京極氏の一族尼子氏あり、世世出雲の守護代たりしが、經久に至りて

山陽の大内氏

山口の繁華

陶晴賢の叛

毛利氏の勃興

嚴島の戦

出雲を領し、山名氏の衰へしに乗じて因幡・伯耆を併せて山陰の強國となり、山陽の大内氏と地を争へり。大内氏は義興の時周防・長門・石見・安藝・筑前・豊前の六國を領し、屢兵を出して尼子氏及び豊後の大友氏と争へり。義興は石見の銀山を興し、明と交通して貿易の利を占め、頗る富強を極めしかば公卿の難を避けて山口に來り頼るもの多く、京都の文化は山口に移されたるが如き觀あり。子義隆に至りてその勢力肥前にも及びたり。然れども義隆漸く華奢に流れ、文藝を重んじて武道を輕んじ、佞臣相良武任サカラタケシヅを用ひて老臣陶晴賢スエヘルカサを疎んぜしかば晴賢之を怨み、天文二十年紀元二二二一年九月遂に兵を擧げて義隆を襲ふ。義隆遁れて長門に走り深川の大寧寺に入りしが、復晴賢の圍む所となりて自殺せり。かくて晴賢は豊後の大友義鎮ヨシタカの弟義長を迎へて大内氏を嗣がしめ、自ら實權をとれり。時に安藝吉田に毛利元就あり、大内氏に屬し屢尼子氏と戦ひて勇名あり、是に於て兵を擧げ、弘治元年紀元二二二一年十月晴賢を嚴島イソノシマに攻めて之を滅し、尋で山口を降して大内義長及び晴賢の子長房を殺ししかば、大内氏の所領は悉く毛利氏に歸せり。その後毛利氏は屢尼子氏を攻め、永祿九年紀元二二二六年遂に尼子氏を滅したれば、その領地は山陰・山陽・西海に跨り、十餘國に及べり。

【**嚴島の戦**】(二)嚴島の戦 弘治元年毛利元就、陶晴賢を伐たんとするや、晴賢を嚴島に誘はんとし流言を放つて曰く、『元就、晴賢の來りて嚴島に陣せんことを恐る』と。晴賢之を信じ、大軍を率ゐて嚴島に陣す。

元就大に喜び、一夜風雨に乘じ、子隆元・元春等と共に舟師を率ゐてその不意を襲ふ。晴賢大に敗れ、走りて海濱に至り、船を索むれども得ず、遂に自殺せり。世に義戦の一に數ふ。

【四國の形勢】 四國には阿波・讃岐・淡路の細川氏衰へて三好氏その他の諸族分立し、伊豫の河野氏亦衰へて纔に餘喘を保ち、土佐には一條兼良の子教房應仁の亂を避けてこの地に流寓し、諸族に奉ぜられて子孫その國司となりしが、天文中その臣長會我部國親勇畧ありて漸く勢を得、その子元親勇畧父に超え、一條兼定を逐ひて土佐を取り、進んで阿波・讃岐を畧し、伊豫を侵して四國の大部分を併呑せり。三九九 頁参照

【九州の形勢】 九州にては肥後の菊池氏、筑前の少貳氏共に衰へて、豊後の大友氏、肥前の龍造寺氏、大隅・薩摩の島津氏勢あり。大友氏は享祿・天文の際に義鑑ありて勢あり屢大内氏と争ひ、その子義鎮入道して宗麟と云ふに至りて武威益振ひ、筑前・筑後・豊前・豊後・肥後を併せ、また葡萄牙人と貿易して國の富強を致し、屢毛利氏と争ひ、龍造寺氏と戦へり。龍造寺隆信武畧に富み、少貳冬尙を攻滅して勢を肥前に振ひ、次第に筑後・肥後に及ぼして九州の新勢力たりしが、天正十二年紀元二二四四年島津家久と戦ひて戦死するに及び龍造寺氏忽ち衰へたり。島津氏は貴久ツカヒサに至りて勢あり、薩・隅の諸豪を服して、大友・龍造寺二氏と鼎立せしが、その子義久伊東氏を破りて日向を併せ、殆ど九州の南半を領するに至れり。

土佐の長曾我部氏
豊後の大友氏
肥前の龍造寺氏
薩摩の島津氏

○僧兼壽(文藝) ○戦國時代に於ける一向宗(文藝) ○尼子經久(文木) ○大内氏盛時の領域(文木) ○大内義隆(文藝)

第二章 室町時代の對外關係

○【倭寇】 文永・弘安の際に於ける元兵の入寇は大に我が國民の敵愾心を盛ならしめ、弘安の役に元軍を殲滅したる結果は大に國民の意氣を發揚せしめ、我が商人の貨物を齎らして支那に渡航するもの漸く多かりしが、その船中には往往甲仗を貯へて不虞の變に具へたり。元にてはその異圖あるを疑ひて之を撃攘せんとし、我が商船之に應じて彼の地を焚掠する等のことあり、商賈は變じて半商半寇の姿となり、元及び高麗の沿岸を侵ししが、吉野朝廷の頃國內の騷亂に従ひて志を得ざるもの、若しくは無頼の徒の來り加はるもの多く、その侵畧益甚しく支那人は之を倭寇と稱して恐れたり。

元滅びて明起るに及びて、太祖は倭寇の難を憂へ、正平二十四年紀元二二九年以來屢使を遣し書を征西府に送りて倭寇の禁遏を請ひ、懷良親王も亦僧祖來を明に遣し給へることあり。されど太祖が大統曆を送つて明の正朔を奉ぜしめんとするに及び、親王はその無禮を怒りて之を斥け給へり。されば太祖は倭寇禁遏の目的を達すること能はず、山東・江南・浙東・浙西等の沿海に五十九城を築き、海防を嚴にして倭寇に備へたり。足利義滿明と交通するに及び、明の

倭寇の起原

明倭寇に苦しむ

請によりて屢海賊を禁じたれば、倭寇の勢一時衰へしが、應仁の亂後また熾となり、八幡大菩薩と書ける旗幟を立てて海上を横行せしかば、支那・朝鮮にては之を八幡船と稱して震恐せり。我が義輝將軍の時即ち明の世宗の嘉靖年間は倭寇の最も猖獗を極めたる時なりとす。後には明の奸民多く之に加はり、手引となりて明の沿岸を劫掠せり。その被害の最も甚しきは山東・浙江・廣東・福建の諸省にして、郡邑荒蕪し數十里の間全く煙を絶つに至れる地もありきといふ。明朝が南倭・北虜北方蒙古の患をいふと稱して恐れたるも故なきにあらず。然れども我が國民の冒險進取の精神は之が爲に振興し、ひとり支那・朝鮮に止まらず、遠く南洋地方に航して武勇を海外に輝かすものあるに至れり。

【明との交通】 元寇以來我が國と支那との交通は中絶せしが、なほ僧侶・商人などの私に往來するもの絶えざりき。後村上天皇の朝、足利尊氏の天龍寺を建つるや、當時戰亂の際にて財政豊ならざりしかば、僧疎石の議に従ひ、元と貿易を開きその利益を以てその費用を補はんとし、興國三年紀元二〇〇二年始めて船を元に遣してより、爾後毎年船二隻を遣して貿易せしめ、歸朝の後五千貫を寺家に納めしむることとせり。世に之を天龍寺船といふ。義滿の時に至り九州の豪商コレヅ肥富某明より歸朝し、義滿に謁して明國通商の利益大なるを説く。義滿乃ち明と交通し貿易の利を收めて財政の窮乏を救はんとし、應永八年紀元一三三〇年肥富及び僧祖阿を

天龍寺船

明との交通開

義滿の失態

正副使として明に遣し信書・方物を贈れり。明主惠帝大に喜び、翌年使を遣して來聘せしむ。これより彼我の交通開けたり。この時明の國書には「茲爾日本國王源道義心存王室懷愛君之誠」といひ、「班コヒツ示大統曆コヒツ俾奉正朔」といふなど尊大無禮を極めしに、義滿は甘んじて之を請け、我よりの國書に「日本國王源道義」といひ、明の正朔を奉ぜしは名分を誤り國體を辱めたる無上の失態といふべし。應永十一年紀元二〇〇四年には明主成祖永樂使を遣して勘合符コヒツ一百通を送つて通商の信となさしめたり。かくて義滿一代の間彼我使節の往來頻繁にして交際甚だ密なりき。蓋我は彼の歡心を求めて貿易の利を收めんとし、彼は我の歡心を得て倭寇の害を免れんとしたればなり。

義滿は明に對して恭敬を盡し嚴に海賊を禁じたれば、明は大に喜び、義滿の薨するや、使を遣して之を弔し、且恭獻の諡を贈れり。義持は父の失態を慙ぢて之を辭し且神託に託して交通を絶ちしが、義教に至りまた國交を恢復せんとする意あり、偶明琉球を介して我が使聘を促ししを機とし、永享四年紀元二〇〇九年僧道淵等を遣し良馬・鎧甲等を贈れり。翌年明使來りて海賊禁遏の事を請ふ、爾來兩國の交通絶えず、貿易永く行はれしが、我が日本國王といひ臣と稱し、明の正朔を奉ぜしは一に義滿の時に同じ。義政の如きは屢明に使を遣し、財政の窮乏を訴へて銅錢を得んことを哀願して、國體を辱むること頗る大なりき。而して貿易船は

義持明との交通を絶つ

義教交通を復す

大内氏勘合符を管す

勘合符

唯幕府のみならず、諸侯・諸大寺、兵庫・堺の商人等も亦これを發せしが、これ等は皆幕府に請ひ勘合符を受けて渡航せり。これ勘合符なき船は、明は海賊船として之を處理する約なればなり。後幕府は大内氏をして勘合符を掌らしめしかば、大内氏は明との通商貿易の權を握り富強を極むるに至れり。

【(一) 勘合符】 貿易船と海賊とを區別せんがために明より交附せる割符なり。即ち勘合印を押捺したる紙を二つに切り、一半は明に留めて原簿とし、他の一半を日本に交附す。日本の貿易船は幕府に請ひて之を受け明に渡航して、之をその官吏に示せば、官吏は原簿に照してその偽なきを認めて後貿易を許すなり。勿論明は日本のみならず、他の諸國にも勘合符を交付せしなり。

高麗

朝鮮の建國

【高麗・朝鮮・琉球】 高麗は弘安の役に元軍に加はりてより財政大に紊れ、加ふるに元は常にその國王の廢立に干渉せしかば内訌常に絶えず、遂に國勢を恢復する能はず。恭愍王キョウミンの時に至りては權臣政を擅にし、倭寇また之に乗じて侵畧益甚しく、國王之を防がんとして力及ばず、辛禰王の時にはその鋒を避けんが爲に遷都を議し、又屢使を我が國に遣して海賊を禁ぜんことを請ひたれども、目的を達すること能はざりき。時に李成桂といふもの雄畧あり、王命を受けて倭寇防禦の任に當り、屢之を撃退して衆望を得、勢威漸く盛なり。恭讓王キョウリョウの時に至り、宰相鄭夢周、李成桂の威權強くして遂に王家に禍すべきを見、密に之を除かんとす。成桂乃ちその黨をして夢周を殺さしめ、尋で恭讓王を廢して自立し、國號を朝鮮とす。

明の封冊を受く。これを朝鮮の太祖といひ、今の李王家の祖とす。時に後龜山天皇の元中九年紀元二〇〇五年なり。

朝鮮との交通開く

太祖即位の年使を我が國に遣し、修交を求め且海賊を禁せんことを請ひしが、應永五年紀元二〇五八年 太祖また使を遣し大内義弘によりて國書・方物を獻じ、修交を求む。義滿乃ちその請を許し、返書を與へ、また九州の諸將に命じて海賊を禁ぜしむ。これより朝鮮との交通開き使節の往來絶えず、倭寇も亦稍衰へたれどもなほ全く絶滅するに至らず、朝鮮にては對馬を以て倭寇の根據地となし、之を覆さんとして應永二十六年紀元二〇七九年 六月兵船二百餘艘を以て對馬に入寇せしも、守護宗貞茂ソウケンサカシゲの爲に撃退せられたり。後花園天皇の嘉吉二年紀元二一〇三年 朝鮮

癸亥條約

始めて勘合符を對馬の宗貞盛に贈りて通商條約を結び、釜山浦フジノ・東鹽浦トシノ・善濟浦ゼンサイの三浦を開き、本邦人のここに移住して貿易するを許し、貿易船は皆宗氏の勘合符を携ふべきを約したり。之を癸亥條約といふ。この時貞盛はまた毎年船五十隻を送り、米・豆二萬石を得べきを約せり。これより宗氏は世世朝鮮使節の接待及び朝鮮貿易の事を管するに至れり。

琉球

琉球は古くより天孫氏その王たり。傳説によれば六條天皇の朝、源爲朝南島諸島を征服して琉球に至り、大里按司の妹を娶つて舜天丸を生む。舜天丸天孫氏の逆臣を誅し、琉球を一統して王位に即き、子孫世襲せしが、後また天孫氏之に代り、その後中山・山南・山北に分る。

琉球明の封冊を受く

島津氏琉球を管す

マルコポロの東洋見聞録

新航路の探検

鎌倉時代に島津忠久薩摩・大隅・日向三州の守護及び十二島琉球及び南島諸島の地頭に補せられたれども、島津氏の勢力はなほ琉球に及ばざりしもの如く、何等の事蹟を傳へず。その後中山王琉球を一統せしが、わが文中元年紀元二〇三二年明の封冊を受けたり。應永二十二年紀元二〇七五年・永享十一年紀元二〇九九年琉球室町幕府に入貢す。嘉吉元年將軍義教島津忠國に琉球を賜ひ、文明三年將軍義政は他國船の琉球に往來するを禁じ、且島津立久に命じ、琉球を諭して來聘せしむ。この後琉球は島津氏の管する所となり、季節を定めて島津氏に入貢せしが、明への朝貢は依然として變らず、我が國と明とに兩屬の形なりき。

【歐羅巴人の來航】、文永・弘安の頃、伊太利の人マルコ・ポロといふもの支那に來り元の世祖に仕へしが、歸國の後東洋見聞録を著し、書中我が國の事を記して支那の東方に金銀珠玉を以て充たされたるジパングといふ國ありといへり。蓋ジパングは日本の支那音の轉訛なるべし。これを我が國の歐洲に紹介せられたる始とす。その後歐洲に新地發見熱盛なるに及び、この記事は大に歐洲人の好奇心を刺戟し、東洋に赴かんことを希望するもの多かりしが、土耳其帝國新に興りて從來の東洋航路を遮斷したれば、歐洲人は頻に新航路の發見に努め、特に葡萄牙・西班牙の二國は最も航海探検を獎勵せしが、伊太利の人コロンブスは西班牙王の補助を得て西方を廻りて東洋ジパングに達せんとし、後土門天皇の明應元年紀元二二〇二年

新大陸の發見

新航路の發見

葡萄牙人の東洋貿易

葡萄牙人我が國に來る

遂に亞米利加大陸を發見し、葡萄牙人バスコ・ダ・ガマは明應七年西曆二一九八年亞弗利加の南端喜望峯を廻航して印度に達する新航路を發見せり。これより葡萄牙人は専ら力を東洋の貿易に盡し、後柏原天皇の永正七年西曆二二七〇年には印度西海岸のゴアを取りて根據地となし、翌年は進んで馬來半島のマラツカを畧取し、同十三年には支那の廣東に達し、後奈良天皇の天文六年西曆二二九七年には阿媽港今澳門を永代租借地とし盛に商業に従事せり。天文十二年紀元二二四三年・西曆一五四三年葡萄牙の商船一隻、印度より支那へ渡航の途次颶風にあひて大隅の種子島シマに漂著す。これ歐羅巴人の我が國に來りし始なり。この時島主種子島時堯トキタカ彼より鐵砲二挺を購ひ、家臣をしてその操縦法及び製藥の法を學ばしむ。國人その精銳に驚き、忽ち國內に傳播し、戰術・築城法等を一變せしむるに至れり。この後葡萄牙の商船は薩摩・豊後及び肥前の平戸ヒラド・北松ノキマツに來りて貿易に従事せり。葡萄牙人につぎて我が國に來れるは西班牙人なり。西班牙人は墨西哥を植民地とし、尋で後柏原天皇の永正十六年西曆一五一九年マゼランは南亞米利加の南端を廻り、所謂マゼラン海峡を發見して太平洋に出で、比律賓群島に植民し、呂宋ルソンのマニラを根據地とせしが、正親町天皇の天正十二年西曆一五八四年その商船平戸に來りて貿易を開始したり。當時邦人は是等の外國人を總稱して南蠻人ナンバンジンといひ、その船を南蠻船といへり。かくて平戸は外國貿易の中心たりしが、後長崎の開かるるに及び、平戸の繁榮は漸次長崎に移るに至

長崎

れり。

【(一)長崎】肥前國西彼杵郡ニシノキにありて、大村氏の家老長崎氏の領地なり。正親町天皇の元龜元年(紀元二二三〇年)葡萄牙の商船、西浦福田に漂著し、長崎の良港たるを知り、明年再び來りて貿易せんことを長崎頼純に約し、貿易して歸れり。頼純乃ち領主大村純忠に具申し、地割を定め、附近所在の商人を招きて家屋を構へ、凡五六町の町を造りしが、翌二年夏葡萄牙の商船果して長崎に來りて貿易せり。これよりこの地外國貿易の要港となれり。天正中大村・龍造寺の兩家相戦ふ時、頼純は長崎の地を抵當として巨額の軍資を葡萄牙人より借入れ、一時の急を救ひしが、期に至りて返済すること能はず、葡人は純忠に迫りて長崎の地を教會に寄附せしめ、之より長崎は全くゼスイツト教會の所領となりしが、天正十五年豊臣秀吉九州征伐の時之を聞きて大に怒り、長崎を收めて公領となし、長崎奉行を置けり。徳川氏が鎖國令を發するに及び、和蘭・支那の二國に限り、長崎の一港にて通商を許したれば、爾來この地は内外交通唯一の門戸となれり。

【基督教の傳來】歐羅巴との交通開くると共に基督教の宣教師も亦渡來せり。初葡萄牙船の種子島に漂著するや招かれて豊後・薩摩に至り貿易を許さる。時に薩摩の一青年アンジロ西曆一五四〇年といふもの罪を犯し、葡船に請うてマラツカにゆき、その地に布教中のゼスイツト派西曆一五四〇年の種子島に漂著するや招かれて豊後・薩摩に至り貿易を許さる。時に薩摩の一青年アンジロ

ザビエルの布
教
普及の速なり
し理由

西曆一五
四九年
その徒二人と共に薩摩に來り、島津氏に調して布教の許を受け、尋で平戸の松浦氏、周防の大内氏の許可を得てその領内に布教し、後京都に上り將軍義隆に調して全國に布教する許可を得んとせしも、近畿地方の争亂の爲に志を果さず、轉じて豊後に至り大友義鎮に調して布教の許を得たり。サビエル我が國に布教すること二年餘にして去りしが、その後同派の宣教師は相踵いで渡來し熱心布教に従ひたれば、數年にして九州全部に普及し、漸次中國より近畿地方に傳播せり。かく普及の速なりしは主として各地の豪族が葡船を入港せしめ貿易の利を占めて富強を計らんとせしによる。當時之を天主教また切支丹宗キリシタンと云ひ、宣教師を伴天連バテレンといへり。初は吉利支丹と書きしが後徳川綱吉の諱を避けて切支丹と書くことなれり

織田信長と基
督教
三侯の遣使

織田信長はかねて僧侶の專横跋扈を惡みしかば、之を抑ふる政畧上より天主教を保護し、屢宣教師ルイス・ブロイス等を引見し、京都に南蠻寺初永を建て、寺領を寄せて自由に弘布せしめ、後又宣教師バリヤンをして安土アツテに學校を建てしめたり。さればこの頃天主教の傳播は頗る著しく、九州・中國・近畿地方は固より遠く仙臺・會津・金澤に及び、寺院二百、信者十五萬人に達し、諸侯にも之を信するもの少からず。中にも豊後の大友義鎮、肥前の大村純忠・有馬晴信は最も熱心なる信者にして、その領内に寺院を建て學校を設けしが、宣教師ベリニヤンの勸により、三侯相謀りて伊東義賢ヨシカク・千石清左衛門チシハを使節として羅馬に遣せり。

邦人歐洲渡航の始

この使節は天正十年紀元二三四二年 西暦一五八二年正月ベリニヤンと共に長崎を發し、阿媽港・マラツカ・ゴア等を経、亞弗利加の南端を廻りて、天正十二年七月葡萄牙の都リスボンに著き、更に西班牙の國都マドリットに至りて國王フィリップ二世當時は西班牙王葡 萄牙王を兼ねたりに謁し、更に地中海を渡りて伊太利に入り、羅馬に至りて法王グレゴリオ十三世に謁見し、ヴェニス・ゼノア等を巡つて再び西班牙に入り、リスボンを發して、天正十八年紀元二五〇〇年 西暦一五九〇年六月長崎に歸著せり。これを本邦人歐洲渡航の始とす。

試験問題

- 倭寇(專檢・高校・神商・長商・東北農・海軍) ○我が國及び支那にて倭寇の最盛時代(海軍)
- 八幡船(海軍・專檢) ○室町時代に於ける對外關係(名工・海軍・東師・東外) ○天龍寺船(文豫・陸士・海軍)
- 我が國と明との交通を記せ(高校) ○足利時代に於ける我が國と支那との交通(東商) ○足利時代に於ける支那朝鮮との交通(文豫)
- 南蠻寺(陸士・海軍) ○足利義滿の外交(海軍) ○勘合符(文豫・東外) ○足利時代に於ける宗氏と朝鮮との關係(文本) ○鐵砲の我が國に輸入せられし年代(海軍)
- 戰國時代の對外關係(文本) ○種子島(東女師) ○始めて我が國に來りし白人種(歐羅巴人)及其の事蹟(商船・東師) ○西洋より我が國へ始めて傳來せし宗教名及びその派竝にその性質(海軍)
- 織田信長の佛教及び耶穌教に對する態度(文豫) ○琉球(文本) ○戰國時代に於ける歐洲文化の影響(文豫) ○室町時代の我が國と明との國交を記せ(陸士) ○始めて我が國に來りし歐洲人につきて記せ(東師) ○我が國に基督教傳來の年代とその傳播の狀況及びその禁制に關するまでの經過の大事を述べよ(海軍)

第二章 織田信長の經畧

織田氏の祖

【信長の興起】 織田氏はもと越前國丹生郡織田莊の莊官なりきといふ。後管領斯波氏に仕

織田信秀の勤王

へて重臣となり、尋でその守護代として世世尾張を治めしが、應仁の亂後斯波氏の衰ふるに及びて勢を得、信長の父信秀勇武にして智畧あり、遂に自立して附近の諸豪族を従へ、勢漸く強大となり、美濃の齋藤秀龍三河の松平清康等と争へり。信秀夙に敬神の念に富み、また勤王の志厚く、天文九年紀元二二二〇年には伊勢の外宮を修理し奉り、同十二年紀元二二二三年には禁垣修理の料として錢四千貫文を獻上せり。後奈良天皇叡感あり、翌年連歌師宗牧の東下に託して聖旨を傳へ、ニヨウバウホウシヨ女房奉書勾當内侍が勅旨を奉じて下さる文と古今集一部とを賜へり。天文二十年紀元二二二一年信秀卒して

信長徳川家康と結ぶ

信長嗣ぐ。信長英邁にして夙に天下を平定せん志あり。永祿三年紀元二二二〇年桶狭間の一戰に今川義元を斬りて武名を遠近に轟かし、尋で三河の徳川家康當時松平元康といへりと結び、之をして東方の敵に當らしめたり。これよりさき、美濃の齋藤秀龍は少子を愛して長子義龍を廢せんとせしかば、義龍怨み父と二弟とを殺して自立せり。義龍信長の英武を憚り、嘗て信長が京都に遊びしを覗ひ刺客を放つて之を害せんとして果さず、信長大に怒り義龍が父を弑せしを名として

信長と齋藤義龍

信長岐阜に移る

之を伐てり。義龍卒し子龍興襲ぎ暗愚にして民心離叛せしに乘じ、信長は美濃の將士を誘うて已れに應ぜしめ、永祿七年紀元二二二四年八月遂に襲うてその稻葉山城イナバヤマを陥れて、齋藤氏を滅し、居城を此の地に移して岐阜ギフと改稱せり。この年信長は近江の浅井長政と和し、妹を以て之に妻はせ、翌年また養女を武田信玄の子勝頼カツヨリに妻はして武田氏と結び、以て後顧の憂を絶てり。

織田氏

〔説〕 (一) 織田氏 世に織田氏は平氏にして、平重盛の子資盛より出づと傳ふれど、最近史家の研究によれば織田氏實は藤原氏なるを信長に至りて平氏を稱したりといふ。而して信長が平氏を稱したる理由につきて田中義成博士は『これ信長が源平交迭といふ時代思想即ち源氏の足利氏既に衰へ、平氏之に代つて起るといふ思想を利用したるもの』とし、又平氏を稱したる年代につきて、『天文十八年の信長の制札に藤原信長とあれば、信長が平氏を稱せしは天文十八年以後なること明にして、恐らく信長が將軍足利義昭を擁して天下を圖るに及び、源平交迭の思想より平氏を稱せるものと思惟するを得』と論ぜられたり。

【信長の上洛】

正親町天皇信長の武名を聞き召し、永祿十年紀元二二七年十一月クラレンツキョウハルトヨ勸修寺晴豊に勅し立入宗繼クタイリムネツグを勅使として岐阜に下し、その武勇を賞し、美濃・尾張兩國に於ける御料所の恢復を命じ給ふ。信長感激し、天下を平定して叡慮を安んじ奉らんとし、日夜西上の策を廻らせり。偶足利義昭使を送りて恢復の事を託す。義昭は將軍義輝の弟始嗣となりて覺醒と號

正親町天皇密勅を信長に賜ふ

義昭恢復を託す

し、奈良一乘院の院主たり。義輝の松永久秀等に弑せられし時義昭も幽せられしが、細川藤孝の援により、密に遁れて近江に走り、六角氏に依り還俗して義昭といひ、尋で越前に赴き朝倉義景に頼りて恢復の事を託す。義景歡びて之を迎へたれども、遷延して容易に發せず、義昭その頼むに足らざるを見て遂に信長に託するに至り。

信長の伊勢經畧

信長は美濃平定の後北伊勢を侵し、その名族關氏の總領神戸友盛カシベを降し、三子信孝をしてその嗣たらしめ、次で長野氏を降し全く北伊勢を平定せしかば、永祿十一年紀元二二二年七月義昭を越前より迎へ之を奉じて上洛せんとす。時に近江の六角義賢ヨシカク入道して承禰シヤク三好三人衆と通じ

信長の上洛

て觀音寺城蒲生郡老蘇村に據り信長の招に應ぜず。信長乃ち九月大軍を率ゐて岐阜を發し、義賢を討ちて之を走らし進みて京都に迫るや、三人衆は恐れて攝津に走り、三好義繼・松永久秀は來降りしかば信長直に京都に入れり。初京都の市民は信長の武勇を傳聞して軍兵の掠奪を怖れ相率ゐて遁れ去りしが、その入京するや號令嚴肅にして秋毫も犯すことなく、軍士を遣して宮門を護衛せしめ、又市中を巡行して士卒の狼籍を禁ぜしめしかば、上下大に安堵し、遁逃せしもの相踵いで歸洛せり。時に三人衆の徒なほ河内・攝津の諸城に據り足利義榮を奉じてこれに抗す。信長乃ち自ら義昭を奉じてこれを討つ。諸城風を望みて或は潰え、或は降り、義榮は病みて卒し、旬日にして畿内は全く信長の手に歸せり。十月義昭征夷大將軍に任ぜら

畿内の平定

義昭將軍に任

る。義昭は信長の功を賞し、管領職に補し副將軍に任ぜしめんとせしも、信長固辭して受けざりしかば、桐と二引兩との紋を授け、且「御父」と呼んでその恩を謝せり。十二年信長は二條の邸を營み義昭を居らしめたり。

伊勢の平定

【信長と浅井・朝倉二氏】 永祿十二年信長は伊勢を討ち、北畠具教を大河内城（阪南郡大河内村）に攻めて之を降し、二子信雄をして具教の嗣たらしむ。是に於て南伊勢も亦信長に屬す。初信長義昭を奉じて入洛せんとするや、使を遣して、朝倉義景を招きしが、義景信長の下風に立つを恥ぢて之に應ぜず、此に至りて信長之を討たんとし、元龜元年（紀元二二一三〇年）四月大舉して越前に攻入り手筒山・金崎（共に敦賀郡）の諸城を抜く。浅井長政は信長と姻戚の親あり攻守同盟を約せしが、その家元より朝倉氏の恩を受くること少からず、（三六〇）且長政の父久政信長を疑ひ、朝倉氏滅亡せば己れも亦危からんことを恐れ、長政に勸めて朝倉氏を援けしむ。是に於て長政は六角義賢及び延曆寺の僧兵と結び、謀を義景に通じ、急に起つて信長の背後を襲はんとす。信長乃ち軍を班し、更に徳川家康の援を得て、六月兵を近江に進め、浅井・朝倉二氏の軍と姉川（東淺井郡）に戦ひて、大に之を破れり。時に三好三人衆の徒信長の江北に事あるを機として攝津に蜂起し、大阪なる本願寺光佐（光佐の子光壽朝倉義景の女を娶る約ありたるを以て朝倉氏に應じて大阪石山城に據りて三人衆と連合す。信長軍を攝津に出して之を討つ。淺井・朝倉

信長朝倉氏を討つ

浅井長政朝倉氏に應ず

信長浅井朝倉二氏を姉川に破る

本願寺浅井朝倉二氏を破る

浅井朝倉叡山に據る

信長浅井朝倉と和す

姉川の戦

義昭信長を忌む

二氏その虚に乗じて京都を襲はんとし、出でて近江の坂本に陣せしが、信長直に軍を班して阪本に至るを見て叡山に據れり。信長乃ち僧徒に諭して二氏を援けざらしめんとせしも僧徒之に應ぜざりしかば、信長長圍を策して叡山を攻む。かくて兩軍相對峙すること九月より十二月に及び、その間六角義賢は甲賀山中に起りて浅井・朝倉氏に應じ、近江・伊勢の一向一揆亦起りて信長の糧道を絶たんとしてこれを苦め、叡山に據れる朝倉義景も亦北國の通路閉塞して糧食の缺乏に苦めり。時に將軍義昭大に兩者の調停に努め、正親町天皇も亦勅を下して兵を弭めしめ給ひしかば、十二月に至り和議成り各兵を收めぬ。

【解説】（一）姉川の戦 元龜元年浅井長政の朝倉義景に通じて兵を起すや、信長はまづ浅井氏を討たんとし、六月自ら將として長政の本城小谷（東淺井郡小谷村）を威嚇し、横山城（阪田郡北郷里村）を圍む。長政兵を率ゐて赴き救ひ且援を義景に求めしかば、義景弟景健をして來り援けしむ。信長また援を家康に求めしかば、家康自ら來りて景健の軍に當り、信長は姉川に臨みて長政と戦ふ。この役長政奮闘して信長の先鋒を破り、その麾下に迫りしが、家康苦戦して景健を破る。長政の軍之を見て氣沮む。稻葉通朝等之に乗じ横に長政の軍を衝きければ、長政遂に大敗して小谷に歸る。信長の軍勝に乗じ追撃して小谷山下に至り、殺獲算なし。木下秀吉直に小谷を取らんことを請ふ。信長聽かず、火を放つて軍を收め、轉じて横山城を攻めて之を陥れ、秀吉をして守らしめて岐阜に凱旋せり。

【足利氏の滅亡】 將軍義昭は初大に信長を徳とし、御父と稱して之を優遇せしが、信長の

義昭信長を討
たんとす

足利氏滅ぶ

信長小谷城を
圍む

叡山を焼く

威名日に揚り、政治の實權は全く信長に歸し、己れは唯虛名を擁するに過ぎざるを見て、漸く之を忌み、往往信長に謀らずして專斷の行あり。元龜三年（紀元二二三年）信長十七條の意見書を上りてこれを諫むるや、義昭は愈これに疎外し、竊に淺井・朝倉・武田・毛利の諸氏及び本願寺に通じて信長を討たんとすを謀り、天正元年（紀元二二三年）三月遂に令を天下に下して兵を徵す。信長人を遣して之を辯せしも義昭聽かず。信長乃ち軍を率ゐて入京し、二條第を圍みしかば、義昭窮して和を求む。信長之を諾して一時事平ぎたれども、七月に至り義昭再び兵を擧ぐるに及び、信長遂に之を河内に逐ひ、奏してその官爵を削れり。義滿將軍となりてより三代百八十餘年にして足利氏亡びたり。

【近畿の平定】 信長は勅命を奉じて、一旦淺井・朝倉兩氏と和したれども、到底兩立する能はざるものなれば幾くもなく和破れて、元龜二年（紀元二二二年）五月淺井長政領内の一向宗徒をして兵を起して信長に當らしめ、朝倉義景も亦兵を出して長政を援けしかば、信長は軍を出して小谷城を圍みぬ。この前後佐和山城（近江國犬上郡彦根町）主磯野員正を始め淺井氏の諸將の信長に降るもの多し。信長は延曆寺僧徒の暴行を怒り之を伐つて淺井・朝倉の強援を絶たんとし、九月大擧して急に之を攻め火を放つて悉く堂舎を焼き、僧徒千六百餘人を斬れり。平安朝以來墮落横暴を極めし山法師も是に至りて全滅せり。

朝倉氏滅ぶ

淺井氏滅ぶ

本願寺を攻む
毛利氏本願寺
を援く
荒木村重の叛

時に武田信玄淺井・朝倉兩氏と約し、大擧西上して信長を夾撃せんとす。信長之を聞き先んじて兩氏を滅さんとし、元龜三年（紀元二二二年）七月近江に入りて小谷城に迫る。朝倉義景來援け信長と對陣せしが、十月に至り信長は信玄軍を遠江に出せりと聞きて岐阜に還り、義景も亦軍を收めぬ。天正元年（紀元二二三年）八月信長また淺井氏を討つ。義景來援けて克たず、陣を燒きて逃る。信長は子信忠をして淺井氏に當らしめ、自ら義景を追撃して越前に入る。義景は居城（イナシヨウガクニ 乗谷村）を棄てて遁れしが、一族景鏡の叛にあひて自殺し、朝倉氏滅びぬ。信長直に近江に還り小谷城に迫る。久政・長政父子自殺して淺井氏も亦滅び、越前・近江共に信長に歸せり。信長乃ち小谷城を羽柴秀吉に與へて淺井氏の舊領を食ましむ。越前は天正二年に至り一向宗徒等亂を起して朝倉景鏡を殺し全國を占領す。三年八月信長大軍を率ゐて之を征服し、越前を柴田勝家に與へ、北莊（キタノシヤウ 今の福井市）に城きて居り、北陸を經營せしむ。

伊勢の一向一揆は長島に據りて勢猖獗なりしかば、信長は天正二年九月海陸より攻めて之を陥れ、天正四年大阪本願寺を攻む。光佐窮窮して援を毛利氏に請ふ。毛利輝元糧食と兵士とを送りて之を援け、紀州の雜賀（サイイガ 海草郡 雜賀村）根來（ネゾ 郡賀郡 根來村）の一揆亦起りて本願寺に應じ、本願寺の勢また振ふ。五年二月信長大兵を率ゐて紀州に入り雜賀・根來の一揆を平定す。六年三月信長の部下荒木村重攝津有岡城に據つて叛し、歎を本願寺及び毛利氏に通ぜしも、七年十一月

信長本願寺と和す

城陥り村重自殺し、本願寺また漸く窮するに至れり。天正八年三月正親町天皇勅使を遣して信長と講和すべきを光佐に諭し給ふ。光佐到底織田氏に敵すべからざるを覺り、勅を奉じて信長と和し、四月城を出でて雜費に退く。その子光壽如教は父の命に従はず、獨大阪に留りて信長に抗せんとせしも、事成らずして八月紀州鷲森和歌山に退去し、近畿全く平定せり。

信長右大臣に任ず

この後光壽はなほ陰に再舉を謀りしかば、信長は天正十年五月丹羽長秀を遣して鷲森を討たしめんさせしが、本能寺の變ありて果さざりきこの間信長は官位累に昇進し、天正五年十一月には右大臣に任じ正二位に叙せられぬ。また天正四年には居城を近江の安土蒲生郡安土村大字豊浦の安土山に築き、ここに移りて天下の大事を決せり。この時代を一に安土時代と稱するはこの故なり。

安土の築城

安土城は結構壯麗・規模宏大にして、殊にその天主閣は天下の偉觀なりきといふ。

信玄駿河を併す

【信長と信玄】 武田信玄・上杉謙信・毛利元就等の諸豪は共に早くより京都に上り近畿を平定し、將軍を擁して天下に號令せんとする志あり。中にも信玄は今川義元戦死してその子氏眞の暗愚なるに乗じ、屢之を侵して元龜元年紀元三三〇年正月には遂に全く駿河を併吞し、翌二年には北條氏政氏康の子と和し、東方復後顧の憂なきに至りしかば、益西上の計畫を廻らし、加費・越中の一向一揆及び越中の諸豪族と結びて謙信を制肘せしめ、遂に將軍義昭・朝倉義景・淺井長政及び本願寺と謀を通じ、元龜三年紀元三三二年十月大舉して遠江に攻め入れり。時に徳川家康遠江の濱松にあり。これよりさき家康は信玄の侵入を防がんとして、元龜元年十月上

信玄遠江を侵す

三方原の戦

杉謙信と同盟せしが、此に至りて急を信長及び謙信に報じて援兵を求む。信長は佐久間信盛・瀧川一益等をして兵二千を率ゐて赴き援けしむ。家康自ら兵一萬餘を率ゐ、信長の援軍と共に、信玄の軍と三方原遠江國濱名郡に會戦十二月廿二日せしが、遂に敗れて濱松城に還る。信玄追撃して濱松を攻めしも抜くこと能はず。翌天正元年正月三河に入りて野田城南設樂郡新城市を抜きしが、陣中に病を得、終に歸國の途に卒せり。四月十日

信玄卒す

謙信西上を企つ

【信長と謙信】 信長は信玄の西上に備ふる策として上杉謙信と結び、その子を以て謙信の養子となさん事を約せしが、信玄の歿後は二者の關係また舊の如くなる能はず、殊に朝倉氏滅びて後、信長の勢力漸く北陸地方に及ばんとするを見て、謙信意平ならず武田勝頼信玄の子と和し、能登・越中を畧し機を見て西上せんとす。時に前將軍義昭中國に遁れて、毛利氏に頼りしが、屢書を謙信に送りて、毛利氏と呼應して信長を夾撃せんことを勧め、松永久秀も亦陰に謙信に歎を通じて信長を夾撃せんことを約せしかば、謙信は天正五年紀元三三七年十月諸將を集めて西上を議し、六年三月を以て大舉西上せんとせしが、出發の期にさきだつ二日三月十日俄に病みて卒し、養子景勝後を嗣げり。是に於て信長の鄰國また強敵なし。松永久秀は天正五年十月大和信貴城に據りて叛し

謙信の卒去

謙信に應ぜしが幾もなく敗れて滅亡せり

【武田氏の滅亡】 武田信玄卒し、子勝頼嗣ぎ、父の遺志を奉じて屢遠江を侵ししが、天正

長篠城包圍

武田氏衰ふ

三年紀元二二三年 三五年五月大舉して三河に入り長篠城南設樂郡長篠村を圍み攻撃甚だ急なり。城將オクケヒラノフマサ奥平信昌固く守りて屈せず、急を家康に報ず。家康急使を馳せて信長の來援を求む。信長子信忠と共に諸將を率ゐて來り援け、家康と軍を合せて大に勝頼の軍を破れり。五月二日この役武田氏の勇將・名士多く戦死し、武田氏の勢大に衰へたり。

信長武田氏を伐つ

長篠の役後、勝頼はなほ屢兵を三河・遠江の境に出し、家康もまた駿河・遠江・三河に於ける武田氏の諸城を攻めて交戦絶えざりしも、信長は毛利氏及び本願寺と兵を構へて武田氏を顧みるに違あらざりしが、天正八年本願寺と和し、近畿西國の備漸く整ひしかば、乃ち鋒を轉じて武田氏を圖るに至れり。時に信濃の人木曾義昌事によりて勝頼を恨み、密に歎を信長に通じ、武田氏征伐の嚮導たらん事を約す。勝頼聞いて大に怒り兵を遣して之を伐つ。義昌急を信長に報じて援を求む。信長乃ち天正十年紀元二二二年 四二年二月子信忠と共に木曾・伊奈の二道より信濃に入り、徳川家康は駿河より、北條氏政亦駿河より入つて勝頼に迫る。時に武田氏の一族・重臣の離叛して信長・家康に降るもの多し。三月二日信忠進んで高遠城信濃國伊奈郡高遠町を陥れ、守將仁科信盛勝頼の弟を殺し、進んで上諏訪に至る。勝頼は甲府の到底守りがたきを知り、火を放つて之を焚き、小山田信茂の居城岩殿城同國北都留郡岩殿村に赴かんとせしに、信茂俄に叛せしかば、勝頼は從者四十餘人と共に天形町同國北都留郡天形町に赴かんとし、追討の迫る所となり、山

武田氏の滅亡

田野の地の民家に據りて奮戦せしも衆寡敵せず、勝頼信勝父子以下自刃して武田氏遂に滅亡せり。三月十日信長乃ち武田氏の舊領を處分し、駿河を徳川家康に、甲斐を川尻秀高に、川中島四郡を森長可ナガヨシに與へ、又瀧川一益に上野國と信濃の佐久・小縣の二郡を與へ、厩橋城上野國前橋市曲輪西町に居りて東國を鎮撫せしむ。

長篠の戦

【長篠の戦】天正三年五月武田勝頼大舉して三河に入り長篠城を圍む。織田信長・徳川家康急を聞きて來援く。兩家の軍合せて七萬二千餘。五月十八日信長は極樂寺山に陣し、家康は高松山に陣す。勝頼勇を恃み、自ら出でて戦はんとし、馬場信房・山縣昌景等の諫を聽かず、兵二千を分ちて長篠城に備へしめ、自ら二萬餘騎を督し、信長の陣を壓して陣を布く。二十日酒井忠次信長に請ひ、夜に乗じてトビノスヤ高巢山なる勝頼の後陣を襲ひ、二十一日拂曉之を陥れ守將武田信實を斬り、火を敵寨に放つ。奥平信昌これを見て急に城門を開き突出して奮戦し、甲州の軍大に亂る。信長はかねて諸隊に命じて柵を營前に結ばしめ、家康をして亦之に倣はしめしが、二十一日勝頼の軍來迫るや、銃手數千人をして迭に放たしむ。彈丸雨の如く勝頼の軍死者相踵ぎ、遂に大に敗れ、馬場信房・山縣昌景・眞田信綱・内藤昌豊・土屋直村・小幡貞政等の宿將・勇士皆戦死し、勝頼纔に敗軍を率ゐて甲州に還れり。

毛利元就九州を侵す

【信長と毛利氏】中國にては毛利元就尼子氏を滅して山陰・山陽を定め、漸く九州に手を伸ばさんとす。是に於て高橋鑑種・秋月種實・筑紫廣門・立花鑑載等九州の豪族にして歎を毛利氏に通ずるもの少からず。大友義鎮之を伐てば、元就は二子吉川元春・小早川隆景を遣し